# 平成23年度

# ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成25年3月

環境省

#### はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号。 以下「法」という。)の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市(政 令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。)計107地方公共団体からの報 告に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間を対象に

- ( )特定施設の届出等の状況
- ( )特定施設に係る規制事務実施状況
- ( )設置者による測定結果報告状況
- ( )土壌汚染対策の状況
- ( ) 都道府県・政令市における条例制定状況
- ( ) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。)においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可(設置・構造変更)を受け、又は届出(氏名等変更・使用廃止)を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成25年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室 環境省水・大気環境局水環境課 環境省水・大気環境局土壌環境課

# 目 次

	. 特定施	設の届出等の状況	••••••
	. 特定施	設に係る規制事務実施状況	5
	. 設置者	前による測定結果報告状況	•••••
	. 土壌汚	5染対策の状況	••••• {
	. 都道府	f県・政令市における条例制定状況	••••• {
	. その他		••••• {
表	- 1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	•••••• 10
表	- 2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	•••••• 1
表	- 3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)	••••• 13
表	- 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	••••• 14
表	- 5	水質基準対象施設の届出等の状況 ( 届出内容別・総括 - 全国 )	15
表	- 6	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)	16
表	- 7	水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令	市別)・・・・・ 36
表	- 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別	) · · · · 58
表	- 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別	) · · · · · 64
表	- 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況	
		(施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別) - 都道府県・政令市	別)・・・・・・ 66
表	- 11	適用除外等の状況 ( 大気関係・水質関係 - 全国 )	88
表	- 12	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表	- 13	適用除外等の状況 ( 大気・水質別 - 都道府県・政令市別 )	•••••89
表	- 14	その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政	な令市別)・・・90
表	- 1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係 - 全国)	•••••92
表	- 2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係 - 全国)	•••••92
表	- 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係・全国)	•••••92
表	- 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	•••••95
表	- 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	104
表	- 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況( 全国 )	••••• 115
表	- 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気	漬・全国)
			••••• 116
表	- 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	••••• 117
表	- 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質	〔・全国)
			••••• 118
表	- 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別	) · · · · · 119
表	- 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況	
		(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別	) · · · · · 13!

表	- 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・	145
表	- 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況	
		(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・	159
表	- 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国 )・・・・・・・	163
表	- 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		( 大気・水質別 - 都道府県・政令市別 )・・・・・・・	164
表	- 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況	
		(大気関係・水質関係 - 全国 )・・・・・・・	166
表	- 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
表	- 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
表	- 3	法第 34 条第 1 項に基づく立入検査の実施状況	
		(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)・・・・・・・	168
表	- 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国) ・・・・・・・・	170
表	- 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法・全国) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	171
表	- 2	水質基準対象施設の届出等の状況 ( 許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域 )・・・・	172
表	- 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	
		(平成24年8月15日現在)・・・・・・・	173
表	- 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	
		(平成24年8月15日現在)・・・・・・・	176
表	- 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況	
		( 大気関係・水質関係 - 全国 : 平成 24 年 8 月 15 日現在 )・・・・・・・	177
表	- 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		( 大気関係・水質関係 - 全国:平成 24 年 4 月 ~ 8 月 )・・・・・・・	178
表	- 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況	
		( 大気・水質別 - 都道府県・政令市別: 平成 24 年 4 月 ~ 8 月 )・・・・・・・	179
表	- 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等	
		(全国:平成24年4月~8月)・・・・・・・	181
表	- 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等	
		(全国:平成24年4月~8月)・・・・・・・	182
表	- 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等	
		(施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 24 年 4 月 ~ 8 月)・・・・・・・	183
表	- 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等	
		(施設種類別・都道府県・政令市別:平成 24 年 4 月 ~ 8 月 )・・・・・・・	203

# . 特定施設の届出等の状況

#### 1.1 特定施設の届出等施設数(表 -1~2、図1)

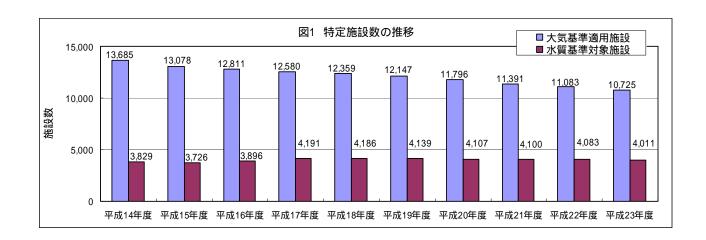
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可(みなし許可を含む。以下、同じ。)がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

平成24年3月31日において、大気基準適用施設数は10,701、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,000である。事業場数は、大気関係が7,753、水質関係が1,756である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設(以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。)<sup>注1)</sup>を加えると、大気基準適用施設数10,725、水質基準対象施設数4,011であり、事業場数は、大気関係7,765、水質関係1,761である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準適用施設は平成17年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成23年度は大気基準適用施設、水質基準適用施設とも前年度から若干の減少となった。

注1)法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



#### 1.2 特定施設の届出等の状況(表 - 3~5、図2、3)

#### (1)大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表1)。

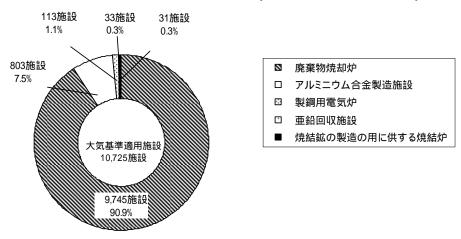
	平成22年度末の施設数 11,050										
	平成23年度中の推移										
法	設置届出[新設(法	第12条第1項)]	1 3 1								
法に基づく施設	使用届出[既設(法	第13条第1項 )] <sup>注2)</sup>	5								
ヺ   	規制対象規模未満への	の変更届出									
く   施	(法第1	4 8 5									
設	使用廃止届出 ( 法第	18条)									
	平成23年度末の施設数	10,701									
	ドルと3千皮木の心は数	(7,753)									
鉱山保安 法等関係	平成23年度末の施設数 11日 - 11日	7(車業提数) <sup>注4)</sup>	2 4								
法令施設	アルと 3 千皮木の心は数	(16)									
計	平成23年度末の施設数	10,725									
П	アルと3十反不の心改数	(7,765)									

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

- 注2)既設の未届施設で、平成23年度に新たに届出がなされたもの。
- 注3)法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用 を受けなくなった施設数。
- 注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がな された施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
- 注5)事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分(4事業場)を除いた値である。

平成23年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く9,745施設であり、全体の90.9%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設803施設、製鋼用電気炉113施設となっている。

#### 図2 大気基準適用施設の種類別割合(平成23年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が4,014施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が6,711施設となっている。

#### (2)水質基準対象施設

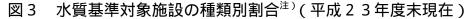
表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出(瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。)等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表2)。

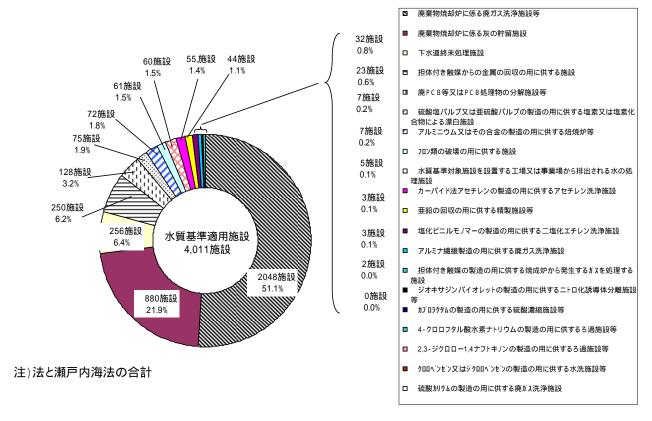
平成 2 2 年度末の施設数 4,076 平成 2 3 年度中の推移  設置届出・設置許可 注6) [新設(法第12条第1項・		校と 小真本学別家地政に示る田田寺の状況	
設置届出・設置許可 <sup>注6)</sup>		平成22年度末の施設数	4,076
法及び瀬戸内海法第5条第1項)     52       瀬戸内海法第5条第1項)     (世用届出 注7)       (既設(法第13条第1項・ 瀬戸内海法第7条第2項)     3       規制対象規模未満への変更届出・変更許可 注8)     (法第14条第1項・ 瀬戸内海法第8条第1項)       (法第14条第1項・ 瀬戸内海法第8条第1項)     (法第18条・瀬戸内海法第9条)       平成23年度末の施設数(事業場数)     4,000 (1,756)		平成23年度中の推移	
漢字 (法第18条・瀬戸内海法第5条第1項)] 使用届出 注7) [既設(法第13条第1項・ 3 瀬戸内海法第7条第2項)] 規制対象規模未満への変更届出・変更許可 注8) (法第14条第1項・ 瀬戸内海法第8条第1項) 使用廃止届出 (法第18条・瀬戸内海法第9条) 4,000 (1,756)		設置届出・設置許可 <sup>注6 )</sup>	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	法	[新設(法第12条第1項・	5 2
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	及び	瀬戸内海法第5条第1項)]	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	瀬	使用届出 注7)	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	戸内	[既設(法第13条第1項・	3
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	海	瀬戸内海法第7条第2項)]	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	法に	規制対象規模未満への変更届出・	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	基	変更許可 注8 )	
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	づく	(法第14条第1項・	1 2 1
(法第18条・瀬戸内海法第9条) 平成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)	施	瀬戸内海法第8条第1項)	131
平成23年度末の施設数(事業場数) 4,000 (1,756)	設	使用廃止届出	
学成23年度末の施設数(事業場数) (1,756)		(法第18条・瀬戸内海法第9条)	
(1,/56)		   亚成23年度末の施設数(事業提数)	4,000
鉱山保安		十成と3千度小の地成数(事業物数)	(1,756)
法等関係   平成23年度末の施設数(事業場数) <sup>注9)</sup>   11   12   13   14   15   15   15   15   15   15   15	鉱山保安	   亚成23年度末の施設数(東業提数) <sup>注9)</sup>	1 1
法令施設		〒以23千皮木♥ノルロ以以(芋未物以 )	( 9)
計 平成23年度末の施設数(事業場数) <sup>注10)</sup> 4,011	<b>≐</b> ∔	   亚成23年度末の施設数(事業提数) <sup>注10)</sup>	4,011
一	П	〒以23千1文小V/川は双(芋未物双 <i>)</i> 	(1,761)

表2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

- 注6)瀬戸内海法に基づく許可等を含む。
- 注7)従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成23年度に新たに届出がなされたものを含む。
- 注8)法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。
- 注9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
- 注 10)事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分(4事業場)を除いた値である。

平成23年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、こ の中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,048施設、灰の貯留施設が880施設で あり、合わせて、全体の73.0%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が256 施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が250施設となっている。





#### 1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 -6~14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10に施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11に全国の状況を、表 - 13に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12に全国の状況を、表 - 14に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

# . 特定施設に係る規制事務実施状況

#### 2 . 1 規制事務の実施状況(表 - 1 ~ 3)

表 - 1 ~ 2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び 罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質 関係別にまとめた。その概要は、次のとおり(表3)。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係4,860件、水質関係716件であった。 法に基づく命令が発令された件数は、大気関係20件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係 2,030件(口頭指導1,005件、文書指導1,025件) 水質関係103件(口頭 指導51件、文書指導52件)であった。

都道府県・政令市による測定(法第34条第1項)及び設置者による測定(法第28条第1項)の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設61件、水質基準適用事業場(水質基準対象施設が設置されている特定事業場)1件であり、それらのうち、20件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置(大気基準適用施設について改善命令11件、一時停止命令9件、水質基準適用事業場については0件)が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請注111はなかった。

注 11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に 起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、 法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業 法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規 定)による措置をとるべきことを要請することができる。

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	4,860	7 1 6
命令件数 <sup>注12)</sup>	2 0	0
指導件数 <sup>注13)</sup>	2,030	1 0 3
基準超過件数 <sup>注14)</sup>	6 1	1

表 3 規制事務実施状況

- 注12)法に基づく改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)。
- 注 13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条) 改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項) 並びに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
- 注 14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における 複数回にわたる超過は1件と見なす。

# 2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況(表 - 4~5)

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設(水質基準適用事業場)に 対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

# . 設置者による測定結果報告状況

#### 3 . 1 設置者による測定結果の報告状況(表 - 1 ~ 4)

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水(廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。)について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。この設置者による測定について、表 -1、2は大気基準適用施設、表 -3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。 注 15) その概要は、次のとおり(表4)

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、7,776施設(報告対象施設数10,653)報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、92施設(対象施設414)から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、595事業場(報告対象事業場数662)報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は12事業場(報告対象事業場数28)から報告があった。

注 15) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に 廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場か ら公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられてお り、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

N. DETICO O MICHINI IVII									
	大気基準適用施設	水質基準適用事業場							
報告件数	7,776	5 9 5							
(報告対象数)	(10,653)	(662)							

表 4 設置者による測定結果報告状況 注16)

注 16) 平成 2 3年4月1日から平成 2 4年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設7,868件、水質基準適用事業場607件となる。

#### 3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等(表 - 5 ~ 8)

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(表 - 9、10)

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別 にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執 られた。

- 3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況(表 11)
- 表 11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

#### . 土壌汚染対策の状況

表 - 1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に 指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

# . 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成24年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体(岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市)で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

#### . その他

- 6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況(表 1 ~ 2)
- 1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 1及び表 2に取りまとめた。

- 6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況(表 3 ~ 5)
- 2.1の表 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 3(大気基準適用施設)及び表 4(水質基準適用事業場)にまとめた。

なお、表中には表 - 3 取りまとめ以降の平成 2 4 年 8 月 1 5 日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5 に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

- 6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成24年8月15日までの措置 状況(表 -6~11)
- 表 1 (大気基準適用施設)及び表 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 6 に全国の状況を、表 7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成24年8月15日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)<sup>注1)注2)</sup>

<del>*</del>	:気基準適用施設	平成 2 4 年 3	【参 考】 平成23年				
	CAVE TENINGE	特定事業場数 届出施設数 届出					
焼結鉱の	製造の用に	16	31	32			
供する焼結炉		(16)	(31)	(32)			
製鋼用電	气怕	70	113	114			
衣邺刀电	LXIN	(70)	(113)	(114)			
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		14	33	34			
		(13)	(31)	(32)			
アルミニウム合金製造施設		235	803	817			
(焙焼炉	,、溶解炉、乾燥炉)	(235)	(803)	(817)			
	4 t/h以上		1,113	1,112			
	4 (/110)	-	(1,107)	(1,106)			
廃	2 t/h以上		1,439	1,450			
廃棄物焼却炉	~ 4 t/h未満 	-	(1,439)	(1,450)			
焼却	2 t /h未満 <sup>注 3 )</sup>		7,193	7,516			
炉	2 t/n未冲。	-	(7,177)	(7,499)			
	小計	7,430	9,745	10,078			
	ופיני	(7,419)	(9,723)	(10,055)			
		7,765	10,725	11,075			
合計		(7,753)	(10,701)	(11,050)			

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) <sup>注1)注2)</sup>

水質基準対象施設	平成 2 4 年 3	【参 考】 平成23年	
小貝坐午灯水旭以	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パル プ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩	29	75	76
素又は塩素化合物による漂白施設	(29)	(75)	(76)
カーパーイト・法アセチレンの製造の用に供するアセチレ	40	55	55
ン洗浄施設 	(40)	(55)	(55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄	0	0	0
施設	(0)	(0)	(0)
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄	5	23	22
施設	(5)	(23)	(22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉 から発生するがスを処理する施設のうち	4	7	7
廃ガス洗浄施設	(4)	(7)	(7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化	6	32	32
エチレン洗浄施設 	(6)	(32)	(32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施	1	5	5
設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	(1)	(5)	(5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に	1	2	2
供する水洗施設、廃がス洗浄施設	(1)	(2)	(2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施	1	3	3
设	(1)	(3)	(3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供す	1	3	3
るろ過施設及び廃がス洗浄施設	(1)	(3)	(3)
ジオオサジンパイルットの製造の用に供するニトロ 化誘導体分離施設、還元誘導体分離施 設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体	1	7	7
洗浄施設、ジオナサジンバイオレット洗浄施設及 び熱風乾燥施設	(1)	(7)	(7)
アルミウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス	32	72	80
洗浄施設、湿式集じん施設	(32)	(72)	(80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃が	8	44	44
ス洗浄施設及び湿式集じん施設	(8)	(44)	(44)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1)注2)

水質基準落	<b>对象施</b> 設	平成24年3	【参 考】 平成23年 3月31日現在			
小只坐十/	ZI WILLY	特定事業場数	特定事業場数   届出施設数			
担体付き触媒からの金		7	250	251		
9 る施設の ブララ過点 廃ガス洗浄施設	四政、 情袋/心政及び	(7)	(250)	(251)		
	廃ガス洗浄施設、	908	2,048	2,121		
廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設	(904)	(2,039)	(2,110)		
廃ガス洗浄施設、湿式  集じん施設及び灰の	灰の貯留施設	411	880	875		
貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す	次の別番心設	(411)	(880)	(875)		
るもの	小計	1,319	2,928	2,996		
	והיני	(1,315)	(2,919)	(2,985)		
廃PCB等又はPCB処理物 PCB汚染物又はPCB処理		17	128	126		
分離施設		(17)	(128)	(126)		
プロン類の破壊の用に供 ズマ反応施設、廃ガス		38	61	62		
集じん施設		(38)	(61)	(62)		
て水送物士加田佐舎		220	256	258		
下水道終末処理施設 		(220)	(256)	(258)		
水質基準対象施設を設		31	60	60		
事業場から排出される	5水の処理施設 	(30)	(58)	(58)		
		1,761	4,011	4,089		
合計		(1,756)	(4,000)	(4,076)		

- 注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に
- 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に 計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場と が重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

- 全国) 注1) 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別  $^{\circ}$ 

表

設注7)		特定	事業場数	注6)	0(0)	0(0)			(0)	(0)-				(0)0	(0)0					15(1)	(† )?-				16(4)
鉱山保安法等関係法令施設	平成24年	3月31日	現在の	設置基数	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(2)	0(0)	16(3)	11(3)	4(0)	1(0)	0(0)	22(5)	24(5)
鉱山保安法	平成23年	3月31日	現在の	設置基数	(0)0	0(0)	1(0)	(0)0	(0)0	1(0)	0(0)	2(0)	(0)0	(0)0	0(0)	0(0)	6(2)	0(0)	17(3)	12(3)	4(0)	1(0)	0(0)	23(5)	25(5)
	特定	事業場数	(9共		16	20			7	2		<u>'</u>		225	CC7					7 /10	£ .				7,753
	平成24年3月31日	現在の設置基数		a+b+c+d-e	31	113	12	5	3	2	6	31	29	720	54	803	1,107	1,439	7,177	2,569	3,184	994	430	9,723	10,701
		廃止等	注5)	ө	1	3	1	0	0	0	0	1	0	22	4	56	28	32	394	126	158	77	33	454	485
	14条	規模変更	注4)	q	1	-	-	1	-	-	-	,		1	-	-	-3 0	-2 +3	-1 +3	-1 +2	0 +1	0 0	0 0	9+ 9-	9+ 9-
		既設	注3)	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2	0	1	0	2	2
		新設	注2)	þ	0	2	0	0	0	0	0	0	-	11	0	12	30	20	29	19	34	7	7	117	131
	平成23年3月31日	現在の設置基数		а	32	114	13	2	3	2	6	32	28	731	58	817	1,106	1,450	7,499	2,673	3,307	1,063	456	10,055	11,050
					供する焼結炉		焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小計	熔焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計	4t/h以上	2t/h以上~4t/h未滿	2t/h未満	200kg/h以上~2t/h未満	100kg/h以上~200kg/h未満	50kg/h以上~100kg/h未満	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	小計	
					焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					アルミニウム	合金製造施設					廃棄物焼却炉					수 참

<sup>「+」</sup>は街の区分からの 注1)法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の移行を意味する。 移行を意味する。 注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。 注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)<sup>注1)</sup>

		平成 2	24年3月31日	現在の設置基数	注2)
				別表	第一
人	気基準適用施設	(計)	附則別表	法施行前	法施行後
			第二 <sup>注3)</sup>	設置 <sup>注4)</sup>	設置 <sup>注5)</sup>
		a + b + c	a	b	С
	製造の用に	31	29	_	2
供する焼	E結炉 	(31)	(29)		(2)
製鋼用電	气炉	113	96	6	11
农邺万年	LXVN	(113)	(96)	(6)	(11)
亜鉛回収		33	17		16
( 焙焼炉 溶解炉、	、焼結炉、溶鉱炉、 乾燥炉)	(31)	(17)	-	(14)
	アルミニウム合金製造施設 「焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	803	541	_	262
(焙焼炉		(803)	(541)	_	(262)
	   4 t/h以上	1,113	664	104	345
	7 (7119)	(1,107)	(658)	(104)	(345)
廃	2 t/h以上	1,439	1,032	119	288
廃 棄 物 焼	~ 4 t/h未満	(1,439)	(1,032)	(119)	(288)
焼   却   炉	   2 t/h未満 <sup>注6)</sup>	7,193	4,332	335	2,526
炉	2 (/11)不)则	(7,177)	(4,325)	(332)	(2,520)
	小計	9,745	6,028	558	3,159
	1.7.H1	(9,723)	(6,015)	(555)	(3,153)
合計		10,725	6,711	564	3,450
НП		(10,701)	(6,698)	(561)	(3,442)

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。
- 注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
- 注4)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大 気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が 適用となっている施設数。
- 注5)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国) 注1) 2

表

		平成23年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法 平成23年 3月31日 現在の 設置基数	等関係法令施 平成24年 3月31日 現在の 設置基数	施設 注7 ) 特定 事業場数 注6 )
「硫酸塩バルブ(タラートバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルː  造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	(トバルプ)の製 施設	92	1	0	0	2	75	29	0(0)	0(0)	0(0)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	語及	22	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)	0(0)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)
アルラナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		22	1	0	0	0	23	2	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	生するが 7を	7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)	0(0)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	争施設	32	0	0	0	0	32	9	0(0)	0(0)	0(0)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロハキサンン 設、廃ガス洗浄施設	分離別	2	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)	0(0)
クロロベンゼン又はジクロバンゼンの製造の用に供する水洗施 ガス洗浄施設		2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)	0(0)
4-クロロフタル酸水素ナトリクムの製造の用に供するろ過施設、 設及び廃ガス洗浄施設	<b>記</b> 段、乾燥施	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
2,3-ジクtm-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及 ス洗浄施設	施設及び廃が	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
ジ オサ、バイルトの製造の用に供する-In化誘導体分離 還元誘導体分離施設、In化誘導体洗浄施設、還元誘導 浄施設、ジオサジバイルリ・洗浄施設及び熱風乾燥施設	本分離施設、 3元誘導体洗 8施設	7	0	0	0	0	7	1	(0)0	0(0)	0(0)
7Nに仏又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	溶解炉又は	80	0	0	0	8	72	32	0(0)	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄f  集じん施設	Ç	44	0	0	0	0	44	8	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	段のうちろ過	251	5	0	0	9	250	7	0(0)	0(0)	0(0)
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,110	20	2	2	93	2,039	904	11(3)	9(3)	7(3)
連込ました施設及び次の計 制施設で あって汚水又は廃液を排出するもの 灰の	灰の貯留施設	875	17	1	1	13	880	411	0(0)	0(0)	0(0)
小青十		2,985	37	3	3	106	2,919	1,315	11(3)	9(3)	7(3)
廃FCB等又 IPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又 IT  物の洗浄施設及び分離施設	က	126	3	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)	0(0)
712/類の破壊の用に供する施設のうち7.57.7反応   ス洗浄施設及び湿式集じん施設	が設、廃ガ	62	1	0	0	2	61	38	0(0)	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設		258	2	0	'	4	256	220	0(0)	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出 <u>水の処理施設</u>	ら排出される	58	2	0	0	2	58	30	2(1)	2(1)	2(1)
ᄺ		4,076	52	3	3	131	4,000	1,756	13(4)	11(4)	9(4)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

# 表 I - 6 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

r								1				リー都	<b>担</b> /打り	<u> </u>
		焼糸	=鉱の製	造の用に	供する焼	結炉				製	鋼用電気	「炉		
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sub>注3</sub>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県		·					·	1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														-
山形県														1
福島県														
茨城県	1	2					2							5
栃木県								2						2
群馬県							ļ	1	1					1
埼玉県	1				1			5	5	-	1			5
千葉県	1	3			1		3		_	-	-			1
東京都					-			2			-			3
神奈川県								1	3					1
新潟県 富山県	-							2	1					3
石川県								· '	'					+ '
福井県														-
山梨県														-
長野県														+
岐阜県														+
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3						4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														_
和歌山県 鳥取県					1		-			-	-			+
島根県 島根県					+			2	4	-	-			4
岡山県	1				+				4					+ 4
広島県	1	2			+		2				<del>                                     </del>			+
山口県	† '				1		- 2	4	12	1				13
徳島県	1				<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			1
香川県	1				1									1
愛媛県	1													1
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														<u> </u>
宮崎県	1				1		ļ			1	1			<del>                                     </del>
鹿児島県					1					-	-			<b>_</b>
沖縄県				1	1		1	1	1			1	1	1

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

#### 表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

		焼絽	<b>詰鉱の製</b> 油	<b>造の用に</b>	供する焼	結炉					鋼用電気		政令下	11/1/1/
	中孝田	0.05	-ter ≃n.	loπ≃n.	TD 144- 1-	Inter-1	0.05	- <del></del>	0.05	-ter ≃n.	lon*≃n.	TD T#- T-	lebe . I	0.05
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1						1
仙台市								1	3				2	2 1
さいたま市 千葉市	2	2					-							
横浜市							2							1
川崎市	1	1					1	1	4					
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市 京都市								1	1					<u> </u>
大阪市								6	10					10
堺市								2						
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	5	5	1				(
福岡市														
函館市 旭川市														-
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					
前橋市 高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					
金沢市 長野市														
岐阜市								1	2					:
豊橋市								1						
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市 姫路市								4	_					
炉路巾 尼崎市								4	5					
西宮市		1												
奈良市						L								
和歌山市	1						3	2						:
倉敷市	1						4	2	6					(
福山市 下関市	1	5				1	4							
下関巾 高松市								-	1				1	
松山市		1							l '				· '	
高知市								l	l					
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市 宮崎市	2	2					2							
見 順計 由	l													
鹿児島市														

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1								也以但	まりかり	一和江	旦们为	ベクリノ
						亜	鉛回収施	i設					
					焼炉						結炉		
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道													
青森県	1							1					1
岩手県	<u> </u>												<u> </u>
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	2	2					2						
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県					<u> </u>								<u> </u>
東京都													<u> </u>
神奈川県													
新潟県													
富山県 石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1	2				1	1						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													<u> </u>
島根県 岡山県													-
広島県													-
山口県													-
徳島県	<del> </del>			+									<del>                                     </del>
香川県													1
愛媛県	1	2					2						1
高知県	i '	_					_						1
福岡県	1												
佐賀県								İ					
長崎県													
熊本県	1	1					1						
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													<u> </u>
沖縄県													

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

						ar:	鉛回収施	: 記	(加山)	.1里坎	万J — J	又 [1 []	1/1/1/
				松本	尭炉	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11111111111111111111111111111111111111	取		<b> </b>	吉炉		
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	(f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	度末施 設数	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sub>注3</sub> )	規模未満変更(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市 福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市		'											'
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市 柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市 豊橋市													-
豆福 岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市 姫路市	0	2					2	3					3
ළ 足崎市	3	2						3					3
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市 下関市		<del>                                     </del>											
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市		<u> </u>											
長崎市熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合 計	13	13	0	0	0	1	12	5	0	0	0	0	5

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (3 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								(旭政/	<b></b> 種類別	] 一 旬)	坦州为	マカリノ
						亜鉛回	収施設					
				広炉					溶角	解炉		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>		廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	†											
青森県	1					1						
岩手県	<del> </del>											
宮城県												
秋田県	1											
山形県	<del>                                     </del>											
福島県	1											
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	-											
岡山県	+											
広島県	1											
山口県 徳島県	<del>                                     </del>	1										
信局県 香川県	1	-										
<ul><li>登媛県</li></ul>	1											
変媛県 高知県	<del>                                     </del>											
福岡県	2	-				2						
佐賀県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
長崎県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
熊本県	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>										
大分県	+											
宮崎県	+											
鹿児島県	1	<del>                                     </del>										
沖縄県	1	<del>                                     </del>										
1.1.1667512		1	1		1	l		1	1	1	1	l

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

						± 5/\ □	ılı <del>n t.k. ≥n.</del>	(旭)	<u></u> 段種類	<b>ミクリー</b> ・	以下川	1 (1.17)
			溶鉤	た 行		里鉛巴	収施設		淡鱼	解炉		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設	規模未	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未満変更(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市				-								
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市 静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市 秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市 高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市 岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市 姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市 倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市 高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市 宮崎市												
鹿児島市												
合 計	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

#### 表 I - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

-								(施設	<del></del> 里	] 一	坦打片	ミカリノ
						亜鉛回	収施設					
1				彙炉					小	計		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	設数	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県						İ						
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2				1	1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	4					4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

	1						ulm AL. ~n	(旭)	<u></u> 没種類	マクリー 1	以下川	1/2/1/
	<b></b>		+-L 1	9 JC		亜鉛回	収施設			<b>⇒</b> 1		
	22年		乾燥 既設	規模未	廃止	23年	22年	新設	小 既設	計 規模未	廃止	23年
	度末施 設数	(b) 注2)	(c) 注3)	満変更 (e)	(f)	度末施	度末施 設数	(b) 注2)	(c) 注3)	満変更 (e)	(f)	度末施 設数
	<sub>以 数</sub> (a)			(6)		(a+b+c-				(6)		(a+b+c-
						e-f)						e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市 川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												<del>                                     </del>
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市いわき市							4					4
宇都宮市							4					4
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市 横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市 岡崎市												
豊田市												<u> </u>
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6					6	11					11
尼崎市 西宮市		-										<del> </del>
奈良市												<u> </u>
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市 松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
室崎市 鹿児島市												
合 計	9	0	0	0	0	9	32	0	0	0	1	31
ы п		U	0	U	U		JZ	U	U		_ '	31

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (5 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

										里與力	可一	直附界	や万リノ
						アルミニ	ウム合金	製造施設	ž				
			Linear		尭炉	T-t-			T to a sec		解炉	T-t-	
	事業場数 注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6							15					15
青森県	Ť												
岩手県													
宮城県	1							1					1
秋田県													
山形県	1							2					2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28				2	26
栃木県	12	3					3					3	56
群馬県	4						1	7					7
埼玉県	11							44				1	43
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							13					14
富山県	14							38				1	37
石川県	1							1					1
福井県	3							17				2	15
山梨県	2							3					3
長野県	4							13					13
岐阜県	3							3					3
静岡県	16						4					2	59
愛知県	40						9		8			3	112
三重県	8						2					2	29
滋賀県	4							16				2	14
京都府	2							4					4
大阪府	4							11					11 9
兵庫県 奈良県	5	1					1	9					9
和歌山県													
鳥取県			<del>                                     </del>	<del>                                     </del>			1						
島根県													
岡山県	1		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				2					2
広島県	1							3					3
山口県	2						1	3				1	2
徳島県	<del>†                                    </del>						<u> </u>	"					
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県	†						†						<u> </u>
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	9							25				1	24
大分県	1		1				1	1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

						アルミー	· ウム合金	制冶協調		<u></u> 投種類	ミカリ 一	以下「	1701/
				焙	焼炉	<i>) /v</i> < -	リムロ金	一段坦旭的	Z.	溶角	解炉		
	事業場数 (注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市 さいたま市		-											
千葉市													
横浜市	1							3					3
川崎市													
相模原市 新潟市													
静岡市	4							20					20
浜松市	1							2				1	
名古屋市	3							18					18
京都市 大阪市	1							8 2					2
堺市	4							6					6
神戸市													
岡山市 広島市				1				4	4				
北九州市	1						1	1					3
福岡市								Ŭ					
函館市													
旭川市 青森市													
盛岡市													
秋田市	1							1					1
郡山市													ļ .
いわき市 宇都宮市	1							1					1
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市 船橋市	1	-						1					1
柏市													
横須賀市													
富山市	3							6					6
金沢市 長野市		1											
岐阜市													
豊橋市	2							5					5
岡崎市	7							2					2
豊田市 大津市	<del></del>	<del>                                     </del>						29					29
高槻市													
東大阪市													
姫路市 尼崎市	1	2					2	14					14
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市								_					
倉敷市 福山市	2							8					8
下関市	2							12					12
高松市	1							1					1
松山市 高知市								1				1	
人留米市 人留米市	1			1				3					3
長崎市													
熊本市													
大分市 宮崎市	2							2					2
鹿児島市	1							1					1
合 計	235	28		1 0	0	0	29			0	0	22	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	(施設種類別ー都道府県別   アルミニウム合金製造施設														
					アル										
				彙炉			小計								
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)			
北海道							15					15			
青森県							13					13			
岩手県															
宮城県							1					1			
秋田県							•								
山形県							2					2			
福島県	2					2						28			
茨城県	3					3	34				2				
栃木県	2					2					3				
群馬県	2					2						10			
埼玉県	4					4					1				
千葉県							8					8			
東京都															
神奈川県															
新潟県							13	1				14			
富山県							38				1	37			
石川県							1					1			
福井県	2					2	19				2	17			
山梨県	1					1	4					4			
長野県	2					2	15					15			
岐阜県							3					3			
静岡県	6					6		1			2				
愛知県	9				1	8	125	8			4	129			
三重県	2					2	35				2				
滋賀県	2					2	18				2				
京都府							4					4			
大阪府	4					4						15			
兵庫県							10					10			
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県	1					1	3					3			
広島県							3					3			
山口県	2				1	1	5				2	3			
徳島県	<u> </u>	-								-					
香川県	<u> </u>	-					2			-		2			
愛媛県	<u> </u>	-		-	-					-		-			
高知県	-	-		-	-	_	0.1			-					
福岡県	2	1		-	-	2				1		21			
佐賀県	<del>                                     </del>	-		-	-		4			-		4			
長崎県	<u> </u>	-		-	-	ļ .	1			-		1			
熊本県	1	-		-	-	1	26			-	1				
大分県	<del>                                     </del>	-		-	-		1	1		-		2			
宮崎県 鹿児島県	-	-		-	-		1 2			-		1			
		-		-	-		2			-		2			
沖縄県	1		1			l	ll .	1	l		1	l			

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

		₹万リ <sup>一</sup> 、	別一政令市別)												
			許相	異炉	1 1	<u> </u>	↑合金製造施設 小 計								
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)			
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市	4					4	4					4			
横浜市 川崎市	1					1	4					4			
相模原市															
新潟市															
静岡市							20					20			
浜松市							2				1				
名古屋市 京都市	1					1	18 9					18 9			
大阪市							2					2			
堺市	1					1	7					7			
神戸市															
岡山市															
広島市 北九州市	1					1	2	1				3			
福岡市							4					4			
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市 郡山市							1					1			
いわき市							1					1			
宇都宮市															
前橋市							3					3			
高崎市															
川越市 船橋市							1					1			
柏市															
横須賀市															
富山市	2					2	8					8			
金沢市															
長野市 岐阜市															
豊橋市							5					5			
岡崎市							2					2			
豊田市	5				2	3	34				2				
大津市															
高槻市 東大阪市															
乗入 <u>級</u> 市 姫路市							16					16			
尼崎市															
西宮市															
奈良市							1					1			
和歌山市							8					8			
a 福山市							8					8			
下関市							12					12			
高松市							1					1			
松山市							1				1				
高知市												_			
久留米市 長崎市							3					3			
熊本市															
大分市							2					2			
宮崎市															
鹿児島市							1					1			
合 計	58	0	0	0	4	54	817	12	0	0	26	803			

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (7 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

								144	棄物焼刦	lvei		(他)	过性9	浿万∫-	- 和)	直府場	き万リノ
					4± /1	n以上		角	来彻胱石	13)-		2±	/hDI F-	~4t/h未	- 満		
	事業場	22年	新設	既設	規模	規模	規模	廃止	23年	22年	新設	既設	規模	規模	規模	廃止	23年
	数 注1)	度末施	(b)	(c)	変更	変更	未満	(f)	度末施	度末施	(b)	(c) 注3)	変更	変更	未満	(f)	度末施
	注1)	設数	注2)	注3)	前(44)	後(40)	変更		設数	設数	注2)	注3)	前	後(10)	変更		設数
		(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2-
									e-f)								e-f)
北海道	202	18							18	27						1	
青森県	103	10							10	23						1	22
岩手県	121	2							2	21						1	
宮城県	116	6	12						18	28	5					1	
秋田県	60	3							3	13							13
山形県	106	7							7	12							12
福島県	93	5							5	30							30
茨城県	332	28							28	68							68
栃木県	148	10							10	33						4	29
群馬県	95	13							13	25							25
埼玉県	227	43						1		80						1	79
千葉県	265	46							46	77	1					1	77
東京都	201	109	3					7		46	3						49
神奈川県	90	34							34	28			2	2			28
新潟県	166	8							8		2						55
富山県	69	5							5								16
石川県	73									12							12
福井県	88	6							6								15
山梨県	63	3							3							2	
長野県	138	7							7							1	
岐阜県	202	2							2							1	
静岡県 愛知県	254	28 45							28 43	45	1					3	
変	192 168	45 17						2	17	50 35						1	34
滋賀県	98	5	1						6								21
京都府	66	6							6	13							13
大阪府	94	36	1					2		39	1						40
兵庫県	211	19							19	35							35
奈良県	165	6							6							1	23
和歌山県	73									12							12
鳥取県	65	5							5								6
島根県	65	5						3									10
岡山県	98	4							4								15
広島県	115	9							9	21						1	20
山口県	112	13						3	10	24	2					1	25 25
徳島県	135	2						1	1	23	2						25
香川県	116	7							7								8
愛媛県	165	6	5	2					13	20						1	19
高知県	119									14						3	
福岡県	210	15			2			1								1	29
佐賀県	86								4								13
長崎県	88	8							8								15
熊本県	105	2							2	25							25
大分県	50	3							3								13
宮崎県	59	9							9								8
鹿児島県	137								_	24							24
沖縄県	68	8							8	18							18

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

		<u> </u>														11/1/1/		
					4t/l	n以上		雉	米彻妣囚	* /y厂		2t	/h以上·	~4t/h=	<b>卡満</b>			
#1 #18 <del>**</del>	事業場数 注1)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変前 (d1)	規模 変後 (d2)	規構 表変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
札幌市 仙台市	11 22		2					2									8	
さいたま市	18		3						13 13								3	
千葉市	36								13								3	
横浜市	58								27	4							4	
川崎市	28								24	6							6	
相模原市	14								7								1	
新潟市 静岡市	46 42	12 6							12								10	
浜松市	38								8								11	
名古屋市	37	19							19								1	
京都市	43								21	1							1	
大阪市	29								26								7	
堺市	28 23								15 15								3	
神戸市岡山市	38								8							1	1	
広島市	41	9							9								4	
北九州市	30							2		3							3	
福岡市	14						-		9								4	
函館市 旭川市	6 10								3 2								1	
青森市	24								8							4	1 2	
盛岡市	20								3								2 1 2 3 3 2	
秋田市	13							1		3							3	
郡山市	17	4							4									
いわき市	19				1			1	13 7	5				1			6	
宇都宮市	15 25								3								4	
高崎市	23								3									
川越市	9								2	3							3 3 3	
船橋市	11	8							8								2	
相市 横須賀市	12 8								5 5								3	
富山市	33								3								3	
金沢市	24							2									4	
長野市	16								3								1	
岐阜市	16								5								6	
豊橋市岡崎市	11 17						-		7		•						4	
豊田市	14								4							1	3	
大津市	13									7							7	
高槻市	7								5								2	
東大阪市	6								8								4	
姫路市 尼崎市	26 12	11 7							11 7	10						1	3	
西宮市	5								7							1	1	
奈良市	21	4							4									
和歌山市	32								6								4	
倉敷市	32 48	11							11	12							12	
福山市 下関市	48 12	2							2								1	
高松市	17								5							1		
松山市	26	8							8	3							3	
高知市	24								3								1	
久留米市 長崎市	14 16						-		3									
長崎市 熊本市	16								4								1	
大分市	38								9							1	2	
宮崎市	15								3	1							1	
鹿児島市	27	4							4	2					<u> </u>		2	
合 計	7419	1106	30	2	2 3	0	0	28	1107	1450	20	0	2	2 3	(	32	1439	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

	1										(他)	汉 悝	親万J-	一和江	直附界	<b>も万リ</b> )	
				4.01	4	1. 3.44-		廃棄物	n焼却炉 100kg/h以上~200kg/h未満								
	0.05	Ar an			L~2t/1					dare - 19					1		
	22年度末施設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模変前 (41)	規模 変更 後	規模 未変 (2)	廃止 (f)	設数	22年度末施設数(2)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模変則	規模 変 後	規模 未変 (2)	廃止 (f)	23年度末施設数	
	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2- e-f)	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	114	4					3	115	76	4						80	
青森県	32						1	31	52	4					3	53	
岩手県	28						4	24	69	1					1	69	
宮城県	31						2	29	51	2					2	51	
秋田県	47							47	21							21	
山形県	28						2	26	61						2	59	
福島県	51	2					2	51	17							17	
茨城県	75						6	69	202	2					7	197	
栃木県	48						4	44	80						10	70	
群馬県	42						2	40	30						1	29	
埼玉県	90						5	85	31							31	
千葉県	76						9	67	140	2					4	138	
東京都	46							46	52	1					1	52	
神奈川県	31						1	30	36						4	32	
新潟県	60						1	59	67	2					4	65	
富山県	20						2	18	37	1					2	36	
石川県	25						_	25	44						1	43	
福井県	31						2	29	47	1					4	44	
山梨県	25						1	24	27						1	26	
長野県	70						4	66	58						6		
岐阜県	71	2	1				6	68	88						3		
静岡県	87						6	81	105						5		
愛知県	94						4	90	58	2					6	54	
三重県	61						2	59	87	1					8		
滋賀県	39	1					2	38	41						4	37	
京都府	29	'						29	35						1	34	
大阪府	44						1	43	22						1	21	
兵庫県	72	2					3	71	112	1					3	110	
奈良県	40						J	40	106						1	106	
和歌山県	34							34	35						3	32	
鳥取県	36						1	35	41							41	
島根県	29						3	26	30				1		2	28	
岡山県	46						3	46	57				1		3	54	
広島県	55				1		5	50	57				1		5		
山口県	49	1			1		5	45	50	3			1		3		
徳島県	51	1			1	1	1	51	82				1		5	77	
香川県	28	'			1			28	64				1		2	62	
愛媛県	53		1		1		1	53	76						4	73	
高知県	30		'		1		2	28	64						4	66	
福岡県	53				2		4	28 51	90				1		2	88	
佐賀県	45				+	-	1	44	43				1				
					1								-		3		
長崎県	60				1		1	59	33				1		1	32	
熊本県	43				1		6	37	41	1			1		2	40	
大分県	19				1		_	19	18				1		1	17	
宮崎県	20	1			1		3	18	34				1		2	32	
鹿児島県	48				1			48	74				1		3		
沖縄県	32							32	28							28	

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

## 表 I - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

								廃棄物	焼却炉		()	NE IX	1年797	jij — <u>J</u>	X   J	1/1/1/
			200k	g/h以上	:~2t/l	n未満		//LZK-1//	194 M		100kg	/h以上·	~200kg	/h未満		
	度末施	(b)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	22年 度末施 設数 (a)	(b)	既設 (c) <sub>注3</sub> )	規模 変更 前 (d1)	規模 変 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5		1						17
横浜市 川崎市	6 16	1						7 16	11 1						1	11
相模原市	9							9	3							3
新潟市	17						1	16	21						2	
静岡市	9						1	8		1					2	22
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3							1	16
京都市	10 9							10	15 4							15 4
堺市	5	1					1	5							2	12
神戸市	3						1	2	12	1					_	12
岡山市	30						1	29	16						1	15
広島市	31						2	29	12	1						12
北九州市	19			1			1	17	11				1			12
福岡市 函館市	5							5	5 3							5
旭川市	1							1	4							4
青森市	3						1	2	14						1	13
盛岡市	6						1	5	10							10
秋田市	6							6								3
郡山市	1							1	7						1	
いわき市	6							6	3						1	2
宇都宮市	5	1						5 4	5 17	1					2	5 15
高崎市	5							5	7							7
川越市	2							2	3						1	2
船橋市	1							1	3							3
柏市	2							2	6						1	5
横須賀市 富山市	1							1	2							2
金沢市	10							10	16 8						1	15 8
長野市	11						1	10							1	6
岐阜市	5						1	4	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	6						1								1	
豊田市	3	1					1									4
大津市 高槻市	3							3 2	5 5							5 5
東大阪市	2						2		2							2
姫路市	6							6	13						3	
尼崎市	4						1	3	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市 倉敷市	10 19							10 19	14 5						4	10 5
福山市	14							19	31						1	
下関市	8							8	4							4
高松市	8							8	9							9
松山市	12							12	14						1	
高知市	3							3	18						_	18
久留米市 長崎市	3							3	7						1	5 6
熊本市	5	1						6	9						'	9
大分市	15							15	8						1	7
宮崎市	2						1	1	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合 計	2673	19	2	1	2	0	126	2569	3307	34	0	0	1	0	158	3184

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

# 表 I - 6 (9 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-都道府県別)

	1							타오 작은 보도	uki truc		(旭)	又作	炽刀!	[4]	旦/付片	マカリノ
			E01	/1, [2] [	1001	/1. +· >#:		<b>廃棄物</b>	焼却炉		E 01	/1. +· >#:	(0.5m².	N F7		
	9.0年	立に当几			~100kg/		nde al.	0.0/5	0.0/5	カビラル					nde al.	0.0/5
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変前 (d1)	規模 変 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-	度末施 設数	新設 (b) <sup>注2)</sup>	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変 後 (d2)	規 構 変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c d1+d2-
								e-f)								e-f)
北海道	19							19	11							11
青森県	9						1	8								8
岩手県	14						3	11	1	1						2
宮城県	12						2	10	5							
秋田県	1							1	5							Ę
山形県	6						1	5	7						1	(
福島県	15						1	14	9							Ç
茨城県	33						3	30	10						1	9
栃木県	25						1	24	10						2	8
群馬県	16						1	15	2							2
埼玉県	83						9	74	13							1;
千葉県	31						2		15	2					1	16
東京都	52	2					1	53	23						3	
神奈川県	17						2		4							4
新潟県	25						2		19							19
富山県	9						1									- 3
石川県	6							6								
福井県	11						2								1	6
山梨県	8						_	8								(
長野県	14						2								1	5
岐阜県	50		1				4		11						2	
静岡県	37	1					3								_	22
愛知県	27						3								1	-
三重県	23							23								
滋賀県	14						2								1	
京都府	6							6								
大阪府	8							8							1	6
兵庫県	31							31	9						1	8
奈良県	16							16								3
和歌山県	8							8								
鳥取県	7						1									2
島根県	4							4								8
岡山県	5						1	4								6
広島県	16						<del>                                     </del>	16		1					3	
	22						1		9						3	13
徳島県	10			-	-		1	10							_	
香川県	16						1	15							1	
															_	15
愛媛県	29						3		16						1	15
高知県	15			-			_	15								4
福岡県	34						2									13
佐賀県	8							8							1	4
長崎県	3	1						4								4
熊本県	7							7							1	8
大分県	8							8								3
宮崎県	2							2								
鹿児島県 沖縄県	13 10							13 10							1	5

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

## 表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

								廃棄物	焼却炉		()	他設在	土万尺人	),1 %	A  3	1.73.47
			50kg/	h以上~	~100kg/			,, L,/N	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		50kg/	h未満	(0.5m²,			
	度末施	(b)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-	度末施 設数	新設 (b) 注2)	既設 (c) <sup>注3)</sup>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-
+1 +=								e-f)								e-f)
札幌市 仙台市	3 1						1	2	2							2
さいたま市	6						2	4	3							3
千葉市	9	1					1	9								3
横浜市	29						2	27	5							5
川崎市	4							4	3							3
相模原市 新潟市	2							2	2							
静岡市	9							9	4							2
浜松市	3						2	1	1							1
名古屋市	9						1	8							1	
京都市	15						1	14	2							2
大阪市 堺市	7 6							7 6	2						1	1
神戸市	3							3	1						1	1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市	1						1		3							3
福岡市 函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4		L	L	L	L	<u>L</u>	4
盛岡市	2							2	5						2	
秋田市									1							1
郡山市いわき市	4							4		-	-		-			
宇都宮市	2						1	1	1							1
前橋市	3	1					1	3								
高崎市	7							7	3							3
川越市 船橋市	2							3	1						1	
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8						1	7	2							2
金沢市長野市	7						1	6	1							1
長野巾 岐阜市	2							2	1							1
豊橋市	1							1	·							
岡崎市	6							6								
豊田市	3						1	2								
大津市 高槻市										-						
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市 奈良市							^		2							2
一	6						2	4	7						1	6
倉敷市	2							2							1	
福山市	4						1	3								
下関市									1							1
高松市 松山市	1							2								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2						2		1							1
大分市 宮崎市	1						1	1	4							4
B 児島市 鹿児島市	3							3	1							1
合 計	1063	7	1	0	0	0	77	994	456		0	0	0	C	33	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-都道府県別)

	11								1		(旭	設相			的坦	. / 竹	や万リノ
			J	廃棄物		⋾						î	合 計				
	0.5.4	Jan		小	計	De 110	·		-1 \"-		alayer on the	H-11	TH 7.75	TH 7.75	DH ***		
	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 (d1)	規模 変後 (d2)	規模 未変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-	事業場数注1)	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 (d1)	規模 変後 (d2)	規未変(e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-
11.34.34		_					<u> </u>	e-f)	0.10	00.4	_						e-f)
北海道	265	8					4	269	212	284	8					4	288
青森県	134						6	132	105	137	4					6	135
岩手県	135	2					9	128	121	135	2					9	128
宮城県	133						7	145	118	136	19					7	148
秋田県	90						_	90	60	90						_	90
山形県	121	_					6	115	107	123	_					6	117
福島県	127						3	126	98	157	2					3	156
茨城県	416	2					17	401	344	459	2					19	442
栃木県	206						21	185	162	272						24	248
群馬県 埼玉県	128						4	124	100	139						4	135
	340 385						16 17	324 373	243	393	-					17	376
東京都		9					12	325	270	396	5 9					17 12	384
神奈川県	328 150	9		2	2		7	143	203 91	331 151	9		2	2		7	328 144
新潟県	232	4					7	229	171	248	-					7	246
富山県	89						5	86		128	5 2					6	124
石川県	88						1	87	84 74	89						1	88
福井県	117	1					9	109	91	136	1					11	126
山梨県	91	- 1					4	87	65	95	I					4	91
長野県	184						14	170	142	199						14	185
岐阜県	254		2				16	242	205	257	2	2				16	245
静岡県	324						17	309	270	394						19	378
愛知県	282	2					17	267	239	426	10					22	414
三重県	232	1					11	222	176	267	10					13	255
滋賀県	130	2					9	123	102	148	2					11	139
京都府	89						1	88	68	93						1	92
大阪府	156						5	153	101	175	2					5	172
兵庫県	278	3					7	274	218	290	3					7	286
奈良県	195						2	194	165	195	1					2	194
和歌山県	94						3	91	73	94						3	91
鳥取県	96						2	95	65	96	1					2	95
島根県	86						8	78	67	90						8	82
岡山県	133						4	129	99	136						4	132
広島県	173	1					14	160	117	178	1					14	165
山口県	167	6					13	160	118	184	7					15	176
徳島県	172	3					9	166	135	172	3					9	166
香川県	130						4	126	118	132						4	128
愛媛県	200	7	3				10	200	166	203	7	3				10	203
高知県	127						5	124			2					5	124
福岡県	235			2	2		10	225	216	260			2	2		10	250
佐賀県	117	1					5	113	90	122	1					5	118
長崎県	123						2	122	89	124	1					2	123
熊本県	127	1					9	119	116	155	1					10	146
大分県	64						1	63	51	65	1					1	65
宮崎県	73	1					5	69	60	74	1					5	70
鹿児島県	166	1					3	164	139	168	1					3	166
沖縄県	102						1	101	69	103						1	102

 $<sup>(\</sup>pm 1)$ 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上 $(\pm 1)$ 

注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	ı							-	1		(	施彭			一以	. TJ II	1/1/1/
			)		焼却り	1						1	合 計				
	22年	如此	HIĽ∌ru	小田塔	計	扫世	<b>序</b> 1.	0.07	事業	22年	新設	HIT∷≐n	相性	相性	扫世		00/5
	度末施	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更	規模 変更	規模 未満	廃止 (f)	23年 度末施	事業 場数	度末施	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更	規模 変更	規模未満	廃止 (f)	23年度末施
	設数	注	注	前	後	変更	(')	設数	注1)	設数	注	注	前	後	変更	(1)	設数
	(a)	2)	3)	(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c-		(a)	2)	3)	(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c-
	,			, ,	. ,	,		d1+d2-		,			, ,	, ,	, ,		d1+d2-
								e-f)									e-f)
札幌市	29						3	26	12	30						3	
仙台市	27	5						32	23	30						2	
さいたま市	30	2					2	30	18							2	
千葉市	50	1					1	50	38	52						1	52
横浜市	82	2					3	81	59	86						3	
川崎市	54							54	30	59							59
相模原市	22							22	14	22							22
新潟市	71						3		46							3	
静岡市	57						3	54	46	77						3	
浜松市	62						2	60	39	64						3	
名古屋市	56						3	53	41	75						3	
京都市	64						1	63	44	73						1	72
大阪市	53							53	36	65							65
堺市	44	1					4	41	34	56	1					4	
神戸市	37						1	36	23	37						1	36
岡山市	59						2	57	38	59						2	
広島市	59						2	57	42	61	1					2	
北九州市	56			1	1		4	52	41	68	1		1	1		4	65
福岡市	23							23	14	23							23
函館市	9							9	6	9					ļ		9
旭川市	12							12	10	12							12
青森市	36	2					6	32	24	36	2					6	
盛岡市	29						3	26	20	29						3	
秋田市	17						1	16	14	18						1	17
郡山市	18						1	17	17	18						1	17
いわき市	31			1	1		2	29	21	36			1	1		2	
宇都宮市	24	_					1	23	16							1	24
前橋市	30	2					3	29	27	33	2					3	
高崎市 川越市	27						2	27 11	23	27						2	27 12
	13						2		10	14						2	
船橋市 柏市	17						4	17	12	18						1	18 17
横須賀市	18						1	17 17	12 8	18						1	17
富山市	17 38	1					2	37	37	17 47	1					2	
金沢市	33	- 1					3	30	24	33	- 1					3	
長野市	22						2	20	16	22						2	
岐阜市	25						1	24	17	27						1	26
豊橋市	16						- 1	16	14	22					-	- '	20
岡崎市	26						2	24								2	
豊田市	17	1					2	16		51	1					4	
大津市	15							15	13	15					1	-	15
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17	1					2	16	6		1					2	
姫路市	46	- '					4	42	34	78						4	
尼崎市	19						1	18	12	19						1	18
西宮市	11						- '	11	5	11							11
奈良市	28						2	26	22	29						2	
和歌山市	45						5	40	36	51						5	
倉敷市	52						1	51	37	70						1	
福山市	59						2	57	49	64						3	
下関市	16							16	14	28							28
高松市	24							24	18							1	25
松山市	38						1	37	26	39						2	
高知市	27							27	24	27							27
久留米市	20						2	18		23						2	
長崎市	18						1	17	16	18						1	
熊本市	22	1					2	21	17	22						2	
大分市	40						2	38	42	44						2	
宮崎市	16						1		15	16						1	15
鹿児島市	34							34	28	35						<u> </u>	35
合 計	10055	117	5	6	6	0	454	9723	7753	11050	131	5	6	6	0	485	•
	, ,,,,,							, , , _ •									

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成23年4月1日か6平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

## 表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (11)

	-										(角	也段種	類別	<ul><li>総捏</li></ul>	一都	担付り しょうしん かいしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	<b>卍万リ</b> )
事業権   2 2 年 新設   1 7 日本   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			n° N	プ゜(サルファ/	(トパルプ)	の製造の	用に供っ	ナる			カーハ゛イト゛ネ	生アセチレンの	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施設	i.
<ul> <li>北海道 6 16</li> <li>1 15 2 2</li> <li>7 1 1</li> <li>6 在発票 1 7</li> <li>7 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1</li> <li>1 1 1 1</li> <li>1 1 1 1 1</li> <li>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>		数注2)	22年 度末施 設数	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止	度末施 設数 (a+b+c-		度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		度末施 設数 (a+b+c-
音楽県	11.75.74		40														
当年   日   日   日   日   日   日   日   日   日								1									
宮城県     2 6       林田県       山形県       福島県       茨城県     1 1 1       埼玉県     1 1 1       千葉県     1 1 1       中奈川県     1 1 1       新岡県     1 1 1       富山県     1 1 1       有田県     1 1 1       第岡県     1 1 1       富山県     1 1 1       有田県     1 6       富山県     1 6       富山県     1 1 1       七大県     1 1 1       大田県     1 1 1 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>'</td><td>'</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>  '</td></td<>										'	'						'
		2								1	1						1
山形県 福島県									0		· '						'
福島県 茨坂県																	
大坂府	福島県																
群馬県										1	1						1
埼玉県	栃木県									1	1						1
千葉県     1																	
東京都																	1
神奈川県										1	1						1
新潟県 1 2 2 1 1 1 6 6 6 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
富山県     1     2     1																	
石川県																	
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 1 1 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		1	2						2	1	1						1
世																	
長野県   1																	
岐阜県     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     3																	1
静岡県       1       8       8       3       3         受知県       1       2       2       3       3       3         三重県       1       <		1	1						1								
愛知県     1     2     3     3       三重県     1     1     1     1       滋賀県     7     1     1     1     1       京都府     1     1     1     1     1       大阪府     1     1     1     1     1       兵庫県     1     1     1     1     1       高坂県     1     1     1     1     1       島根県     1     1     1     1     1       広島県     2     4     1     3     2     2     2       山口県     1     2     2     2     2       香川県     2     2     2     2       愛媛県     2     7     1     8     8       高知県     1     1     1     1     1       長崎県     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1     1     1     1     1     1     1     1       寛崎県     1     1     1     1     1     1     1     1     <		1															
三重県     1       滋賀県     1       京都府     1       大阪府     1       兵庫県     1       八藤県     1       和歌山県     1       鳥取県     1       島根県     1       1     1       岡山県     1       広島県     2       4     1       高加県     1       1     2       愛媛県     2       7     1       高加県     1       福岡県     1       佐賀県     1       長崎県     1       京崎県     1       1     1       京崎県     1       2     2       慶児島県     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1		1									3						3
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1									Ů						-
京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 島根県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
兵庫県     1										1	1						1
奈良県       和歌山県       4       4       8       4       8       8       8       1 </td <td>大阪府</td> <td></td>	大阪府																
和歌山県 鳥取県 島根県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	1						1	1	1						1
鳥取県     1     4       島根県     1     1       岡山県     1     1       広島県     2     4       山口県     1     2       近島県     1     2       香川県     2     2       愛媛県     2     7       高知県     3       福岡県     1     1       佐賀県     1     1       長崎県     1     1       寛崎県     1     1       宮崎県     1     2       寛崎県     1     1       寛崎県     1     2       寛崎県     1     1       東児島県     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       1     1     1       2     2     2       2     2 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>																	
島根県     1																	<u> </u>
岡山県     1																	ļ
広島県     2     4     1     3     2     2     2       山口県     1     2     1     3     3       徳島県     1     2     2     2       香川県     2     2     2       愛媛県     2     7     1     8     8       高知県     1     1     1     1     1       佐賀県     1     1     1     1     1     1       長崎県     1     1     1     1     1     1       宮崎県     1     2     2     2     2     2       鹿児島県     1     1     1     1     1     1		1	1						1								
山口県     1     2     1     3     3       徳島県     1     2     2     2     2     2       香川県     2     <		_							_								
徳島県     1     2								1									
香川県     2     2       愛媛県     2     7     1       高知県     1     1     1       福岡県     1     1     1       佐賀県     1     1     1       長崎県     1     1     1       熊本県     1     1     1       大分県     2     2     2       宮崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1										1	3						3
愛媛県     2     7     1     8     1		1	2						2	2	2						-
高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       長崎県       1       東京県       1       1       1       1       2       東児島県       1       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2 </td <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> </td>		2	7	1					0								
福岡県     1 1 1       佐賀県     1 1 1       長崎県     1 1 1       熊本県     1 1 1       大分県     2       宮崎県     1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				'					0								<del>                                     </del>
佐賀県       長崎県       熊本県     1       1     1       大分県     2       宮崎県     1       1     2       鹿児島県     1       1     1       1     1       1     1										1	1						1
長崎県 熊本県     1     1     1     1       大分県 宮崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1     1										<u> </u>	<u>'</u>						<del>                                     </del>
熊本県     1     1     1       大分県     1     2     2       庭崎県     1     2     2       鹿児島県     1     1     1										1	1						1
大分県       宮崎県     1       鹿児島県     1       1     1		1	1						1								
鹿児島県 1 1 1 1 1																	
	宮崎県	1	2						2								
沖縄県 1 1 1		1	1														
	沖縄県									1	1						1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (1b)

			+ T414 °	\° /\-	1 00 \	y ) 1 months -	r.C.				()IE DX	(1里共)	<b>列・</b> 統	v1 <u> </u>	以口	11/0/1/
		パル	<i>ヷ</i> ゜(サルファ	イトパルプ゙	トパルプ) ス )の製造の }物による	用に供っ	する			カーハ゛イト゛	法アセチレン・	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施部	Ľ
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市										1						
仙台市																
さいたま市 千葉市									1	1						1
横浜市									1							3
川崎市																-
相模原市 新潟市	1	3	1					3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市 名古屋市									2	5						5
京都市																
大阪市																
堺市 神戸市									2	2	!					2
岡山市		1														1
広島市									1	1						1
北九州市 福岡市									2	2	!					2
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市 盛岡市																-
秋田市	1	1 1						1								
郡山市																
いわき市 宇都宮市																-
前橋市																
高崎市																
川越市 船橋市		1														+
柏市																†
横須賀市																
富山市 金沢市																-
長野市																
岐阜市																
豊橋市岡崎市																+
豊田市																
大津市																-
高槻市 東大阪市		1														-
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市 奈良市	1			1						1		1				1
和歌山市									1	1						1
倉敷市 福山市	-	-		1						-		1				1
下関市	t									t						1
高松市																
松山市 高知市	-	-		1						-		1				1
人留米市	1			1								1				1
長崎市																
熊本市 大分市	-								1	1		1				1
宮崎市	1								1	1 1 1		+			-	<del>  1</del>
鹿児島市																
合 計	29	76	1	(	0	0	2	75	40	55	(	) (	0	0	C	55

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (2a)

	,									(//)	U DX 11里	大只刀"	• 総招	4日)	<b></b> 担付り	〒 クリノ
		硫酸	かりウムの象	製造の用り	に供する原	廃力 ス洗汽	争施設			アルミナギ	裁維の製	造の用に	二供する原	発力 ス洗汽	施設	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																1
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県					_											
福島県					_											
茨城県																
栃木県	<b>_</b>	<b>.</b>	1		_											-
群馬県	₽	<b>!</b>	1	+	4			1	<b>!</b>	<b>!</b>		1	1	1	1	4
埼玉県	1															1
千葉県 東京都	-			-	-				1	3						3
神奈川県	-			-	-											-
新潟県	1			+					1	13						13
富山県	+	1		_	+				'	13						13
石川県	1			+	+											-
福井県	1			+	+											1
山梨県	1	l		+	+											+
長野県	1			+	+				1	2						2
岐阜県	1			+	+											<del>                                     </del>
静岡県		İ		1	1				1	2						2
愛知県				-												
三重県																
滋賀県																
京都府																1
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県					_											
島根県	1															
岡山県																
広島県					_											
山口県	+	1	1	+	+	1		}	1	-		1	1	1	1	+
徳島県	1	1	1	+	+					_						+ -
香川県	1	1		+	+				1	2	1					3
愛媛県 高知県	1	1		+	+											1
福岡県	1	1	1	+	+				1	1			1			+
佐賀県	+	1	1	+	+											+
長崎県	1		1	+	+											+
熊本県	1		1	+	+											+
大分県	1	1	1	+	+											+
宮崎県	1	1	1	+	+											+
鹿児島県	+	<del>                                     </del>		+	+											+
沖縄県	1	<b>†</b>	1	+	+											+
1117/电灯			1	1	11	1	1	1			1	Ť.	II.	Ť.	i	

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (2b)

ı											()地取	.1里积/	טאן נינ	v.1口	<b>蚁</b> 令 「	11/0/1/
		硫酸	かりウムの製	造の用に	こ供する原	発力 ス洗剤	∳施設			アルミナ	繊維の製	造の用に	二供する原	窓ガス洗汽	施設	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市 千葉市																1
横浜市																
川崎市																
相模原市 新潟市																
静岡市																<del>                                     </del>
浜松市																
名古屋市 京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市岡山市					1											+
広島市																<u> </u>
北九州市																
福岡市 函館市																
旭川市																+
青森市																
盛岡市																
秋田市 郡山市																-
いわき市																+
宇都宮市																
前橋市 高崎市																-
川越市																+
船橋市																
柏市																-
横須賀市 富山市																+
金沢市																
長野市																1
岐阜市 豊橋市																1
岡崎市																
豊田市																
大津市 高槻市		-								-						<del>                                     </del>
東大阪市																
姫路市																
尼崎市		-								<del>                                     </del>						
西宮市 奈良市									<b> </b>	<del>                                     </del>						+
和歌山市																
倉敷市																<del>                                     </del>
福山市 下関市		1								1						<del>                                     </del>
高松市									1							<del>                                     </del>
松山市																1
高知市 久留米市		-								-						-
長崎市																<del>                                     </del>
熊本市																
大分市																1
宮崎市 鹿児島市		1							-	1						+
合 計	0	0	0	) (	0	0	0	0	5	22	2 1	0	0	0	0	) 23

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (3a)

										())	巴以但	块刀	<ul><li>総招</li></ul>	コー印	理 かりり	六カリノ
	1	担体付き角 ガス			こ供する炉 のうち廃り			<u></u> る	4	塩化ビニルモ	パーの製	造の用に	 供するニ	塩化エチレ	 ツ洗浄施	—— 設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	2 2年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																1
茨城県									1	9						9
栃木県	1															1
群馬県	1	<del>                                     </del>	1	-	1				-	<del>                                     </del>		1			-	+
埼玉県 千葉県	1	2	-					2	1	<del>                                     </del>		1				+
東京都	<u>'</u>															+
神奈川県	1	2						2								+
新潟県	i '	_						_								+
富山県																1
石川県	İ															1
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																<del>                                     </del>
京都府	1															<del>                                     </del>
大阪府 兵庫県									1	4						4
奈良県										-4	1					+
和歌山県																+
鳥取県																+
島根県	1															1
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県	<b></b>											1				<b></b>
愛媛県	1											1				
高知県	<b>!</b>	-								-						₩
福岡県	1	<del>                                     </del>	1	-	1				-	<del>                                     </del>		1			-	+
佐賀県 長崎県	1	1								1						+
だ呵乐 熊本県	1															+
大分県																+
宮崎県	1											1	1			+
鹿児島県	t	1	<u> </u>							1		1				+
沖縄県	1															1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (3b)

	ı								1		(ルルド)	、作出大只力	別・統	7.1口	以下「	11/0/1/
	1	担体付き角 がス			こ供する嬢 のうち廃り			る	ţ	塩化ビニルモ	リマーの製	造の用に	供するこ	上塩化エチル	<b>沙洗浄施</b>	設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sub>注4</sub> )	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sub>注5)</sub>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c f)
札幌市																+
仙台市																
さいたま市 千葉市																-
横浜市																-
川崎市																1
相模原市																
新潟市	1	2						2								_
静岡市 浜松市																1
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市 堺市																-
神戸市																1
岡山市																1
広島市																
北九州市																
福岡市 函館市																-
旭川市		t								t						+
青森市																
盛岡市																
秋田市																-
郡山市いわき市																+
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																-
川越市 船橋市																-
柏市																1
横須賀市																
富山市																
金沢市 長野市																+
岐阜市																-
豊橋市																
岡崎市																
豊田市 大津市																-
高槻市																1
東大阪市																
姫路市		1								1						<del>                                     </del>
尼崎市 西宮市					1			-								+
奈良市		1						1								1
和歌山市																
倉敷市									1	4	ļ ļ					1
福山市 下関市		<del>                                     </del>			-			-	<b>-</b>	-			-			+
高松市													1			+
松山市																
高知市																
久留米市								<u> </u>					-			-
長崎市 熊本市		1						1	1							+
大分市																1
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	4	7	1 (	0	0 0	0	0	7	6	32	2	) (	0	C	C	)

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (41)

	1									())	也政性	大人のリ	• 総招	1 110.	旦刑员	六万17
		カフ゜ロラ :	クタムの製 シクロヘキサンク	造の用に 分離施設	.供する研 、廃ガス	流酸濃縮加 洗浄施記	施設、 3			クロロヘン			ゼンの製 ガス洗浄		供する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県 福島県	1															<b>├</b>
施局県 茨城県																
栃木県		<del> </del>											<del>                                     </del>			<b> </b>
群馬県	1	1						1		1			1			1
埼玉県	1	1						1		1						1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1															<b>├</b>
山梨県 長野県																
岐阜県	1	1														<del>                                     </del>
静岡県																1
愛知県	1	5						5								
三重県								_								
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県	-	-														<b>_</b>
鳥取県 島根県	-												1			<del> </del>
岡山県	1	1						-					1			<del>                                     </del>
広島県		<del> </del>											<del>                                     </del>			<b> </b>
山口県													1			1
徳島県	Î															
香川県	Ì															
愛媛県																
高知県																
福岡県																<u> </u>
佐賀県													1			<u> </u>
長崎県	<b>.</b>	<b></b>					1						1			<b>_</b>
熊本県	1												1			<b>├</b>
大分県 宮崎県	1	1			1					-		1	-			<del>                                     </del>
B 附県 鹿児島県	-	1											-			┼──
	1												+			<del>                                     </del>
1117/电灯		•	1	1	i .	i .	i .	i			1	ii.	1	i .	1	1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (4b)

	1								I		(旭以	1里大只/	<b>训•</b> 統	V1口	以下	11/0/1/
					二供する研 二、廃ガス					1pp^*)			センの製 ガス洗浄		供する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>		廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市 千葉市																-
横浜市																
川崎市 相模原市																-
新潟市																<del>†</del>
静岡市																
浜松市 名古屋市		<u> </u>														-
京都市																
大阪市																
堺市 神戸市																+
岡山市																
広島市 北九州市																-
福岡市																<del>†</del>
函館市																
旭川市 青森市																-
盛岡市																
秋田市																
郡山市いわき市									1	2	)					2
宇都宮市																
前橋市																-
高崎市 川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																-
富山市																
金沢市																<b>↓</b>
長野市 岐阜市																-
豊橋市																
岡崎市 豊田市		<u> </u>														1
大津市																1
高槻市																
東大阪市 姫路市																1
尼崎市																
西宮市																
奈良市 和歌山市																
倉敷市																
福山市 下関市		-	1	1											1	1
高松市																
松山市																
高知市 久留米市		-														
長崎市																
熊本市																$\bot$
大分市 宮崎市																1
鹿児島市																
合 計	1	5	i (	) (	0 0	0	0	5	1	2	2 0	0	0	0	C	) 2

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (5a)

	1									(7)[	2 HX 13	(XX/1/1)	* 形态1片	1 10	<u> </u>	173.17
					ムの製造の 及び廃え					2, 3-			ツの製造 発ガス洗		する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	瀬法へ	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	İ															
岩手県	İ															
宮城県	İ															
秋田県	İ															
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県				-												1
島根県	<b>!</b>			-												-
岡山県	<b>!</b>			-												₩
広島県	<b>!</b>	-		1				-								1
山口県	1			+				1								
徳島県	<b>!</b>	-		1				-								
香川県	<b>!</b>	-		1				-								
愛媛県	1	1		1	1			1		1						1
高知県	1	1		1	1			1		1						+
福岡県 佐賀県	+	-	-	+	1			-	-							+
	1			1				-								+
長崎県				-												+
熊本県	1															+
大分県	1			1												$\vdash$
宮崎県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-		1	1			+
鹿児島県				-												<del>                                     </del>
沖縄県								<u> </u>								

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (5b)

															<b>蚁</b> 令 「	11/0/1/
					ルの製造の と及び廃れ					2, 3-			ンの製造 発ガス洗		する	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>		法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市										1						
仙台市 さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市相模原市																
新潟市																
静岡市 浜松市																
名古屋市																
京都市大阪市																
堺市																
神戸市岡山市			1													<u> </u>
広島市		1	1						<b>l</b>	1						1
北九州市																
福岡市 函館市																-
旭川市																
青森市 盛岡市																
秋田市																
郡山市いわき市																<u> </u>
宇都宮市																
前橋市																
高崎市 川越市																
船橋市																
柏市 横須賀市																
富山市																
金沢市 長野市																
岐阜市																
豊橋市 岡崎市																
豊田市																
大津市 高槻市																
東大阪市		1														1
姫路市																
尼崎市 西宮市			-							1						1
奈良市																
和歌山市 倉敷市			1							-						
福山市																
下関市 高松市		-	-							-						<u> </u>
松山市																
高知市 久留米市			1													<u> </u>
長崎市		1								l						1
熊本市																
大分市 宮崎市		1	1							1						1
鹿児島市																
合 計	1	3	3 (	) (	0 0	0	0	3	1	3	3 0	0	0	0	C	) 3

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

	還	元誘導体	分離施設	と、ニトロ化	こ供するこ ご誘導体洗	浄施設、	還元誘	導体		アルミニウムン溶解炉又	スはその は乾燥炸	合金の 戸から発	・ 下ごりご 製造の用に 生するガ	_供する! スを処理	音焼炉、 !する施記	
	事業場数注2)	2 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	小洗浄施記 瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>		廃止	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	2 2年 度末施 設数 (a)	か脱ガン 新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	設及び湿: 瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から	廃止	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	4					1	3
群馬県										Ï						
埼玉県	Ĭ .					Ì	Ì		1	1					Ì	1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									4	10					5	5
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	18						18
愛知県									2							3
三重県									1							2
滋賀県									3							4
京都府									Ť							<u> </u>
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県	1	1			1	1		1	1	I		1	1		1	1
広島県			1					1								1
山口県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
徳島県	Ĭ .					Ì	Ì								Ì	
香川県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
愛媛県	1	7	1				1	7	1	1		1				1
高知県																1
福岡県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
佐賀県	1					Ì	Ì								Ì	
長崎県																1
熊本県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
大分県			1					1								1
宮崎県	1	1							1	1						<b>†</b>
鹿児島県	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1		1	1
沖縄県	1	1	1				1	1	1	1		1				1
11/1-071	1		1			1	1	1			1	1		1	1	1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (6b)

	還	サジンバイス 元誘導体 た浄施設、	分離施設	と、ニトロ化	誘導体洗 小洗浄施記	浄施設、 没及び熱	還元誘	導体		溶解炉又	は乾燥が	Fから発 ス洗浄施	と造の用に 生するガ 設及び湿	スを処理	する施	设
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法か ら移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法か ら移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市 さいたま市																
千葉市																1
横浜市										2					2	2
川崎市 相模原市																-
新潟市																-
静岡市									1	3	,					,
浜松市 名古屋市								1	1	8						+ ;
京都市									1							
大阪市																
堺市																-
神戸市 岡山市		-								-						+
広島市																
北九州市																_
福岡市 函館市	ł	ł						1								+
旭川市																+
青森市																
盛岡市 秋田市									1	1						<b>!</b>
郡山市									1	1						1
いわき市																
宇都宮市																_
前橋市 高崎市																+
川越市																1
船橋市																
柏市 横須賀市																-
富山市																1
金沢市																
長野市																-
岐阜市 豊橋市																-
岡崎市																
豊田市									1	1						
大津市 高槻市										-		1				-
東大阪市		1	1	1								1				1
姫路市									1	2	!					:
尼崎市 西宮市			1	1				1		1		1				-
奈良市																1
和歌山市																
倉敷市																
福山市 下関市		-							1	1						
高松市												L				
松山市																
高知市 久留米市			1	1								1				
長崎市								1								+
熊本市																
大分市			1	1				-								1
宮崎市 鹿児島市										-						
合 計	1	<del>1 -</del>	7 (	) (	0 0	0	C	) 7	32	80		) (	0 0	C	1 5	3 7

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

									1	()/J	以び作	块刀	• 総招	네타 다	<b>担</b> /打り	ベクリ/
					二供する料 及び湿式集				担	体付き触 ろ過			回収の用 :及び廃力			うち
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	8						8								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県	ļ															
福島県	1	4						4								-
茨城県																
栃木県 群馬県	-															+
埼玉県	1			1	+				4	50	2				3	3 49
千葉県									4	50						49
東京都																+
神奈川県	1								1	9						9
新潟県																<del> </del>
富山県	1	1						1								1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	192	3				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県	1															1
滋賀県	1					1	Ì									
京都府 大阪府	-															-
兵庫県																+
奈良県	-															+
和歌山県	1															+
鳥取県	1			1					l							<b>†</b>
島根県	1	1								1						1
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1		1				1					1			<b>↓</b>
高知県	<u> </u>			1				ļ								₩
福岡県	<del>  1</del>	7		1	-			7					1	1	1	—
佐賀県	1			1												+
長崎県 熊本県	1			+												₩
大分県	1			+					1							+
<u>大万乐</u> 宮崎県	1	1	1	+					<b>l</b>							+
鹿児島県	1			+				<u> </u>								+
沖縄県	1			+												+
1:1://电/71		•	1	ii.	1		1				1	1	III.	Ť.	1	1

- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (7b)

数										1		()地段	1里大只/	列・統	7]口	以口	11/0/1/
数										担							うち
価合市		事業場 数 <sup>注2)</sup>	度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		度末施 設数 (a+b+c-	事業場 数 <sup>注2)</sup>	度末施 設数	(b)	(c)	ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)		23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
武公之ま市	札幌市																+
																	1
横连市 川崎市 招應原市 新岡市 孫與市 中海市 日																	+
相様原介 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第四市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一市 第一																	
新语古																	1
静岡市 底を市 東市 場下市 場下市 関山市 広島市 起川市 電岡市 超川市 電岡市 地川市 電岡市 都山市 かりき市 1 6 6 6 7 平都宮市 前橋市 前橋市 前崎市 第山市 中市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 東京市 日 第山市 中市 東京市 日 第山市 東京市 日 東京市																	-
名古屋市	静岡市																
京都市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 福岡市 福川市 青森市 金岡市 秋田市 秋田市 新田市 新田市 新館市 1 6 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9																	
大阪市																	+
神戸市	大阪市																
開山市 広島市 北九州市 福岡市 園館市 地川市 青森市 空間市 秋田市 郡山市 いわき市 1 6 6 6 9 9 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9																	
広島市   北九州市   福岡市   田市   田市   田市   田市   田市   田市   田市																	+
福岡市   16   16   16   17   17   18   18   18   18   18   18	広島市																
顾館市 旭川市																	<u> </u>
旭川市   青森市																	+
盛岡市   秋田市	旭川市																
秋田市 郡山市 1 6 6 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8																	
郡山市 いわき市 1 6 で都官市 前橋市 高崎市 川越市  系橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 圏橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 鹿路市 1 16 尼崎市 西宮市 奈良市 石駅市 石房市 西宮市 奈良市 和歌山市 カ歌山市 カ歌山市 カ歌山市 カ歌市 石島 東市 石島 東市 石島 東京 石泉 東京 石泉 東京 石泉 エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー																	+
宇都宮市         前橋市           高崎市                         川越市                         船橋市                         柏市                         横須賀市                         富山市                         金沢市                         長野市                           岐阜市                             豊橋市                               岡崎市                                 豊田市                                   大津市                                     高槻市                                     東大阪市                                       西宮市                                     奈良市                                     和歌山市                                     倉敷市                                     高松市                                     高松市																	
前橋市 高崎市 柏市 柏市 横須賀市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 豊橋市 豊橋市 豊橋市 東大摩市 東大阪市 死路市 1 16 16 16 16 尼崎市 西宮市 奈良市		1	6	i					6								<b>↓</b>
高崎市 川越市 船橋市 柏市 機須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 姫路市 「 1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 1																	-
船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 延路市 1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 17 1 16 17 1 16 17 1 16 17 1 17 1 17 1 1 1 1	高崎市																
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##																	
横須賀市   富山市   富山市   金沢市   長野市   世阜市   世阜市   世島市   世市   世																	-
金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 同崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 東大阪市 東大阪市 町宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 看観市	横須賀市																
長野市       岐阜市       豊橋市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     16       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下岗市       高松市																	<u> </u>
岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     1       佐路市     16       尼崎市       西宮市     京良市       和歌山市     1       倉敷市     1       福山市     1       下関市     1       高松市     1			1														+
岡崎市       豊田市       大津市       高根市       恵大阪市       姫路市     1       尾崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市	岐阜市																
豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市     1       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市																	<u> </u>
大津市 高槻市 東大阪市     16       庭路市 匠宮市 奈良市     16       西宮市 奈良市     10       和歌山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市     10																	+
東大阪市       姫路市     1     16     16       尼崎市     16     16     16       西宮市     16     16     16       西宮市     16     16     16       奈良市     16     16     16       奈良市     16     16     16       奈良市     16     16     16       布取山市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16       春敷市     16     16     16     16       春敷市     16     16     16     16       春敷市     16     16	大津市																
姫路市     1     16     16       尼崎市     16     16       西宮市     16     16       奈良市     16     16       布敷山市     16     16       倉敷市     16     16       福山市     16     16       下関市     16     16       高松市     16     16       17     16     16       18     16     16																	<del></del>
尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市		1	16	i					16		1						+
奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市	尼崎市																
和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市																	<del></del>
倉敷市       福山市       下関市       高松市																	$\vdash$
下関市 高松市	倉敷市																
高松市																	
										<b> </b>	1						$\vdash$
松山市	松山市																
高知市																	1
久留米市        長崎市			<b></b>		1				-	<b>-</b>	<del>                                     </del>						+
熊本市	熊本市				L	L	L		L						L		L
大分市	大分市																1
宮崎市			-								-				-		<del>                                     </del>
合計 8 44 0 0 0 0 0 44 7 251 5 0 0 6		8	3 44	. (	) (	0 0	0	0	44	7	251	5	0	0	0	6	6 250

- 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

## 表 I - 7 (8a) 水質基準対象施設の届出等の状況 (1)

1												(施	設 種	類別·	総括	i一都,	<b></b>	表別 <i>)</i>
			廃棄物	勿焼却炉	「に係る層	をガス洗	浄施設、	湿式集	じん施設	及び灰の駅	片留施設*	であって	汚水又	は廃液を	排出する	るもの		
					拖設、 酒									での貯留が				
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	瀬法へ	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>		23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	21	45	4						49	8	13							13
青森県	18	52							52	1	1							1
岩手県	4	4							4									
宮城県	1	6						1										
秋田県	2								3	5	7							7
山形県	8							6		9	8	1						9
福島県	8	25						2		19	27							27
茨城県	36	71						2		13	18						1	
栃木県	2							1	3	5	6							6
群馬県		3			1			<del>                                     </del>		6 21	6			1		1	1	6 42
埼玉県	60	143						7			41	2					1	
千葉県 東京都	34 35	88 138		2	1			4		15 18	37 94	1	1	1			1	37 95
神奈川県	15	57	0					t	57	7	17	2	1				<u>'</u>	19
新潟県	18								23	16	21							21
富山県	7	25							25	2	5							5
石川県	4								5	5	6							6
福井県	10	27						1			8							8
山梨県	3	8						3		4	4							4
長野県	27	77						5			24							24
岐阜県	28	39	1					4			27							- 27
静岡県	40	63						5		3	12						1	11
愛知県	30	53						3		17	22						1	
三重県	17	34						2		7	9							9
滋賀県	3	9							10	1	2							2
京都府	5								8	7	11							11
大阪府	35	102							102	2	29							29
兵庫県	21	45			2			1	44	28	30			1				31
奈良県	16	26						3	23	6	10						1	
和歌山県	3	4						1	3	13	16							16
鳥取県	6	12							12	10	21							21
島根県	15	25						5	20	3	3							3
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	9	17						2		4	5							5
山口県	22	50						1	_	1	2							3
徳島県	16	37						6		6	8							8
香川県	11	16							16	7	13							13
愛媛県	7	16						2		2	2							2
高知県	7	9							9									
福岡県	24	47						2		9	16							16
佐賀県	7	13						2		5	5							5
長崎県	9	15							15	6	8							8
熊本県	4	6							6	2	3						-	3
大分県																		<del> </del>
宮崎県	1	1		1	1				1	1	1	-		1	1			1
鹿児島県								-			_	-					1	+
沖縄県	17	26							26	6	6							6

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

			技术 素な. A	物体却ル	になる。	気折っ近い	4 体 犯	湿才生	じん施設	B7KIDのF				種類別			以行	口为リノ
-					を設、 造			<b>亚</b> 八果	しん旭政	Z COPC (O)	17留 他 改	じめつ(		でい 野留力		2 P W		
	,,,	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法から法へ		規模未満変更	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>		23年 度末施 設数 (a+b+c f)
札幌市	1	9							9	3								1
仙台市 さいたま市	4 2	16 5		5					21 5	7 5			_					
千葉市	5	18							18	2	11							1
横浜市川崎市	4 13	16 34							16 34	4 5	22 5							2
相模原市	10	24							24	3	7							
新潟市	6	9							9									
静岡市 浜松市	5 4	12							7 12	2	1							
名古屋市	5	24							24	1	4							
京都市 大阪市	8 12	17 33							17 33		6 13							1
堺市	2	4						2	2	6	9							
神戸市岡山市	10	12 11						1	11 11	2	5 4							
広島市	16	37						2	35	1	9							
北九州市 福岡市	8	31 17						2	29	7	59 5							5
函館市																		
旭川市 青森市	3	3							3	2	3	1						2
盛岡市	1	2							2		1						,	
秋田市 郡山市	3	9							9	1 2	2							1
いわき市	7	24							24									
宇都宮市	5	13							13	0	5							
前橋市 高崎市	1	1							3	2	7							
川越市	3	5						1	4	2	4							
船橋市 柏市										2	2							
横須賀市	3	13							13	1	5							
富山市 金沢市	4	8 5							8 5	1	1							
長野市	4	10						1	9	1	1							
岐阜市 豊橋市	4	4							3	3	4							
岡崎市	2	3							3		3							1
豊田市 大津市	2 1	4							3	1	5 1							1
高槻市	2	12							12	,	3							1
東大阪市 姫路市	6	12 19						3	10	2	13							1
尼崎市	6	20						1		3	4							
西宮市 奈良市	1	2							2	3	3							
宗良巾 和歌山市	3	4							4	2								
倉敷市	12	34							34	3								
福山市 下関市	6	12							12	3	5							
高松市	3	3							3		2							
松山市 高知市	2	4							4		2							
久留米市	2	2							2	1	1							
長崎市 熊本市	4	6							6	2	2							
大分市	4	17							17		2							
宮崎市 鹿児島市		2						-	2	1 2	1							
成児島市 合 計	904	2110	20	) 2	2	0	0	93	2039				1	1 1	(	) (	) 1:	

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (9a)

-	п									1	()IEIX	门里苏	(7).1	7亿1白	사기다	旦川リン	<b></b> 宋月17
	廃	逐棄物焼却 灰の貯む			て汚水又	は廃液を	式集じん 建井出する		び	F	廃PC CB汚染物			理物の分 物の洗浄力			i設
					小 計												
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	29	58	4						62	1	3	2					, 5
青森県	19	53							53		J						+ ·
岩手県	4	4							4		l						+
宮城県	1	6						1	5		l						+
秋田県	7	10							10		l						+
山形県	17	22	1					6			26						26
福島県	27	52						2	50								<u> </u>
茨城県	49	89						3	86								1
栃木県	7	10						1	9								1
群馬県	8							·	9								1
埼玉県	81	184	2					8	178								+
千葉県	49	125	_					4	121								1
東京都	53	232	9	3				7	237	1	3						<b>†</b> ;
神奈川県	22	74							76		<u> </u>						1
新潟県	34	44	_						44		1					1	1
富山県	9								30		<u> </u>						+
石川県	9	11							11								1
福井県	15	35						1	34		l						1
山梨県	7	12						3	9		l						+
長野県	27	101						5	96								1
岐阜県	28	39						4			ł						+
静岡県	43	75						6			l						1
愛知県	47	75						4	71		1						<b>†</b>
三重県	24	43						2	41		l '						1
滋賀県	4	11	1					_	12		l						1
京都府	12	19							19								+
大阪府	37	131							131								1
兵庫県	49	75	1		3			1	75		l						1
奈良県	22	36						4	32		l						1
和歌山県	16	20						1	19		l						1
鳥取県	16	33							33		1					<del>                                     </del>	†
島根県	18	28						5	23		l .						†
岡山県	18	29						"	29								1
広島県	13	22						2	20		1						1 .
山口県	23	52	1					1	52		† '						†
徳島県	22	45						6	39		<b>†</b>						<b>†</b>
香川県	18							Ť	29		l l						1
愛媛県	9	18						2	16								†
高知県	7	9							9		<b>1</b>						1
福岡県	33	63						2	61		l l						1
佐賀県	12	18						2	16		<b>†</b>						<b>†</b>
長崎県	15								23		l l						1
熊本県	6								9		1						†
大分県	Ť	Ů							ľ								1
宮崎県	2	2							2	1	1						1
鹿児島県																<del>                                     </del>	†
沖縄県	23	32							32	1	1						1
口州巴尔	23	JZ	1	1	1	1	1	1	32	1	1		1	1	1	1	1

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 千成23年4月1日から千成24年3月31日までの間に、法第13米第1項まには観戸内海法第7米第2項に差っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (9b)

										1	(旭	过性	<b>採り</b>	]・総	拉一点	义市门	<u> [[万]]</u>
	厚	経棄物焼去 灰の貯				は廃液を			び	F	廃PC PCB汚染物			理物の分 物の洗浄カ			設
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	4	. 17						1	16		1						+
仙台市	11	20	10						30								
さいたま市	7								12								<del></del>
千葉市 横浜市	7								29		1 1	_					2
川崎市	18								39								26
相模原市	10								31								
新潟市 静岡市	7	14							14								1
浜松市	4								13								+
名古屋市	6	28							28	1	1 1						1
京都市	8								23								
大阪市 堺市	12 8							2	46		2 5						5
神戸市	6							1									
岡山市	12								15								
広島市 北九州市	17 15							2				_					14
福岡市	5								22		14						14
函館市	Ĭ																1
旭川市																	
青森市	5							2	5								<b>├</b>
盛岡市 秋田市	2							1									
郡山市	2								2								
いわき市	7								24								
宇都宮市前橋市	5								18								+
高崎市	3								5								+
川越市	5							1									
船橋市	2	2							2								
柏市 横須賀市	4	. 18							18								+
富山市	5								9		2 2						2
金沢市	4								5								
長野市	5							1		1							<u> </u>
岐阜市 豊橋市	3								7								
岡崎市	2							1	5								
豊田市	6							1			40						40
大津市高槻市	2							1	14								+
東大阪市		12						3									1
姫路市	8	32						3	29								
尼崎市	9							1			<u> </u>	-		ļ			<del></del>
西宮市 奈良市	3								3								+
和歌山市	5								7								1
倉敷市	15								39								1
福山市 下関市	9	17							17	}	<b></b>						+
高松市	4	. 5							5								+
松山市	2			L		L		L	4		L	L		L	L	L	<u>t</u>
高知市	3								4								
久留米市 - 上岭市	3			1				1	8		-				-		+
長崎市熊本市	2								4		1						+
大分市	4								19								
宮崎市	1								3								
鹿児島市	1215			2	2		^	400	3010		7 400	1	1 0				100
分 計	1315									17	126	3	0	0	0	1	128

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

#### 水質基準対象施設の届出等の状況 注1) 表 I - 7 (10a)

									(施設	<b>重類別</b>	]•総	古一都	<b>迪</b> /村	表別 <i>)</i>
			+ I# O III	) = 41b3a =	+6=n a = 1	k mar mark at								
		プロン類の分			施設のう <sup>*</sup> 及び湿式∮					-	下水道終	末処理施	設	
			DE / / 1	/山丁 //巴以入	X O 19E-19	e C/U/IEI	~							
	事業場	22年	新設	既設	瀬法か	法から	廃止	23年	事業場	22年	新設	既設	廃止	23年
	数注2)	度末施	(b)	(c)	ら法へ	瀬法へ	(f)	度末施	数 <sup>注2)</sup>	度末施	(b)	(c)	(f)	度末施
		設数 (a)	注3)	注4)	の移行 (d1)	の移行 (d2)		設数 (a+b+c-		設数 (a)	注3)	注4)		設数 (a+b+c-
		(a)			注5)	(u2) 注5)		f)		(a)				f)
北海道								- /	5	5				5
青森県									1	1				1
岩手県									1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3					1	1	5				1	1	4
栃木県	1							1			1			3
群馬県	3							3				<del>                                     </del>		10
埼玉県 千葉県	1							6			1	-		3
東京都	'	'						<del>  '</del>	21	21		+		21
神奈川県	1	2						2		15		1		15
新潟県	† '							-	10			1		1
富山県	1	2		1			2	1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1							1						3
岐阜県	2							3						2
静岡県	2							3						2
愛知県 三重県	3	4						4	7 2					7 2
二里県 滋賀県	1	1						1						2
京都府	<u> </u>								2					2
大阪府	1	2						2		14				14
兵庫県									5					5
奈良県									1	2			1	
和歌山県														
鳥取県									4					4
島根県	<b>_</b>								1	1				1
岡山県								<u> </u>	1	1		1		1
広島県	1	2						2	1	_		-		<del> </del>
山口県 徳島県	<b>├</b>	-	-					1	1	2	-		1	2
香川県	1	3						3				-		+
愛媛県	<b>!</b> '	3						3				+		+
高知県														†
福岡県														<b>†</b>
佐賀県	1	2						2		1			1	
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														1
宮崎県								ļ	1	1				1
鹿児島県								<u> </u>				1		1
沖縄県	1	2						2						<u> </u>

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 千成23年4月1日から千成24年3月31日までの間に、法第13米第1項まには観戸内海伝第7米第2項に差っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

### 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup> 表 I - 7 (10b)

	1								(他i	<u></u> 没種類	[万] · 术	念括 —	以 行 「	口为リ)
					施設のう 及び湿式集			`			下水道終	末処理施詞	投	
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市									4	. 5			1	4
仙台市									2					2
さいたま市														
千葉市 横浜市									6					22
川崎市									2					5
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1		1				1
静岡市 浜松市	1	2						2	2					4 2
名古屋市									6					7
京都市									4					4
大阪市 堺市	1	1						1	2				1	8
神戸市	<b> </b>	<b> </b>						1 '	4					4
岡山市									1					1
広島市 北九州市	1	2					1	2	5					7
福岡市	1								3					3
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市 盛岡市														
秋田市									2	. 2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
船橋市 柏市														
横須賀市									2	. 2				2
富山市	1	1						1	2					2
金沢市	1	1						1						4
長野市 岐阜市	1								2					3
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市 大津市		<del>                                     </del>					1	-	1	1				1
高槻市	<b>l</b>	1		1					1	4				4
東大阪市									2	2				2
<b>姫路市</b>	1	2						2						2
尼崎市 西宮市		1		1			1	1	2					2
奈良市									L '					
和歌山市									2					2
倉敷市 福山市									1					1
下関市	1	1					+	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>
高松市									2	. 2				2
松山市	ļ .	_						<u> </u>	l .					<u> </u>
高知市 久留米市		2					1	2	1	1				1
長崎市							†		1	1				1
熊本市									2	2				2
大分市								1						<u> </u>
宮崎市 鹿児島市	1	3						3	2		1			1
合 計	38	•		1	0 (	) (	)	2 61		•		0	4	
					ケーマ 体 しっ					_	_	_		

- 注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I - 7 (11a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

1											(他記	文理实	貝別・	総括·	一都退	11付片	<b>卡万リ</b> )
					设置する る水の処		事業場						合 計				
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sub>注4</sub> )	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道		1							43	84	6					1	, 89
青森県									23	70							70
岩手県	1	1						1	6	7							7
宮城県		2						2		17						1	16
秋田県		1						1	7	11							11
山形県									18	48	1					6	43
福島県		1						1	31	62						2	60
茨城県									60	112						3	109
栃木県	1	1						1	14	20						2	18
群馬県									13	15							15
埼玉県									100	252						11	245
千葉県	3	4						4	60	140						4	136
東京都									75	256		3				7	261
神奈川県									39	103							105
新潟県	4	9						9		73						1	72
富山県									19	49	1					7	43
石川県									9	11							11 40
福井県									18	41						1	
山梨県 長野県		2						2	8 32	13 109						3 5	10 104
岐阜県									34	46						4	42
静岡県		1						1	57	304						9	298
愛知県	2							2		103						4	99
三重県	1	2						2	30	56						2	54
滋賀県		_						_	10	18						_	19
京都府	1								15	22							22
大阪府									52	147							147
兵庫県									57	86	1		3			1	86
奈良県									23	38						5	33
和歌山県									16	20						1	19
鳥取県									21	41							41
島根県		1						1	20	31						5	26
岡山県									20	31							31
広島県	1	2						2	20	33						3	30
山口県	1	1						1	29	69	1					1	69
徳島県									23	47						6	41
香川県	1							1	23	37							38
愛媛県	2	5						5		39						2	38
高知県								ļ .	7	9						_	9
福岡県	1	1		1	1			1	36	72 21						3	70 18
佐賀県	-								13							3	
長崎県熊本県	<del>                                     </del>							-	18 7	26 10							26 10
大分県	<del>                                     </del>							-	<u>'</u>	10							10
宮崎県	4		1					1	5	5	1						6
B 阿 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	<del>- '</del>	1	'	+	1			<del>                                     </del>	1	1							1
	1	1		1				1	26	36							36
作肥坑					1	1	1		20	30	1		l	l	l	1	30

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく 許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が
- 在4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13末第1項または瀬戸内海法第1末第2項に蓋っなされたものを計上した。
  注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
  注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

# 表 I - 7 (11b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

					と置するこ る水の処	L場又は 理施設	事業場				(/3		合 計	]・総	<u>10 9</u>	× 13 1	14/3/1/
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sub>注3</sub> )	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-	事業場 数 <sup>注2)</sup>	22年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	23年 度末施 設数 (a+b+c-
					注5)	注5)		f)					注5)	注5)			f)
札幌市									8							2	
仙台市 さいたま市									13 7	22 11	10						32 12
千葉市	1	1						1	12	36							36
横浜市 川崎市	2	2						2	19 21							2	67 70
相模原市	1	2	1				1	2	12	70 35						1	35
新潟市		1						1	13	23							23
静岡市 浜松市									13 8								22
名古屋市									15								45
京都市									13	33							33
大阪市 堺市									22 13	60 18						2	59 16
神戸市									10							1	20
岡山市									13	16							16
広島市 北九州市		1						1	24 22	55 113						2	
福岡市		· '						'	8								25
函館市									1	1							1
旭川市 青森市									2 5	4						2	5
盛岡市									2	3							3
秋田市									8	15						1	14
郡山市いわき市		1						1	3 10								34
宇都宮市	1	1						1	6								19
前橋市									4	11	1						12
高崎市 川越市									5	6 9						1	6 8
州 船橋市									2							'	2
柏市																	
横須賀市 富山市	1	1						1	6 11								20 15
金沢市	1	1						1	9	15 10							11
長野市									8	14						1	13
岐阜市 豊橋市									6								6
豆備巾 岡崎市		1					1		2	8 7						2	5
豊田市									8	50	2					1	51
大津市									3							4	5 18
高槻市 東大阪市									3 2							3	
姫路市	1	1						1	15	56						3	53
尼崎市								3	11	26						1	25
西宮市 奈良市		3						3	5 2					<del>                                     </del>			8
和歌山市									8	10							10
倉敷市		1						1	17	45							45
福山市 下関市									10					-			18
高松市									6	7							7
松山市									2	4							4
高知市 久留米市									5 3								7
長崎市									5	9							9
熊本市									4								6
大分市 宮崎市	2	3						3	7	23 4							23 5
鹿児島市									4								7
合 計	30						£1. ✓			4076	52	3	3	0	0	131	4000

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が なされたものを計上した。
- なされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

	1								( Ji	也設種類	<u> </u>	都 道 府 !	<u> </u>
		John J.	dr let	Late 6	+.1=		<u>E鉛回収施</u>		π.l=	士仁 上	a.ie	II .r.	<b>⇒</b> 1
		焙炒	尭炉	炸炸	吉炉	浴事	広炉	谷門	解炉	早乙为	彙炉	小	計
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数		施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県	1	1	1					1	1			2	2
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													<u> </u>
山梨県													<b> </b>
長野県 岐阜県													<b> </b>
静岡県													-
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県											_		
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県	1												
福岡県	1												
佐賀県 長崎県													
長崎県 熊本県	<b>—</b>												
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													
11/1/2/19	1		1	1			ı	1				li .	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

( )内に再掲した。

表 I - 8 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別一政令市別)

							* * *			(加西区生	生为八八	一與行	11/1/1/
		松木	尭炉	梅丝	吉炉	並	5鉛回収施 広炉	設施	解炉	故水	操炉	小	<u></u>
		万万万	光》	为七孙	in W	行羽	17.7P	行力	件分	早 乙 次	<i>₹Ŋ</i> ⁻	/1,	PΙ
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末	23年度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													ļ
新潟市													ļ
静岡市													<b></b>
浜松市													<b> </b>
名古屋市													
京都市大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													ļ
秋田市													<b></b>
郡山市													<b></b>
いわき市													
宇都宮市前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													<b></b>
岡崎市													<b></b>
豊田市													-
大津市 高槻市													
一 局槻巾 東大阪市			-										
乗入阪川 姫路市													
尼崎市													
西宮市			<u> </u>										
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													<u></u>
高知市													<b></b>
久留米市			ļ										<del></del>
長崎市													
熊本市			-										
大分市 宮崎市													
選崎市 鹿児島市			-										
産児島市 合 計	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)
	1(0)	, ,			. ,	. ,	. ,	` ,	1(0)	0(0)	0(0)	∠(∪)	∠(∪)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

							z ≠z 44., late +en	<u></u>	())	匹良人生を	<u> </u>	<b> </b>	<u> </u>
		Λ+ /h	以上	9+ /h1	以上~		産棄物焼却が h以上~		h以上~	50kg/k	以上~	50k~	h未満
		41/11	以上	2t/ny 4t/h			未満	200kg/	n以上~ /h未満	100kg/f	ルエ〜 /h未満	(0.5n	n未価 『以上)
	23年度末	23年度末	22年度末	23年度末									
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
北海道	1							1	1				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	2						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県	1/4)					4/4\	1/4)						
東京都神奈川県	1(1)					1(1)	1(1)						
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2					2	2	2	2	1	1		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県 広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県	'												
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県			3			<u>'</u>	'						
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						
		_		_					_			_	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別一政令市別)

						-	~	ı		(川田田文生	生为八门	一與行	11/1/1/
			以上	4t/h	以上~ 未満	200kg/l 2t/h	未満	100kg/l 200kg/	h以上~ /h未満		/h未満	50kg/ (0.5m	引以上)
												23年度末	
札幌市	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1					1	1						
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)						
川崎市 相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市 大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市 福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市 郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市 船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													<del>                                     </del>
長野市 岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市 東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市 和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市	<u>'</u>	,											
下関市													
高松市													
松山市 高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市 鹿児島市													
展児島市 合 計	15(4)	6(2)	6(2)	0(0)	0(0)	11(3)	12(3)	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
	70(寸)				. ,	. ,		, ,	.(0)	.(0)	.(0)	(۵)	(۵)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別-都道府県別)

	<del> </del>	kar ±n k=	I	Δ ∌l.	
	<u>廃棄物</u>			合 計	
	"	PΙ			
	23年度末	22年度末	23年	度末	22年度末
	施設数	施設数	事業場数		施設数
北海道	1	1	1	1	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	2	1	1	2
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5	5	2	5	5
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県		-		_	
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別-政令市別)

	廃棄物 小			合 計	
	23年度末	22年度末	23年	度末	22年度末
	施設数		事業場数		施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1 (4)	1 (1)	1	1	1
横浜市 川崎市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市 堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市 秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市 横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市 高槻市					
東大阪市					
<b>炉路市</b>					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市 下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					_
熊本市		-			
大分市					
宮崎市					
鹿児島市	20/5	20/5	40/4	04/5	05/5
合 計 注 1 ) 法第36	22(5)	23(5)			25(5)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を ( ) 内に再掲した。

表 I - 9 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別一都道府県別)

											(月	也設種到	頁別 一者	<b>邻</b> 追付!	<del>界</del> 別)
						設、湿式集 は廃液を排				を	重基準対象 設置する] は事業場だ	[場		合 計	
		ブス洗浄施 式集じん旅		灰	で野留施	設		小計			排出される なの処理施	5		ц п	
		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末		度末	22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	1	1	3				1	1	3	1			1	1	3
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)		1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県	1	2	2				1	2	2	:			1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県	-														
鳥取県				1		1			-	1	-				
島根県				1		1			-	1	-				
岡山県						1					-				
広島県						1									
山口県				1		1			1	1					
徳島県						1					-				
香川県						1			-						
愛媛県						1				-					
高知県						1				-					
福岡県	1			<b>—</b>		-			<u> </u>	<del>                                     </del>					
佐賀県				-						-					
長崎県						1									
熊本県						1			-						
大分県				-						-					
宮崎県						<del>                                     </del>			-	-	-	-			
鹿児島県						1				-					
沖縄県											<u> </u>				l

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別一政会市別)

												(施設和	単類別⁻	- 政令ī	<u> </u>
		廃棄	 等物焼却炉 灰の貯留施	―― に係る廃力 i設であっ	一 ブス洗浄施 て汚水又に	一 設、湿式集 は廃液を排	臭じん施設。 出するもの	 及び )		を 又	重基準対象 設置する□ は事業場か	二場 ^ら		合 計	
	湿;	ス洗浄施 式集じん施	<b>面</b> 設		の貯留施	-		小計		オ	排出される くの処理施	設			
	23年 事業場数		22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数	23年 事業場数	度末 施設数	22年度末 施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市 横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市 名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市岡山市							ļ				<b> </b>				
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市 盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市高崎市											1				
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市 富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市 豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市 日 佐 市															
尼崎市 西宮市										1	<del>                                     </del>				
奈良市											1				
和歌山市															
倉敷市									-						
福山市下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市熊本市															
大分市										1	<b> </b>				
宮崎市											1				
鹿児島市															
合 計 注 1 ) 注第 3 6 %	7(3)	9(3)		0(0)					11(3)	2(1)	2(1)	2(1)	9(4)	11(4)	13(4)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( ) 内に再掲した。

## 表 I - 1 0 (1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

	Late Volta A		5 III) =	1	And Nor I'm	赤点に		()(E)	人工人员		ム 110 110 110 110 110 110 110 110 110 110	<u> </u>	17/1/1/
		広の製造の			製鋼用	電気炉			tata tata 1 - 1	<b></b>	収施設	Ide / L. r.	
	供	する焼結		0.65	Inti Delevi			0.65	焙焼炉	□11 → A4+	0.05	焼結炉	Πι1 → <i>Α</i> ΛΑ
	23年	附則別	別表第		附則別		第一			別表第一	23年	附則別	別表第
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	成数 (a+c)	(a) == -	(0)	成数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	成数 (a+c)	(a)	(0)	成数 (a+c)	(a)	(0)
	, ,			,			(c)	(4.0)			(4.0)		
北海道	1	1		3									
青森県				1	1						1		1
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		5	5			2	1	1			
栃木県				2									
群馬県				1									
埼玉県				5		1							
千葉県	3	3		ľ	<u> </u>								
東京都		Ĭ		3	3								
神奈川県	1			1	1						1		
新潟県				3									
富山県	1			1				<b> </b>					1
石川県			<del>                                     </del>	<u>'</u>	<u>'</u>								
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	11		3	1	1				
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				4			1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県	2	2											
山口県				13	10		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県								_	_				
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県				<u>'</u>	· '								
熊本県				1	1			1		1			
大分県			<del>                                     </del>	<u>'</u>	<u>'</u>			<u> </u>		'			
宮崎県			<del>                                     </del>										
			-										
鹿児島県	-		-					1					-
沖縄県				1	1			]	]				

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

	1			製鋼用電気炉				<u></u> (力	也			<b>政</b> 令巾	1,711)
		広の製造の		ļ	製鋼用	電気炉	1	<u> </u>		亜鉛回	収施設	[#·/-L·-	
	供	する焼結	炉皿まが	0.05	r/LDdm.		forter:	0.07	焙焼炉	미士ሎ	0.05	焼結炉	叫去炒
				23年	附則別 表第一		第一	23年	附則別 表第二	別表第	23年 度末施		別表第一
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行 前設置	法施行 後設置	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	tx 致 (a+c)	(a)	(")	取叙 (a+b+c)	(a)	削設置 (b) <sup>注2)</sup>		obstantial (a+c)	(a)	(0)	政数 (a+c)	(a)	(0)
†i †=	. ,	<b>!</b>	<u> </u>	` ′		· ·	(0)	<del>'</del> '	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
札幌市		<b>!</b>	<u> </u>	1	-	<del></del>	L.	<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
仙台市		<b>!</b>	<u> </u>	1	ļ	<del></del>	1	<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	<del></del>
さいたま市	_	<u> </u>		<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
千葉市 ⊭派吉	2	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
横浜市		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<del></del>	L	<del>                                     </del>	1	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<del></del>
川崎市	1	1	<u> </u>	4	4	<u> </u>	L	-	-	<del>                                     </del>	ļ	-	<u></u>
相模原市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
新潟市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
静岡市		<del>  </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del> </del>	+	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	+
浜松市 夕土最古		<del></del>	L	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	-	+	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
名古屋市		<b></b>	<u> </u>	1	1	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
京都市		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<del>  .  </del>	<u> </u>	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
大阪市		<u> </u>	<u> </u>	10			<u> </u>	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
堺市 神戸市		<u> </u>	<u> </u>	5	5	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	1	<del>                                     </del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	-
神戸市			<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
岡山市 広島市		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
広島市 北九州市	3	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<del>   </del>	3	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
北九州市 福岡市	3	3	<u> </u>	6	2	1	3	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
福岡市 函館市		<b></b>	<u> </u>	<del>  </del>	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del> </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
旭川市		<del></del>	$\vdash \vdash \vdash$	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	+	+	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
青森市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
盛岡市		<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>
秋田市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
郡山市		<b> </b>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
いわき市		<del></del>	<del></del> -	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	1	1	<del>                                     </del>	1	1	+
宇都宮市		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	+
前橋市			<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
高崎市			<del>                                     </del>	† 1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
川越市			<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
船橋市				1	<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>		1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		<del>                                     </del>
柏市					<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>		
横須賀市		ı ı	1	ļ I	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>				<del>                                     </del>		
富山市				1	ı ı	1					<u> </u>		
金沢市			·										
長野市		<u> </u>	·		<u>                                     </u>	li	<u> </u>						
岐阜市		<u>                                      </u>	<u> </u>	2			<u> </u>				L		
豊橋市		<u> </u>		1	1	<u> </u>	<u> </u>				L	<u></u>	
岡崎市		<u> </u>		I	<u>                                      </u>	<u> </u>	<u> </u>				L	<u></u>	
豊田市			نـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ										
大津市		<u> </u>	اً ــــــا	ــــــا	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		
高槻市			<u> </u>	<u> </u>	L				<u> </u>	<u> </u>	Ļ	<u> </u>	
東大阪市		<u>                                      </u>	<u> </u>	<u> </u>	L		L	<u> </u>	1	<u> </u>	Ļ	<u> </u>	
姫路市		<u>                                      </u>	<u> </u>	5	5		L	2	1	1	3	<del>                                     </del>	3
尼崎市		L	<u> </u>	<del></del>	<u> </u>		L	<del></del>	<del></del>	<del></del>	Ļ	<del>                                     </del>	<u> </u>
西宮市		L	L	<del>                                     </del>	<u> </u>	L	L	<u> </u>	<b></b>	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
奈良市		L	L	<del>                                     </del>	<u> </u>	L	L	<u> </u>	<b></b>	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
和歌山市	3						L	1	1	<del></del>	ļ	<del>                                     </del>	<u></u>
倉敷市	4			6	6	<u> </u>	L		<del></del>	<del></del>	<u> </u>	<del>                                     </del>	
福山市 下関市	4	4	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	ļ	<del>                                     </del>	-
		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	-
高松市		<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	1	-	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	-
松山市 高知市		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
		ļ——	<u> </u>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<u> </u>	1	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	+
久留米市 長崎市		<b></b>	<u>└</u>	<del>  </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del></del>	<del> </del>	<del> </del>	<del></del>
長崎市 熊本市		<b> </b>	<u> </u>	<del>  </del>	<del>  </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	-	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
大分市	2	2	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
工分市 宮崎市	2	<del>- 2</del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del></del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>	<del> </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
<u>呂崎市</u> 鹿児島市		<del>                                     </del>	<del>   </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
産児島市 合 計	31	29	2	113	96	6	11	12	9	3	5	1	4
													4

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

						邢紗區	]収施設	人们生为民	/3/3 1.	ム 印	(巨/1) /1	(7).1)
		淡針后			溶解后	里如巴	14X/旭钗	乾燥炉		II	小 計	
	23年	溶鉱炉	別表第	23年	溶解炉	別表第	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第
	度末施	表第一	<del></del>	度末施	表第二	_	度末施	表第二	_	度末施	表第二	<u></u>
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	[		(a+c)			(a+c)	[ .		(a+c)		
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県	1	1					1	1	İ			İ
長崎県												
熊本県		İ					İ	İ		1		1
大分県		İ					İ	İ				
宮崎県	1											
鹿児島県	1											
沖縄県												

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

								也設種	短川	14	以下口	1/2/1/
	-	汝年上		1	次加ル	<b>里鉛</b> 回	収施設	<b></b>		II	,լ, ⇒լ	
	23年	溶鉱炉	別表第	23年	溶解炉 附則別	別表第	23年	乾燥炉 附則別	別表第	23年	小 計 附則別	別表第
	度末施	表第二	<b>加</b> 水 <del>尔</del>		表第二	<b>加</b> 农	度末施	表第二	<b>加</b> 农	度末施	表第二	<b>加</b> 农
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	度末施 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	(4)	. ,	(a+c)	(=)	, ,	(a+c)	(ω)	,	(a+c)	(4)	, ,
札幌市												
仙台市										1		
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市 神戸市									-			-
岡山市		-	-						-	1		-
広島市		<del> </del>							<del>                                     </del>	-		
北九州市		<u> </u>								1		
福岡市		<u> </u>	1							1		
函館市												
旭川市		İ	İ						İ			
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市										<b> </b>		
豊田市												
大津市										-		
高槻市		-	-						-	-		-
東大阪市 姫路市		-	-				6		6	11	1	10
尼崎市		<del> </del>					0		-	- ''	'	10
西宮市		<del>                                     </del>								1		<del>                                     </del>
奈良市		<u> </u>	1							1		
和歌山市										1	1	
倉敷市										l .	<u> </u>	
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							ļ			<b> </b>		
長崎市										<b> </b>		
熊本市										-		
大分市		-	1						-	-		-
宮崎市 鹿児島市		-	-						-	-		-
一	3	2	1	2	2	0	9	3	6	31	17	14
					2							

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (3 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

				<b>万リ・1</b> 2	フ 日 P	坦州为	7/1/1/					
		Inda Into Inc.				ミニウム	台金製造			1	,	
	0.00	焙焼炉	Bil ##	0 0 fm	溶解炉	D.IL. 666	0.0 fm	乾燥炉	Dilaha 646	0.00	小 計	1111-12 644
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第	23年		別表第	23年	附則別	別表第
	度末施	表第二		度末施	表第二		度末施	表第二		度末施	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) (± 1)	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	
茨城県	3		1	26	26	3	3	2	1		30	
			- 1		46	40	2	1	1			
栃木県	3			56		10					50	
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	_	6	
埼玉県				43	23	20	4	2	2	47	25	
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				14	4	10				14	4	
富山県				37	36	1				37	36	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	8	7	2	1	1	17	9	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	
静岡県	4	3	1	59	43	16	6	3	3		49	
愛知県	9	5	4	112	62	50	8	4	4		71	58
三重県	2	2		29	22	7	2	1	1	33	25	
滋賀県				14	8	6	2	2		16	10	
京都府				4	2	2				4	2	
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	
兵庫県	1		1	9	8	1	4	3	ı	10	8	
	1		- 1	9	8	1				10	ð	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1		2	
広島県				3	3					3	3	
山口県				2	1	1	1	1		3	2	1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2	_		_	4	2	
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				24	5	19	1		1	25	5	
	1	4		1		19	1		1		2	
大分県	1	1			1					2		
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

								也設種	规力」		以刊川	1/2/1/
		falls ( de ve ·		1		ミニウム	合金製造			1	,	
	0.05	焙焼炉	미士ሎ	0.05	溶解炉		0.05	乾燥炉	叫去炒	0.05	小 計	미士ሎ
	23年 度末施	附則別 表第二	別表第		附則別	別表第	23年 度末施	附則別 表第二	別表第	23年 度末施	附則別 表第二	別表第
	没不 設数	衣弗二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	度木施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	及木旭 設数	衣第二 (a) <sup>注1)</sup>	(c)	皮木肔 設数	衣弗— (a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)
71 78 -	, ,			,			` ,			. ,		
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
7 71- 1				0								
横浜市 川崎市				3	2	1	1	1		4	3	1
相模原市												
新潟市				00	47	0				00	47	
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1	0				1	1	
名古屋市				18	16	2				18	16	
京都市				8	6	2	1	1		9	7	
大阪市				2	2					2	2	
堺市 神戸市				6	6		1	1		7	7	
岡山市 広島市				2	4	1	1	4		2	2	
北九州市			4	3	1 2		I	1		3	2	
福岡市	1		1	3	2	1				4	2	2
一 個阿巾 函館市	-											
旭川市	-	-										
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市				1	- 1					1	1	
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市				1		ı				ı		I
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市				3		- 1				3		
川越市				1	1					1	1	
船橋市				'	'							
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市				0		U				0		0
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	
豊田市				29	15	14	3		3		15	
大津市	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		23	13	14	3		3	32	13	17
高槻市	<u> </u>											
東大阪市	<u> </u>											
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市	†				,,,					.0		
西宮市	t	t										
奈良市	1	<b>†</b>		1		1				1		1
和歌山市	<u> </u>	<u> </u>		l '						<u> </u>		
倉敷市	1	<b>†</b>		8	8					8	8	
福山市	<u> </u>				0							
下関市	t	1		12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				i i								
高知市												
久留米市	<u> </u>	<u> </u>		3		3				3		3
長崎市	<u> </u>	<b>†</b>				,						
熊本市	<b>†</b>	<b>†</b>										
大分市	<u> </u>			2	2					2	2	
宮崎市	<u> </u>											
鹿児島市	<u> </u>			1	1					1	1	
合 計	29	21	8			229	54	29	25			
注1) 法施行												

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

								又 1里 大只	刀ij · 12	A DIV.	<u></u> 担	1/3/1/
		4. 4	DL I		_		焼却炉	H:	0.0	01 /1 101 1	0: /1 1	- 2:He
	0.07	4t/h		foto:		t/h以上~				Okg/h以上		
	23年	附則別	別表		23年	附則別	別表	211	23年	附則別	別表	
	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	度末施 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行
	改级 (a+b+c)	(a) 11 /	前設置	後設置	改数 (a+b+c)	(a) 117	前設置	後設置	政毅 (a+b+c)	(a) 117	前設置	後設置
	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道	18	10		8	26	19	2	5	115	86	2	27
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	2	2			20	14	1	5	24	17	1	6
宮城県	18	6		12	32	27		5	29	29		
秋田県	3	1		2	13	11		2	47	31	3	13
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	26	13	3	10
福島県	5	3		2	30	27		3	51	38	2	11
茨城県	28	15	2	11	68	48	4		69	49	8	12
栃木県	10	8		2	29	19	2	8	44	37	3	4
群馬県	13	12		1	25	25		0	40	31	1	8
埼玉県	42	27		15	79	76		3	85	76	1	8
	42		4		79		-	18		48	4	
千葉県		29	1	16		54	5		67			15
東京都	105	64	8	33	49	28	1	20	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	30	21	5	4
新潟県	8	6		2	55	43	3	9	59	41	5	13
富山県	5			5	16	13		3	18	11		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	5		1	15	14		1	29	19	4	6
山梨県	3	3			20	13		7	24	19		5
長野県	7	4	3		28	28			66	40	14	12
岐阜県	2	2			31	14	4	13	68	44	12	12
静岡県	28	9	11	8	43	20	15	8	81	54	16	11
愛知県	43	29	4	10	49	39	3	7	90	70	6	14
三重県	17	12		5	34	24	2	8	59	49	3	7
滋賀県	6	3		3	21	18		3	38	26	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	35	23		12	40	28	2	10	43	33	3	
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	71	57	5	9
奈良県	6	5		1	23	17		6	40	35	-	5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3		35	25	6	4
島根県	2	3		2	10	3	3	7	26	13	8	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	20	18		2	50	38	6	6
	10	8		2	25	18	4	7	45	38		
山口県		8					1				2	6
徳島県	1			1	25	20		5	51	35	6	10
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	13	8	5		19	6	10	3	53	37	12	4
高知県					11	5	2	4	28	20	4	4
福岡県	12	7		5	29	24		5	51	36	5	10
佐賀県	4			4	13	11		2	44	33	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	59	35	8	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1	2		13	11	2		19	18	1	
宮崎県	9	5	1	3	8	8			18	13	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13	2	3	32	12	1	19
	<u> </u>											

注 2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (4 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

						廃棄物	焼却炉	世 [汉 7]里	/////	1,	以下口	•
		4t/h	以上			t/h以上~		茜		0kg/h以上		
	23年	附則別	別表	711	23年	附則別	別表	第一	23年	附則別	別表	第一
	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>
U IB I	, ,				,	_			` ′			
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	13	6		7	7	3	4	4				2
さいたま市 千葉市	13 13	11 7	2	2	3	3	1		5 5			2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		7			2
川崎市	24	15		9	6	3	3		16			
相模原市	7	4		3	1	1	Ū		9			,
新潟市	12	8		4	10	5	2	3			1	4
静岡市	6		4	2	3		3		8		8	
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3			2
京都市	21	12	3	6	1	1			10			
大阪市	26	17	4	5	7	5	2	_	9			
押市 神戸市	15	9		6	2			1	5			;
岡山市	15 8		3	1	3 1	1		1	29			
広島市	9	4	3	5	4	2		2				
北九州市	17	11		6	3	3			17	8		
福岡市	9	6		3	4			1	5			<u> </u>
函館市	3	1		2	İ	1			3			
旭川市	2	2			2	1		1	1			
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			3				5			
秋田市	3			3	3			2	6			
郡山市	4	4			2	1		1	1			
いわき市	13	8	3 5	2	6		2	2	6			
宇都宮市	7	3	5		4	4 2		2	5 4			
高崎市	3	3			2	1		1	5			
川越市	2			2	3	2	1		2			
船橋市	8		8		2	_	2		1			
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					10		8	
金沢市	5	3		2	4	1		3				
長野市	3	3			1	_		1	10			
岐阜市	5	5			6		1		4			
豊橋市 岡崎市	3 7	1 5	2	2	4	2		2	5			
豊田市	4		1	3	3	1		2				
大津市					7	5	1	1				
高槻市	5	5			2	1	1		2			
東大阪市	8	1	5	2	4		1	3				
姫路市	11	4		7	9			4				2
尼崎市	7	3	1	3	3			2				
西宮市	7	7			1	1			1			
奈良市	4	4							4			
和歌山市	6	6		^	4	3		1				1
倉敷市 福山市	11 4	8		3	12 6	9		3	19 14			
<u>備田巾</u> 下関市	2	1		1	1	1			8			2
高松市	5	2		3	'	'			8			
松山市	8	5		3	3	2	1		12			(
高知市	3		3		1	1			3			
久留米市	3	3							4			
長崎市	4	4							3			
熊本市	4				1	1			6			
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	
宮崎市	3			3	1	1			1			•
鹿児島市	4	2		2	2		2		13			(
合 計	1107	658	104	345	1439	1032 れている	119		2569 あって		225	473

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法-都道府県別)

		/s 151 - I	2001 /	L. Nille	= 0.1			1. 344	= 01	/s 1. NHs	/o = 2DI	1. \
		g/h以上~				g/h以上~					(0.5㎡以	
	23年 度末施	附則別 事第二	別表	21.	23年 度末施	附則別 表第二		第一		附則別 表第二	別表	/1*
	及不 設数	表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	及不施 設数	α     (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行	及不旭 設数	衣弗二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行	法施行
	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(a)	前設置 (b) <sup>注2)</sup>	後設置 (c) <sup>注3)</sup>
	(41510)		(b)	(c)	(41510)		(p)	(c)	(41510)		(b)	(c)
北海道	80	29	1		19	13		6	11	3		8
青森県	53	20	1	32	8	3		5	8	4	2	2
岩手県	69	24	11	34	11	6	2	3	2	2		
宮城県	51	49		2	10	10			5	5		
秋田県	21	10		11	1	1			5	5		
山形県	59	19		40	5	3		2	6	4		2
福島県	17	13		4	14	9		5	9	8		1
茨城県	197	54	2	141	30	15		15	9	4	1	4
栃木県	70	39		31	24	10		14	8	5		3
群馬県	29	15		14	15	4		11	2			2
埼玉県	31	21	2	8	74	24		50	13	7		6
千葉県	138	47		91	29	16		13	16	6		10
東京都	52	32		20	53	27		26	20	12		8
神奈川県	32	19	1	12	15	8	1	6	4	3		1
新潟県	65	25		40	23	14		9	19	16		3
富山県	36	22		14	8	7		1	3	1		2
石川県	43	23	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	44	21		23	9	9			6	4		2
山梨県	26	11		15	8	6		2	6	5		1
長野県	52	24	4	24	12	7		5	5	4		1
岐阜県	85	79	3	3	47	41		6	9	7	2	
静岡県	100	61	1	38	35	21		14	22	10		12
愛知県	54	32		22	24	12		12	7	3		4
三重県	80	44		36	23	15		8	9	5		4
滋賀県	37	27		10	12	10		2	9	8		1
京都府	34	16		18	6	5		1	9	0		- '
大阪府	21	12		9	8	7	1		6	4		2
	110			34	31	20	ı	11	8	7		1
兵庫県		76										
奈良県	106	39		67	16	7		9	3	2		1
和歌山県	32	15	-	17	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	6	6			2	1		1
島根県	28	10	4	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	54	22		32	4	3		1	6	5		1
広島県	52	31		21	16	8		8	13	8		5
山口県	50	32		18	21	21		_	9	6		3
徳島県	77	35		42	10	8		2	2	2		
香川県	62	21		41	15	13		2	6	4		2
愛媛県	73	25	6	42	27	13		14	15	6		9
高知県	66	36		30	15	11		4	4	3		1
福岡県	88	50		38	32	30		2	13	12		1
佐賀県	40	22		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	32	15		17	4	2		2	4			2
熊本県	40	3	6	31	7	5	1		8	6		2
大分県	17	7	6		8	7	1		3	3		
宮崎県	32	8		24	2	1		1				
鹿児島県	72	31		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5	1	22	10	1		9	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (5 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

	l					<b>录录业</b>		也設種	短儿!	14	政 [1]	11/0.1/
	1001	a/hN L -	~2001r ~ /L	- 土港	E01-		焼却炉 ~100kg/b	<b>土</b> 港	501-	g/b丰湛	(0.5㎡以	F)
	23年	g/h以上~ 附則別	~200kg/h 別表			g/h以上~ 附則別		<u>木満</u> 第一	50k 23年	g/h未満 附則別	(0.5m以 別表	
	度末施	表第二	法施行	弗一 法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	伝施1 前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)	(α)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(α)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(α)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市	4	1	(~)	3	2	2	(~)	(0)	2	2		(0)
仙台市	8	6		2	1			1				
						2		-	2	2		
さいたま市 千葉市	2	2		0	4			1	3			
7 71- 1	17	9		8	9	6		3				;
横浜市	11	10		1	27	24		3				
川崎市	1	1			4			4		3		
相模原市	3				2			1				
新潟市	19	10		9	9	8		1				
静岡市	22	14	3	5	11	5	4	2				
浜松市	18	13		5	1	1			1	· ·		
名古屋市	16		7	5	8		4	3				;
京都市	15	13		2	14				2	2		
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	12	6		6	6				1			
神戸市	12	8		4	3			1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			:
広島市	12	10		2	1	1			2	1		
北九州市	12	9		3					3	1		
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			;
青森市	13			13	3			3				;
盛岡市	10	7		3	2	2			3	1		
秋田市	3	2		1					1			
郡山市	6	5		1	4	2		2				
いわき市	2	2			2			2				
宇都宮市	5			5	1	1		_	1			
前橋市	15	4	1	10	3			1				
高崎市	7	2		5	7	2		5				,
川越市	2	1		1	2	1		1				
船橋市	3		3		3		2					
柏市	5	1	1	3	2							
横須賀市	2			2	1			1	5			
富山市	15		5	10	7		2				1	
金沢市	8	4	3	4	6	4		2	1			
長野市	6			4	0	4			'	· '		
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1			,	- '		
豆帽巾 岡崎市	6	6			6			1		<del> </del>		
atta I .		_		4						-		
豊田市	5	2		1	2			2		-		
大津市	5	2		3								
高槻市 東大阪市	2	2	1 2	2			4					
			- 2	1	2		1	1	-	<del>                                     </del>		
姫路市	10			1	5			1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3		1	_	_	1	-
西宮市	4.0					_		<u> </u>	2			
奈良市	12	8		4	4	3		1	2			
和歌山市	10	9		1	4			2				
倉敷市	5	5			2	1		1	2			:
福山市	30	20		10	3	3		1		1		
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	5	2		3	6							
長崎市	6	3		3	4	4						
熊本市	9	6		3					1	1		
大分市	7	1		6	1	1			4	2	1	
宮崎市	8	4		4	1			1	1			
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			
合 計	3184	1570	76	1538	994	623	19	352	430	261	12	15
			ていろ施			れている			あって			

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

· .								(万
		廃棄物	焼却炉			合	計	
		小	計					
	23年	附則別	別表	第一	23年	附則別	別表	第一
	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行
	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数 (a+b+c)	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(atute)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道	269	160	5	104	288	167	5	116
青森県	132	64	12	56	135	65	12	58
岩手県	128	65	15	48	128	65	15	48
宮城県	145	126		19	148	129		19
秋田県	90	59	3	28	90	59	3	28
山形県	115	49	5	61	117	51	5	61
福島県	126	98	2	26	156	125	2	29
茨城県	401	185	17	199	442	223	17	202
栃木県	185	118	5	62	248	170	5	73
群馬県	124	87	1	36	135	94	1	40
埼玉県	324	231	3	90	376	260	4	112
千葉県	373	200	10	163	384	208	10	166
東京都	325	201	14	110	328	204	14	110
神奈川県	143	102	8	33	144	103	8	33
新潟県	229	145	8	76	246	152	8	86
富山県	86	54		32	124	91		33
石川県	87	60	1	26	88	61	1	26
福井県	109	72	4	33	126	81	4	41
山梨県	87	57		30	91	61		30
長野県	170	107	21	42	185	114	21	50
岐阜県	242	187	21	34	245	189	21	35
静岡県	309	175	43	91	378	224	43	111
愛知県	267	185	13	69	414	271	13	130
三重県	222	149	5	68	255	174	5	76
滋賀県	123	92	1	30	139	102	1	36
京都府	88	54	7	27	92	56	7	29
大阪府	153	107	6	40	172	124	6	42
兵庫県	274	206	6	62	286	216	6	64
奈良県	194	105		89	194	105		89
和歌山県	91	56	6	29	91	56	6	29
鳥取県	95	55	14	26	95	55	14	26
島根県	78	30	15	33	82	34	15	33
岡山県	129	86	4	39	132	88	4	40
広島県	160	106	6	48	165	111	6	48
山口県	160	121	3	36	176	133	3	40
徳島県	166	100	6	60	166	100	6	60
香川県	126	74	0	52	128	76	0	52
愛媛県	200	95	33	72	203	98	33	72
高知県	124	75	6	43	124	75	6	43
			_				_	
福尚県 佐賀県	225 113	159 72	3	61 38	250 118	173 75	3	72 40
長崎県	122		-	45		67	11	40
		66	11		123			
熊本県	119	58	17	44	146	64	17	65
大分県	63	47	12	4		49	12	4
宮崎県	69	35	2	32	70	36	2	32
鹿児島県	164	94	3	67	166	95	3	68
沖縄県	101	34	ている物	63	102	35	せのな今	63

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

		廃棄物	焼却炉			合	計	
	0.04	小	計		0.00	e// Dalpa		
	23年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行	23年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)	(4)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(4)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市	26	14	5	7	27	15	5	7
仙台市	32	16	·	16	33	16		17
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	81	65	5	11	85	68	5	12
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市	22	18		4	22	18		4
新潟市	68	44	3	21	68	44	3	21
静岡市	54	23	22	9	74	40	22	12
浜松市	60	47	1	12	61	48	1	12
名古屋市	53	20	15	18	72	37	15	20
京都市 大阪市	63 53	47 36	5 8	11 9	72 65	54 47	5 9	13 9
堺市	41	24	0	17	53	36	9	17
神戸市	36	28		8	36	28		8
岡山市	57	41	4	12	57	41	4	12
広島市	57	36	2	19	60	38	2	20
北九州市	52	32		20	65	39	1	25
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	32	7	4	21	32	7	4	21
盛岡市	26	20		6	26	20		6
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市 いわき市	17 29	13 16	6	7	17 34	13 20	6	4 8
宇都宮市	23	9	6	8	24	9	6 7	8
前橋市	29	14	1	14	32	16	1	15
高崎市	27	11	2	14	27	11	2	14
川越市	11	5	1	5	12	6	1	5
船橋市	17		15	2	18		16	2
柏市	17	3	9	5	17	3	9	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	37		17	20	46		18	28
金沢市	30	16	1	13	30	16	1	13
長野市	20	14		6	20	14		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	16	8	3	5	22	13	3	6
岡崎市 豊田市	24 16	20	1	3	26 48	21	1	4 26
世田市 大津市	16 15	6 9	1	9 5	48 15	21 9	1	26 5
高槻市	14	10	2	2		10	2	2
東大阪市	16	1	9	6		10	9	6
姫路市	42	27		15		49		25
尼崎市	18	12	1	5	18	12	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	26	20		6	27	20		7
和歌山市	40	34		6		39		7
倉敷市	51	40	1	10	69	58	1	10
福山市	57	42		15	61	46		15
下関市	16	11		5		23		5
高松市	24	15		9		16	4	9
松山市 高知市	37 27	23 10	1	13 14	37 27	23 10	3	13 14
人留米市	18	10	1	3		10	1	6
長崎市	17	13	1	4	17	13	ı	4
熊本市	21	17		4		17		4
大分市	38	19	4	15	42	23	4	15
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	34	16	2	16		17	2	16
合 計	9723	6015	555	3153				3442
注1)法施行	の際現に	設置され	ている施	設(設置	工事がさ	れている	ものを含	む。) で

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (7 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		域は飲み制法の用に			他			山保安	仏寺	创作伝			<u> 担                                   </u>	<b>も万リ</b> )
2 3年 附則別 度末施 第二 記数 (a+c)       2 3年 附則別 元 (c) (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c) (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c)       2 3年 附則別 元 (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup>						製鋼用	電気炉				亜鉛回	収施設		
2 3年 附則別 度末施 第二 記数 (a+c)       2 3年 附則別 元 (c) (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c) (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (c)       2 3年 附則別 元 (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (b) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup> (a) <sup>2</sup>		供	<u>する焼</u> 結							焙焼炉			焼結炉	
数数 (a) <sup>±1</sup> (c)   数数 (a) <sup>±2</sup> (n)   前設置 (接設置 (b) <sup>±2</sup> (c) <sup>±2</sup> (c) <sup>±2</sup> (a) <sup>±1</sup> (c)   設数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup>±1</sup> (c)   比数 (a) <sup></sup>		23年	附則別				別表	第一		附則別	別表第		附則別	別表第
(a+c) (a+b+c) (b) <sup>2(2)</sup> (c) <sup>2(3)</sup> (a+c) (a+c		度末施	表第二			表第二				表第二			表第二	
<ul> <li>北海道</li> <li>青春県</li> <li>宮城県</li> <li>秋田県</li> <li>山形県</li> <li>山形県</li> <li>城水県</li> <li>大坂県</li> <li>城水県</li> <li>大塚県</li> <li>東京都</li> <li>新田県</li> <li>第四県</li> <li>東京郡</li> <li>新田県</li> <li>第四県</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京郡</li> <li>東京川県</li> <li>南田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>安田県</li> <li>京都町県</li> <li>東京郡</li> <li>京都町県</li> <li>京都町県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京都県</li> <li>京田県</li> <li>安健県</li> <li>高知県</li> <li>西山県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>藤本県</li> <li>東の島県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>藤本県</li> <li>東の島県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>藤本県</li> <li>東の島県</li> <li>藤本県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の島県</li> <li>東の</li></ul>			(a) <sup>Œ1)</sup>	(c)		(a) <sup>Œ1)</sup>	前設置	後設置		(a) <sup>E 1)</sup>	(c)		(a) <sup>Œ1)</sup>	(c)
音森県   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		(a+c)			(a+b+c)		(b) <sup>Œ2)</sup>	(c) <sub>(E3)</sub>	(a+c)			(a+c)		
<ul> <li>登手県</li> <li>宮城県</li> <li>秋田県</li> <li>山形県</li> <li>福島県</li> <li>茨城県</li> <li>栃木県</li> <li>糠馬県</li> <li>東京都</li> <li>神奈川県</li> <li>富山県</li> <li>宮山県</li> <li>宮山県</li> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山東県</li> <li>野県県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>安知県</li> <li>京都庁</li> <li>大阪府</li> <li>大康市県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高股県</li> <li>島及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高及県</li> <li>高とは、</li> <li>原本県</li> <li>奈全は、</li> <li>原本県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>高知県</li> <li>京都県</li> <li>原本県</li> <li>長本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>原本県</li> <li>長本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>原本県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東ア島県</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京都</li> <li>東京</li> <li>東京</li> <li>東京</li> <li>東京</li> <li>東京</li> <li></li></ul>	北海道													
宮岐県	青森県													
秋田県 山形県 福島県 茨城県 総体県 群郎県 野田県 中奈川県 新田県 石川県 新田県 石川県 新田県 石川県 石川県 新田県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川県 石川														
山形県 福島県 茨城県 栃木県 群島県 野島県  中奈川県 新岡県  音山県 石川県 福井県 山和梨県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三野県 岐阜県 特岡県 東の田県 活部府 大阪府府 京和町川県 新田県 京和町市 大阪府府 京原県 東県 紫碧県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東														
福島県 茨城県  栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山県 長野県 岐阜県 勝岡県 「安知県 三重県 「安知県 三重県 「安知県 三重県 「京都府 大阪府府 「天庫県 「京都府 「大阪府府 「天庫県 「東県 「東県 「東県 「東州 「東県 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州 「東州														
茨城県         // 1 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>														
<ul> <li>栃木県</li> <li>群馬県</li> <li>第工県</li> <li>千葉県</li> <li>東京都</li> <li>神奈川県</li> <li>新潟県</li> <li>富山県</li> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山梨県</li> <li>長野県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>受知県</li> <li>三重県</li> <li>送初府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>大阪府府</li> <li>京島市</li> <li>京島県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島田県</li> <li>四山県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li>長崎県</li> <li></li></ul>	福島県													
群志県     1     1       古主県     千葉県     東京都       神奈川県     新西県     1       富山県     日山県     1       石川県     日山県     1       石川県     日山県     1       石川県     日山県     1       近年県     東海県     1       藤町県     東京県     1       藤田県県     東京県     1       石川県     東京県     1       藤町県     東京県     1       藤田県県     1     1       本田歌山県     1     1       本田歌山県     1     1       本田歌山県     1     1       東田歌県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県     1     1       東田県														
r 至果														
千葉県       東京部         神奈川県       第周県         富山県       日川県         石川県       日川県         福井県       山梨県         山梨県       日川県         岐阜県       日川県         藤岡県       東京郡府         次電府       京郡府         兵庫県       京東県         奈良県       日本日         市町山県       日本日         協島県       日本日         香川県       東原県         福岡県       日本日         佐賀県       東県         長本県       大分県         宮崎県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東児島県         鹿児島県       東原島県         鹿児島県       東沢島県         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県       東京         東田県									1		1			
東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 送賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 高知県 高山県 広島県 高知県 高山県県 広島県 高知県 高田県県 広島県 高角県県 高加県 広島県 高角県県 高角県県 高角県県 高角県県 高角県県 高角県県 高角県県 高角														
神奈川県     新潟県       富山県     第四県       石川県     第四県       福井県     山梨県       上野県     東京県       岐阜県     静岡県       愛知県     第四県       三重県     第四州       汝賀県     京都府       大阪府     東京県       泉東県     京島県       和歌山県     高取県       島根県     同山県       変島県     京島県       山口県     徳島県       香川県     愛媛県       高知県     第四県       福岡県     佐賀県       大分県     宮崎県       熊本県     大分県       宮崎県     原本県       康児島県     東原県       鹿児島県     東原県       鹿児島県     東門島県														
新潟県 富山県														
富山県       石川県       福井県       山梨県       長野県       岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       遊園県       京都府       大阪府       兵庫県       和歌山県       鳥取県       岡山県       佐島県       香川県       愛媛県       高加県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
<ul> <li>石川県</li> <li>福井県</li> <li>山梨県</li> <li>長野県</li> <li>岐阜県</li> <li>静岡県</li> <li>愛知県</li> <li>三重県</li> <li>滋賀県</li> <li>京都府</li> <li>大阪府</li> <li>兵庫県</li> <li>奈良県</li> <li>和歌山県</li> <li>島根県</li> <li>岡山県</li> <li>広島県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大今県</li> <li>寛崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大今県</li> <li>宮崎県</li> <li>東内島県</li> <li>東内島県</li> <li>東京の場</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の県</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東</li> <li>東京の東<!--</td--><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>														
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛和県 三重県 送賀県 京都府 大阪府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 佐鶴県 衛川県 愛媛県 高知県 電知県 優媛県 高知県 横岡川県 愛媛県 高知県 電岡県 佐賀県 長崎県 龍本県 大今県 寛崎県 龍木県 大今県 寛崎県 鹿児島県														
山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 山口県 徳島県 着川県 愛媛県 高知県 電岡県 佐賀県 長崎県 精本県 長崎県 熊本県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 東大分県 宮崎県 東大分県 宮崎県 東 鹿児島県														
長野県       岐阜県         静岡県          愛知県          三重県          滋賀県          京都府          大阪府          兵庫県          奈良県          和歌山県          鳥取県          岡山県          佐島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	福井県													
岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       島根県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       高岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	山梨県													
静岡県       愛知県         三重県          滋賀県          次日曜          大阪府          兵庫県          布町山県          島根県          岡山県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	長野県													
愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       鳥取県       周山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛娱県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
三重県       滋賀県         京都府       ()         大阪府       ()         兵庫県       ()         奈良県       ()         和歌山県       ()         島根県       ()         山口県       ()         佐島県       ()         香川県       ()         愛媛県       ()         高知県       ()         福岡県       ()         佐賀県       ()         長崎県       ()         熊本県       ()         大分県       ()         宮崎県       ()         鹿児島県       ()	静岡県													
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 徳川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 同山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	滋賀県													
兵庫県       奈良県         和歌山県          鳥取県          島根県          山山県          広島県          山口県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	京都府													
奈良県         和歌山県         鳥取県         島根県         岡山県         広島県         山口県         徳島県         香川県         愛媛県         高知県         福岡県         佐賀県         長崎県         熊本県         大分県         宮崎県         鹿児島県														
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	兵庫県													
島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東東県	奈良県													
島根県         岡山県         広島県         山口県         徳島県         香川県         愛媛県         高知県         福岡県         佐賀県         長崎県         熊本県         大分県         宮崎県         鹿児島県														
岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県														
<ul> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>鹿児島県</li> </ul>														
香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県														
愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県														
佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	福岡県													
熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県														
熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	長崎県													
宮崎県 鹿児島県	熊本県													
鹿児島県	大分県													
NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	鹿児島県													
	沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 I - 1 0 (7 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

				(他記		別・釿	丛山泺	女法	<b>宇</b> 関係			以 行 [	7万1)
		広の製造の			製鋼用	電気炉				亜鉛回	収施設		
		する焼結	炉	0.0 ~	PAT Dates		. Andre	0.0 ~	焙焼炉	DI + //-	0.0 ~	焼結炉	□11 → ***
	23年 度末施	附則別 表第二	別表第	23年 度末施	附則別 事第二		第一	23年 度末施	附則別 表第二	別表第	23年 度末施	附則別 表第二	別表第
	没不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	没不 設数			法施行 後設置	及不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	没不 設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)	(a)	(0)	(a+b+c)	(a)	川以巨 (h) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+c)	(a)	(0)	(a+c)	(a)	(0)
札幌市	<del>'                                    </del>			·		(0)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<del>'                                    </del>			<del>'                                    </del>		
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市 神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市 東大阪市													
東 八 阪 川 姫 路 市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
注1) 法施行										<b>注施行</b>			

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法に おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

			(川田月又1	王大只刀'、	1 194	11休女	日本書	カアバム	11 NIELD	× 111	J旦 / 13 万	Z/11/
		次分子		1	冷却是	<b>里</b> 鉛旦	収施設	本.ね.に		11	.t. ∌1	
	23年 度末施	表第二	別表第一	23年 度末施	溶解炉 附則別表第二	別表第一	23年 度末施	乾燥炉 附則別 表第二	別表第一	23年 度末施	小 計 附則別 表第二	別表第一
	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数 (a+c)	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県										-		
新潟県										<b> </b>		
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県 長野県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県										1		
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県	1		-			-		1	1			
宮崎県										<b> </b>		
鹿児島県												
沖縄県		<u> </u>								VI. 46-7-	La adect ad	

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

	l		(加)	以1里炒	(刀) 「耳	<u>払 川 保</u>	<u>女 (                                  </u>	于沃尔	ムアル	世以	以下厂	1/1/1/
		溶鉱炉			溶解炉	亚沙口巴	17天//世月又	乾燥炉		I	小 計	
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第	23年		別表第	23年		別表第
	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第一	-	度末施 設数	表第二	-
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)		(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市										-		
新潟市												
静岡市 浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市										1		
岡山市		İ		İ	İ		İ	İ		1		
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市										<u> </u>		
旭川市												
青森市										ļ		
盛岡市		-							-	1		
秋田市									-	<b> </b>		<u> </u>
郡山市										-		
いわき市 宇都宮市												
一												
高崎市												
川越市												
船橋市										1		
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市		-							-	1		
岡崎市									-	<b> </b>		
豊田市		1				-			1	1		-
大津市 高槻市									-	1		
東大阪市										1		
姫路市		-				<del>                                     </del>			<del>                                     </del>	1		
尼崎市										1		<u> </u>
西宮市										1		
奈良市										1		
和歌山市										1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市										ļ		
久留米市		1							1	<b> </b>		
長崎市										1		
熊本市									-	1		
大分市										<del> </del>		-
宮崎市		1				-		-	1	1		1
鹿児島市		1 ^		4	1 ^		1 ^			1 ^		
合計	0					<u>1</u> されてい	7 + 0 +		であって			

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (9 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別·鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別) アルミニウム合金製造施設 溶解炉 乾燥炉 23年 度末施 設数 附則別 別表第 別表第 23年 附則別 別表第 附則別 別表第 23年 23年 附則別 度末施 設数 度末施 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 度末施 設数 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 表第二 (a)<sup>注1)</sup> 設数 (c) (c) (c) (c) (a+c) (a+c) (a+c) (a+c) 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

鹿児島県 沖縄県

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 0 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

			(JUL)	区 1里大			女法等		カカル	巴区	以门门	1/1/1/
		焙焼炉			溶解炉	<u> </u>	日亚教坦	乾燥炉			小 計	
	23年	附則別	別表第	23年	附則別	別表第		附則別	別表第	23年		別表第
	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-	度末施	表第二	-
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)	設数	(a) <sup>注1)</sup>	(c)
	(a+c)			(a+c)			(a+c)			(a+c)		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市 新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									<b></b>			<b></b>
岡崎市												
豊田市								-	-	<b> </b>	-	-
大津市								-	1		1	1
高槻市 東大阪市									-		-	
乗入阪市 姫路市				-			-	<del> </del>	<del>                                     </del>		1	1
足崎市 尼崎市												
西宮市												
奈良市								1			1	
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												<b></b>
鹿児島市										<u> </u>		
合 計	0	0			0		るものを1		であって		規則附則	

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

### 表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

	1						施設村			山木女	(古寺)	创涂伝	"中	又一们	<u> </u>	マカリノ
		4t/h	PL L		1 0	+ /1. D. L	~4t/h未剂		焼却炉	N /1. IN I	:~2t/h≯	- Salde	1001	/LPLL.	~200kg/l	- 十.)#:
	23年	サリカリカ 4 t/n		第一	23年			<u> 朝</u> 第一	23年			第一	23年	M則別		1 <u>不価</u> 第一
		表第一	法施行	法施行		表第二	法施行	法施行	度末施	表第一	法協行	法施行		表第二	法施行	法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	<b>後設置</b>	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	<b>後設置</b>	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設署	<b>後設置</b>
	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	(-)	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
北海道			( - /				( - /	X - 7			(-)	(-)	1	1	( - /	
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県													1	1		
埼玉県																
千葉県	1															-
東京都神奈川県									1			1				-
新潟県	-															<del>                                     </del>
富山県																
石川県																
福井県									2	2			2			2
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1						
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県 山口県																-
徳島県	-				-				1	1						<del>                                     </del>
香川県									- 1	- 1						-
愛媛県	3	3							1			1				<del>                                     </del>
高知県	3	3							- '							<del>                                     </del>
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									2		2					

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

### 表 I - 10 (10b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

							()(0)		焼却炉	<u>аш и</u>	女 伝 🔻	十大小	177 1711	<u> </u>	以口口	1/1/1/
		Λ+ /l	以上		9	+/hD/ F-	~4t/h未剂			)ka/h13/1	:~2t/h≯	÷ 浩	1001	a/hD/ Fa	~200kg/h	未滞
	23年			第一	23年				23年	から 川外ゴ	別表	一	23年			第一
	度末施	表第二	法施行	法施行			法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	<del>为</del> 法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	度末施 設数 (a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)		(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																<u> </u>
千葉市									1		1					
横浜市 川崎市									1			1				
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																igwdown
岡山市																
広島市 北九州市					-											$\vdash$
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市 川越市																
船橋市																$\vdash$
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																$\vdash$
大津市 高槻市					-											
東大阪市																
<b>姫路市</b>																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	1	1														
福山市					1											$\sqcup$
下関市																
高松市					-											
松山市 高知市					-											
人留米市					-											
長崎市					<del>                                     </del>											
熊本市																
大分市					1											
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	6	6	0	0	0	0	0	0	11	5	3	3	4	2	0	2

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

### 表 I - 10 (11a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県別)

Total part									里與別	・鉱	山木女		创涂伝	7 . 他可		<u> 担                                   </u>	+万リ)
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本										1					合	計	
放射															I	I	
数数													第一	23年			
(a-bro)			表第二			皮木施	表第二		法施行	度末施 ************************************	表第二	法施行		度末施 ************************************	表第二		
北海道 香森県 宮城県 城田県 山野県 福島県 深城県 城木県 田野県 田田県 石川県 石川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田			(a)	則設直 (1、注2)	(検討直 (大注3)	(a+h+c)	(a)	則設直 (1、注2)	(検討直 (大注3)	(3+h+c)	(a)	則設直 (1、注2)	(検討直 (大注3)		(a) == 1	則設直 (1、注2)	俊設直
曹泰県     第年県       第子県     1       近田県     1       近田県     1       福島県     2       安水県     2       1     1       新田県     1       市工県     1       千乗県     1       東京部     1       新潟県     1       富山県     3       石川県     1       衛井県     1       西山県     1       佐京県     2       安和県     3       三重県     2       京都府     1       大阪府     1       大阪府     1       大阪県     2       京都県     3       山町県     3       大阪県     3       京都県     4       西田県     3       佐宮県     4       養婦県     4       佐宮県     4       養婦県     4       大今県     2       宮崎県     2       寛田県     3       東京県     4       大今県     3       京都県     4       東京県     3       東京県     4       東京県     4       東京県     3       東京県     4       東京県 <td>小汽大</td> <td>(41510)</td> <td></td> <td>(b)</td> <td>(c) = 0</td> <td>(albic)</td> <td></td> <td>(b)</td> <td>(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(c)</td> <td>, ,</td> <td>-</td> <td>(b)</td> <td>(c) = 3</td>	小汽大	(41510)		(b)	(c) = 0	(albic)		(b)	(c)				(c)	, ,	-	(b)	(c) = 3
世子県 安地県 が本県 が本県 ・ 東京都 ・ 神谷川県 新田県 ・ 田川県 ・										1	1			1	1		
密域県   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日																	
秋日県 山形県 極本県 物本県 新玉県 千葉県 東京都 新山県 石川県 高山県 石川県 福井県 自山県 石川県 福井県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
山形県 福島県																	
福島県																	
大阪府   大阪										1	1			1	1		
物本県																	
1										2	2			2	2		
埼玉県																	2
千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山泉県 長野県 岐阜県 藤岡県 受知県 三選賀県 京都府 大阪府 京和府 大阪府 京和県 島段県 島段県 島段県 島段県 島段県 島田県 医島県 高田山県 原山口県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳島県 高知県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田田県 徳田											·						_
東京都   1																	
神奈川県	東京都									1			1	1			1
新潟県	神奈川県																
石川県     福井県 1 1 1 5 2 3 5 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
福井県 1 1 1 5 2 3 5 2 3 1 4 3 1 4 3 1 在 3 在 3 在 5 年 5 年 7 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8	富山県																
世	石川県																
長野県    (数 中		1			1					5	2		3	5	2		3
岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       送賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       島板県       岡山県       佐島県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大夕県       宮崎県       熊北本県       大夕県       宮崎県       鹿児島県       東の島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県       原児島県	山梨県																
静岡県       愛知県         三重県          送資県          京都府       1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長野県																
受知県     二重県       送賀県     1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       鳥取県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       石知県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
滋賀県     京都府       大阪府     1       兵庫県																	
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 優場県 長崎県 様本県 大分県 宮崎県 鹿児島県       1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
兵庫県       奈良県         和歌山県       1         鳥取県       1         島世県       1         山口県       1         徳島県       1         香川県       2         愛媛県       3         高知県       4         福岡県       4         佐賀県       5         長崎県       6         熊本県       1         大分県       5         宮崎県       6         鹿児島県       6										1	1			1	1		
奈良県       和歌山県         鳥取県       島根県         岡山県       「         広島県       「         山口県       「         徳島県       「         香川県       「         愛媛県       「         高知県       「         福岡県       「         佐賀県       「         長崎県       「         京崎県       「         鹿児島県       「																	
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 東藤県 東藤県																	
島根県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	-
岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	-
広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
徳島県     1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
香川県 愛媛県 4 3 1 4 3 1 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										- 1	- 1			- 1	1		
愛媛県     4 3 1       高知県     4 3 1       福岡県     4 3 1       佐賀県     5 6 月       長崎県     5 6 月       熊本県     7 7 月       玄崎県     5 6 月       鹿児島県     6 7 月															'		
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										4	3		1	4	3		1
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県										7	3				3		<u> </u>
佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県		-															
長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県																	
熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																	
大分県 宮崎県 鹿児島県																	
宮崎県 鹿児島県																	
鹿児島県																	
	沖縄県									2		2		2		2	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

### 表 I - 10 (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-政令市別)

									<b>予</b> 例徐	<b>公</b> 市 [	也	<u> </u>	1万U)			
	F.0.1	/1 D. I	1001 /1	ala NHe	F01			1.)	1		<b>⇒</b> 1			合	計	
]		g/h以上~ 附則別	~100kg/h	未満 <u></u> 第一	50kg 23年		(0.5㎡以		23年		計则主	<b>答</b>	23年	附則別	011=	第一
		表第二	法施行	法施行			法施行	法施行	度末施	表第二	<b>注施行</b>	第一 法施行	タラ 中度末施			法施行
	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数		前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置	設数	(a) <sup>注1)</sup>	前設置	後設置
	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>		(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>	(a+b+c)	()	(b) <sup>注2)</sup>	(c) <sup>注3)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1		1		1		1	
横浜市									1			1	1			1
川崎市																
相模原市 新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市			-						-		-		-		-	-
函館市 旭川市			-								-				-	<del>                                     </del>
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市 金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市														1		
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																<u> </u>
西宮市																
奈良市			-						-		-		-		-	-
和歌山市 倉敷市													4			-
福山市									1	1			1	1		
下関市			<del>                                     </del>								<del>                                     </del>				<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
高松市																<del>                                     </del>
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市					İ						İ			İ	İ	
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計 注 1 ) 注施行	1												24	13	3	8
		- →n. ppd . (~ 1.		— -n. /=n. p	es - + 2 ° .	- 1 · · ·										

注1) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

# 表 - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	3	3
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

### 表 - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	159	44
法第18条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	686	209
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 <sup>注3)</sup>	-	31
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	-	27

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数。
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数。
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数。

# 表 I - 1 3 適用除外等の状況

(都道府県別)

	1 6 44 344	Safe DD 14-50		117///11/
		適用施設		対象施設
	法第35条第2	法第36条第2	法第35条第2	法第36条第2
	項に基づく	項に基づく	項に基づく	項に基づく
	通知件数	要求件数	通知件数	要求件数
北海道		-, 1.11/2		-, 1:11 //*
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	2		2	
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	1			
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
117/20215	l		l	

(政令市別)

	•			11 111/11/
	大気基準	適用施設	水質基準	対象施設
	法第35条第2	法第36条第2	法第35条第2	法第36条第2
	項に基づく	項に基づく	項に基づく	項に基づく
	通知件数	要求件数	通知件数	要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市	1		1	
	-		-	
北九州市				
福岡市				
函館市				
		-		<b> </b>
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
	ļ	ļ	ļ	ļ
大津市				
高槻市		1		1
東大阪市	1		1	
		1		<b> </b>
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
	1		1	
和歌山市				
倉敷市		1		1
福山市				
下関市				
高松市				
松山市	1		1	
	-		-	
高知市				
久留米市				1
長崎市				
	1	1	1	<b> </b>
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
		-		
合 計	3	0	3	(

# 表 I - 14 (1a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-都道府県別)

	十层甘淮	適用施設	I	・ が見り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<u> 八番法別一百</u>  対象施設	地区的"东加"
			3			hi/sit
		去  18条変更	14条変更	去  18条変更	瀬戸内 8条変更	3) 海法 9条変更
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18余変史 注2)	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18余変史 注2)	8 条変史 その他 <sup>注3)</sup>	9 条変史 注2)
北海道	6	15	2	9		
青森県	2	6	1	3		
岩手県	2	1				
宮城県				1		
秋田県		1				
山形県	1	6				
福島県		10	3	4		
茨城県	3	22	1	7		
栃木県	2	13		2		
群馬県	5	11				
埼玉県	3	10	5	5	-	
千葉県	9	50	1	7		
東京都	3	40	3	30		
神奈川県	1	3	1			
新潟県	4		1	3		
富山県	2	13	1	7		
石川県	4					
福井県	2	16		13		
山梨県		6		4		
長野県		5				
岐阜県	3	16	2			
静岡県	9	25	3			
愛知県	2	44		3		
三重県	12	17	3			
滋賀県	1	8		1		
京都府	5	10		1		
大阪府	1	13		2		
兵庫県	3		1	5	1	
奈良県	1	6				
和歌山県		3				
鳥取県	6	3				
島根県		9		5		
岡山県	9	8				
広島県	3		1	1	15	1
山口県		4		1	1	-
徳島県		9	_	2		2
香川県	4	7	3	1	-	2
愛媛県	4	13			5	19
高知県 福岡県		40				
	4	10	3	2		
佐賀県	2	1		1		
長崎県 熊本県	1	37		1		
大分県	1	31		1		
宮崎県	1	2		1		
B 明県 鹿児島県	2			1		
		10				
			  相構未満への変更	V 14 ~ 22 2 1 1 1 2 11	W > -1 1 > >	

注1)法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2)法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。 注3)瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の 許可(届出)件数を計上した。

# 表 I - 14 (1b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-政令市別)

	上层甘油	`* m +/>n	(法・瀬戸内海法別一政令市別) 水質基準対象施設					
		適用施設	ÿ			h 》后 计		
		去  18条変更	14条変更	去 18条変更	瀬戸内海法 8条変更 9条変更			
	11本及文 その他 <sup>注1)</sup>	注2)	11未及入 その他 <sup>注1)</sup>	注2)	その他 <sup>注3)</sup>	注2)		
札幌市	0.210		C 17   L		C 17   L			
仙台市								
さいたま市	1	3		1				
千葉市	1	1						
横浜市	2			3				
川崎市		9		10				
相模原市		2		1				
新潟市	1	1	1	1				
静岡市	4		1	4				
浜松市 名古屋市		3 6	2	1 6				
京都市		2	2	0				
大阪市		6		15	1			
堺市	2	4		5	1			
神戸市	2	1		3	'			
岡山市		4						
広島市	2	5		1				
北九州市	2	5		-	1			
福岡市								
函館市		4		1				
旭川市		1						
青森市		3		1				
盛岡市	3							
秋田市		2		1				
郡山市	2	5		2				
いわき市 宇都宮市	3	5		3				
一 一 前橋市		8						
高崎市	1							
川越市	'	2						
船橋市		_						
柏市								
横須賀市	5	3	3					
富山市								
金沢市	1							
長野市		3		3				
岐阜市	1	1						
豊橋市 岡崎市								
豊田市	1	2						
大津市	<u> </u>							
高槻市		11		16				
東大阪市		- 11		10				
姫路市		10	1	4	2	1		
尼崎市		1						
西宮市								
奈良市								
和歌山市		4			4	2		
倉敷市	2	1						
福山市	4	5						
下関市		1						
高松市 松山市		3						
高知市	1	3						
久留米市	1	2	1	1				
長崎市			<u>'</u>	<u>'</u>				
熊本市								
大分市		3						
宮崎市				1				
鹿児島市								
合 計	159	686	44	209	31	27		
		)		14 - ***** DU - //				

<sup>| 13 | 000 | 44 | 209 | 31 |</sup> 注1 ) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。 注2 ) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。 注3 ) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の 許可(届出)件数を計上した。

表Ⅱ-1 報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係-全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	70	11
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,860	716
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	587	148

#### 表 II - 2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数(大気関係-全国)

	大気関係						
	件数			D措置状況 過判明の <sup>注2)</sup>	設置者に よる は は ま ま ま 表 れ き 施 き た の 措 置 が れ た の お り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	その他	
			設置者に よる測定	行政	7月 況 <sup>注3)</sup>		
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	ı	_	1		0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	l	1	1	1	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	_	_	_	_	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	_	_	_	_	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	11	11	2	9	0	0	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	9	2	7	0	0	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	_	_	_	_	0	
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	1,005	29	20	9	568	408	
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	1,025	35	14	21	917	73	
罰則適用件数	0	_	_	_	_	_	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条 第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

#### 表Ⅱ-2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数(水質関係-全国)

	(十成23年4月1日3十成24年3月31日)							
	水質関係							
	件数	排出基準調	超過施設へ <i>0</i> 基準超近 端緒	<b>過判明の</b>	設置者に 置る 制定 は 果未設 告施機	その他		
			設置者に よる測定	行政	の措置状 況 <sup>注3)</sup>			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	_	_	_	_	0		
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	_	_	_	_	0		
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0		
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0		
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	_	_	_	_	0		
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0		
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	51	0	0	0	12	39		
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	52	1	1	0	47	4		
罰則適用件数	0	_	_	_	_	_		

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条 ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。 注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主

測定であることを示す。

注3)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

# 表II-3 排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係-全国) $^{21}$

			大気関係		水質関係			
		件数	基準超過判明	月の端緒 <sup>注2)</sup>	件数	基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政	
基準	超過件数	61 <sup>注3)</sup>	27	34	1 注4)	1	0	
注5)	口頭指導件数	29	20	9	0	0	0	
措	文書指導件数	35	14	21	1	1	0	
置	法第22条第1項に基づく改善命令件数	11	2	9	0	0	0	
状	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	2	7	0	0	0	
況	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	3	1	2	0	0	0	
	その他	11 注6)	0	11	0	0	0	
措置	基準達成	33	14	19	1	1	0	
後 の	対策実施中	19	7	12	0	0	0	
対応状	廃止	0	0	0	0	0	0	
況	未対応	9	6	3	0	0	0	

- 注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成23年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成24年度に入り執られた措置は含まない。
- 注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
- 注3) 製鋼用電気炉1件,廃棄物焼却炉60件。
- 注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設1件。
- 注5) 表 $\Pi-1$ 及び表 $\Pi-2$ に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
- 注6)全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 II - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

(TL A + DI	7.1
(政令市別	1)

			<u> </u>
	法第34条第1	法第34条第1	法第34条第1
	項に基づく報告 徴収件数	項に基づく立入 検査件数	項の立入検査に 伴う測定件数
北海道	以以下数	<u>快且计</u> 级	<u> </u>
青森県	6	87	5
岩手県		14	3
宮城県		4	1
秋田県	4	46	12 21
山形県	1	103	
福島県		18	12
茨城県		119	40
栃木県		90	19
群馬県		70	
埼玉県	1	368	40
千葉県		249	17
東京都		59	15
神奈川県		61	1
新潟県		14	1
富山県			
石川県		32	
福井県		251	6
山梨県		62	3
長野県		504	10
岐阜県		128	5
静岡県		91	14
愛知県		500	7
三重県	1	135	15
滋賀県		34	17
京都府		28	8
大阪府	1	65	4
兵庫県		82	4
奈良県		19	
和歌山県		2	2
鳥取県	1	52	14
島根県		40	7
岡山県		28	1
広島県		96	8
山口県		13	3
徳島県		40	5
香川県		66	14
愛媛県			
高知県			
福岡県	1	247	5
佐賀県	1	32	-
長崎県		231	16
熊本県	15	22	2
大分県	10	18	_
宮崎県		42	42
鹿児島県		7	7
沖縄県	2	8	3
1丁/电灯	2	0	ა

			政令市別)
	法第34条第1 項に基づく報告 徴収件数	法第34条第1 項に基づく立入 検査件数	法第34条第1 項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市	JA4X   1 9X	15	2
仙台市	14	15	7
さいたま市		28	2
千葉市		6	6
横浜市		13	14
川崎市		21	9
相模原市		13	5
新潟市		4	4
静岡市		12	5
浜松市			
名古屋市		28	10
京都市		17	8
大阪市		68	
堺市		16	8
神戸市		27	6
岡山市	3	8	
広島市		12	1
北九州市		12	9
福岡市		7	3
函館市		4	
旭川市		2	2
青森市		24	2
盛岡市	2		1
秋田市		3	2
郡山市		1	1
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
前橋市		1	
高崎市		3	40
川越市		12	12
船橋市		6	6 2
柏市 横須賀市		11	2
富山市		8	2
金沢市		1	
長野市		12	5
岐阜市		17	3
豊橋市		5	5
岡崎市		24	1
豊田市		23	2
大津市		4	5
高槻市		10	3
東大阪市		3	4
姫路市		27	
尼崎市			
西宮市	4	2	2
奈良市			
和歌山市		4	4
倉敷市			
福山市		16	6
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		14	1
長崎市	14	1	1
熊本市			
大分市		4	
宮崎市		7	7
鹿児島市		20	20
合 計	70	4860	587

表 II - 4 (2a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第15条	法第15条	法第16条	法第16条	法第22条第	第1項に基づ	く改善命令件	:数		
	に基づく計	に基づく計	に基づく計	に基づく計			過施設への措		設置者による	その他
	画変更命令	画廃止命令	画変更命令	画廃止命令		лдате	基準超過判別	<u> 目の端緒<sup>注1)</sup></u>	測定結果未報	C 47   E
	件数	件数	件数	件数			設置者によ		告施設への措	
							る測定	13.5%	置状況注2)	
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県					1	1		1		
山形県										
福島県					1	1		1		
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					3	3		3		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県					1	1		1		
広島県					2	2		2		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県								-		
高知県										
福岡県						-				
佐賀県										
長崎県										
熊本県			<u> </u>							
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					2	2	2			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (2b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	広男10余	広男10余	法第16条 に基づく計	広男Ⅰり余	法第22条第				=n. ppt +x.) - 1 =	7 0 11.
	に基つく計 画変更命令 件数	に基つく計 画廃止命令 件数	に基つく計 画変更命令 件数	に基つく計 画廃止命令 件数		排出基準超)	過施設への措 基準超過判明 設置者によ	月の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による 測定結果未報 告事業場への	その他
							る測定	, , , ,	措置状況 <sup>注2)</sup>	
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市 新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市 旭川市			1	1						-
一 <u>旭川巾</u> 青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市 岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市 高知市										
人留米市 人留米市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市					1	1		1		
鹿児島市					<u> </u>	·		<u>'</u>		
合 計	0	0	0	0	11	11	2	9	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (3a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第22条第1項に基づく一時						法第23条
	排出基準超過	過施設~	への措置状況		設置者による測定	その他	第3項に基
			基準超過判明の端線	者注1)	結果未報告施設へ		づく措置命 令件数
			設置者による測定	行政	の措置状況 <sup>注2)</sup>		卫尸奴
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県	1	1			1		
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県	1	1			1		
広島県	2	2		2	2		
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	4	4	2	:	2		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (3b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

		排出基準超過施設	9への措置状況		設置者による測定	その他	第3項に基
		外山本牛起過旭	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		結果未報告事業場	ての他	づく措置を
			<ul><li>基準超過判明の端緒*** / 一</li></ul>		への措置状況 <sup>注2)</sup>		
			KE I (C & OK)/C	1150	· 10 E-7700		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市 堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							-
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市 豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
<b>姫路市</b>							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市		1	1		1		
鹿児島市	1	1	1	1	i	1	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (4a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

法	に基つかない指導	等件数(口頭指導)注			部開水 1 4 1011 4 1	7 0 14
		排出基準超過施設へ		注 1 )	設置者による測定結	その他
			基準超過判明の端緒注1)		果未報告施設への 措置状況 <sup>注2)</sup>	
			設置者による測定	行政	<b>措直</b> 状况	
北海道	3				1	
青森県	3				1	2
岩手県	4		1		3	
宮城県	18				18	
秋田県						
山形県	29				10	19
福島県	5				5	
茨城県	25				3	2:
栃木県	3				3	
群馬県	5				5	
埼玉県	60			1	+	24
千葉県	1			'	1	
東京都	71				71	
神奈川県	6				6	
新潟県	13		1		12	
富山県	7		'		7	
石川県	10				10	
福井県	23				10	23
山梨県	36				0	28
	30				8	20
長野県	40				40	
岐阜県 静岡県	12				12	
	49				48	400
愛知県 三重県	191		1	1	9	182
	34	1	1		22	ı
滋賀県 京都府					7	10
						10
大阪府	9				9	
兵庫県	29				29	44
奈良県	24				5	19
和歌山県						
鳥取県						
島根県	4			<u> </u>	4	
岡山県	14	1		1		
広島県	21				21	
山口県					40	0.0
徳島県	39		2 2		12	25
香川県	10				10	
愛媛県	16				16	
高知県						
福岡県	48		-		48	
佐賀県	14	6	6		6	2
長崎県						
熊本県	9		2 2	2	7	
大分県	16				3	1:
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	9	7	3	3	2	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (4b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導等	等件数 (口頭指導) <sup>注</sup>	3)				
	四亿金 2% 36 指导	排出基準超過施設への	措置状况		設置者による測定結 果未報告事業場への	その他	
				基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
			設置者による測定	行政	措置状況 <sup>注2)</sup>		
札幌市							
仙台市							
さいたま市	3				3		
千葉市					9		
横浜市							
川崎市	2	1		1	1		
相模原市					'		
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市	3	1	1		2		
京都市	Ŭ				_		
大阪市	2				2		
堺市	_				_	+	
神戸市							
岡山市	8				8		
広島市	18				6		
北九州市	3				3		
福岡市	j					1	
函館市	4						
旭川市							
青森市	17				9	1	
盛岡市	4	2		2			
秋田市				_	_		
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市	4	2	2		2		
高崎市							
川越市	1	1	1				
船橋市	3				3		
柏市							
横須賀市	3				3		
富山市							
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	1						
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	2				2		
尼崎市	2				2		
西宮市							
奈良市	1				1		
和歌山市							
倉敷市	4				4		
福山市						ļ	
下関市							
高松市							
松山市	4				4	ļ	
高知市	12				12		
久留米市	8				8	ļ	
長崎市							
熊本市							
大分市	1				1		
宮崎市							
鹿児島市	4				4		
合 計	1005 超過判明の端緒の「行政						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (5a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法に基づかない指導等件数(文書指導) <sup>注3)</sup> 排出基準超過施設への措置状況   設置者による測定   その他						
	1	排出基準超過施設/	トの指直状况	ての他	件数		
			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		結果未報告施設へ の措置状況 <sup>注2)</sup>		
			設置者による測定	行政	の措直状況		
北海道	2					2	
青森県	1	1		1			
岩手県	6				6		
宮城県							
秋田県							
山形県	5	5	2	3			
福島県							
茨城県	4		1		2	1	
栃木県	36	1	1		23	12	
群馬県							
埼玉県	4			2	2		
千葉県	36		1		35		
東京都	4				4		
神奈川県							
新潟県	1				1		
富山県	_						
石川県 福井県	2	4		4	2		
山梨県	14	1		1	13 64	3	
	67					ა	
長野県 岐阜県	3				3		
静岡県	7	4	2	2	3		
愛知県	2	4		2	1	1	
三重県	1	1	1		'		
滋賀県	29				29		
京都府							
大阪府	1					1	
兵庫県							
奈良県	127				127		
和歌山県							
鳥取県	14				14		
島根県	1				1		
岡山県	3				3		
広島県	2	2		2			
山口県	2		1	1			
徳島県	62	1	1		61		
香川県	19				19		
愛媛県	28				28		
高知県	99				99		
福岡県	58	1	1		57		
佐賀県							
長崎県	1	1		1			
熊本県	_						
大分県 宮崎県	3				3		
	70				70		
鹿児島県 沖縄県	72				72		

注1)基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (5b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	算等件数 (文書指導)	) 注3)		部歴 大き トマ油点 ファル		罰則適用 ####
		排出基準超過施設	への措置状況	. %:1	設置者による測定	その他	件数
			基準超過判明の端線		結果未報告事業場		
			設置者による測定	行政	への措置状況 <sup>注2)</sup>		
札幌市							
仙台市							
さいたま市	2	1	1		1		
千葉市	34				34		
横浜市	-						
川崎市	2	1		1	1		
相模原市							
新潟市	72				72		
静岡市	8	1		1	7		
浜松市							
名古屋市	1	1	1				
京都市							
大阪市							
堺市	34				34		
神戸市	17				17		
岡山市	41				41		
広島市	23				1	22	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	2				1	1	
盛岡市	3	1		1	1	1	
秋田市							
郡山市							
いわき市	22	1		1	21		
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市	1	1	1				
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市	1	1		1			
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	2					2	
東大阪市							
姫路市	4				4		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	28	1		1		27	
倉敷市	1			1			
福山市	4				4		
下関市							
高松市							
松山市							
高知市	5				5		
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合 計	1025	35	14	21	917	73	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

(政令市別) 法第34条第1項 法第34条第1項 法第34条第1項

			『道府県別)
	法第34条第1項		法第34条第1項
		に基づく立入検査	の立入検査に伴う 測定件数(水質基
	件数	件数	側定件級 (水質基 準適用事業場)
北海道		20	3
青森県		20	
岩手県		2	
宮城県		_	
秋田県		2	
山形県		24	
福島県		8	4
茨城県		5	7
栃木県		4	2
群馬県		5	2
			6
埼玉県		71	6
千葉県		29	29
東京都		61	5
神奈川県		26	
新潟県		5	2
富山県			
石川県		8	
福井県		20	2
山梨県		4	
長野県			
岐阜県		32	
静岡県		8	3
愛知県		86	7
三重県		16	
滋賀県		1	
京都府		3	1
大阪府		9	5
兵庫県		23	2
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		1	
島根県		19	
岡山県		6	
広島県		12	1
山口県		2	2
徳島県			
香川県		11	2
愛媛県		11	
高知県			
福岡県		25	2
		35	2
佐賀県		3	
長崎県		1	1
熊本県		1	
大分県			
宮崎県		8	4
鹿児島県			
沖縄県		2	

		伝第34条第1頃 に基づく立入検査 件数	
札幌市		1	平週川ず未物)
仙台市	2	'	
さいたま市			
千葉市			2
横浜市		18	26
川崎市			4
相模原市		8	4
新潟市		1	1
静岡市		1	1
浜松市 名古屋市		E	1
		5	<u> </u>
京都市			
大阪市			
堺市		47	
神戸市		17	
岡山市	1	2	
広島市		3	
北九州市		1	4
福岡市			
函館市		1	_
旭川市		2	2
青森市		1	
盛岡市			
秋田市		1	1
郡山市		1	1
いわき市	2	2	2
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市		1	1
船橋市			
柏市			
横須賀市		6	
富山市		3	7
金沢市		1	
長野市			
岐阜市		6	
豊橋市			
岡崎市		4	
豊田市		8	
大津市		1	1
高槻市		3	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市	2	2	2
奈良市			
和歌山市		3	3
倉敷市			
福山市			
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市		3	
長崎市	4	6	
熊本市		4	
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合 計	11	716	148

表 II - 5 (2a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

基介公計画版 現金合作数   1		法第15条に 法第15条に 法第22条第1項に基づく改善命令件数							
上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   上命令件数   古家崇陽への   清澄状况   上命令件数   上命令件数   古家崇陽への   清澄状况   上命令件数   上令		基づく計画変	基づく計画廃		排出基準超過事	業場への措置状	況	設置者による	その他
上海道   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽県   音楽   音楽		更命令件数	止命令件数		, and there ?			測定結果未報	C ->  L
海底   海底水水   海底水水   海底水水   海底水水   海底県   海丘県   海田県								告事業場への	
<ul> <li>北海道</li> <li>青春森県</li> <li>第4年県</li> <li>宮城県</li> <li>秋田県</li> <li>山形県</li> <li>福島県</li> <li>茨城県</li> <li>藤本県</li> <li>野田県</li> <li>中本県</li> <li>東京都</li> <li>神谷川県</li> <li>新岡県</li> <li>富山県</li> <li>石川県</li> <li>鉱井県</li> <li>山梨県</li> <li>長野県</li> <li>岐阜県</li> <li>海田県</li> <li>夏知県</li> <li>夏知県</li> <li>夏知県</li> <li>夏知県</li> <li>夏知県</li> <li>京都市</li> <li>大阪府</li> <li>京都市</li> <li>大阪府</li> <li>京都市</li> <li>京本の県</li> <li>森良県</li> <li>島政県</li> <li>島政県</li> <li>島田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡山県</li> <li>広島県</li> <li>岡山県</li> <li>広島県</li> <li>岡山田県</li> <li>広島県</li> <li>岡山田県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>岡田山県</li> <li>広島県</li> <li>福岡県</li> <li>佐岡県</li> <li>長崎県</li> <li>福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「福本県</li> <li>「</li></ul>							11以	措置状況社2)	
青春県       台手県       宮城県       秋田県       山野県       福島県       城県       樹木県       群馬県       東京都       神奈川県       新山県       石川県       福井県       山梨県       藤田県       愛知県       三重県       愛知県       三重県       愛知県       三重県       変別県       京都府       大阪府       氏庭県       有良県       和歌山県       広島県       山口県       佐島県       新田県       愛坂県       新知県       郷田県       佐崎県       郷本県       長崎県       郷本県       東本県       大分県       宮崎県       北馬県       東本県       大分県       宮崎県       北馬県       東本県       大分県       宮崎県       北島県       東本県       大分県       宮崎県       北島県       東本県       大会       東本県       大会       東本県       東本県       東本県       東本県       東本県   <	北海道								
宮城県            秋田県            山形県            栃木県            郡馬県            市金県県東京都         東京都           東京都         東京都           中奈川県            新潟県            富山県            超井県            山梨県            長野県            藤知県            藤岡県            金知県            藤田県            海田県            金田県            金田県            金田県            金田県            金田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県            海田県	岩手県								
秋田県 山形県 協高県 茨城県 勝木県 世馬県 中華県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 綾磐県 静岡県 愛知県 三重県 参園県 三重県 参園県 三東県 参園県 三東県 参園県 京藤県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤野県 藤									
山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 - 東京都 - 東京都 - 神奈川県 - 新祖県 - 富山県 - 石川県 - 福井県 - 山東県 - 長野県 - 岐阜県 - 参知県 - 三重県 - 滋賀県 - 京都府 - 大阪府 - 大庭県 - 奈良県 - 和歌山県 - 島政県 - 島政県 - 島政県 - 島政県 - 島政県 - 島政県 - 島大山県 									
福島県  茨城県  栃木県  群馬県  韓玉県  千葉県 東京都  神谷川県  新路県  富山県  石川県  福井県 山山県 長野県  岐草県  参岡県  愛知県  三重県  送賀県  京都府 大阪府  兵庫県  奈良県  和歌山県  島段県  南知県  島段県  高山県  西山県  西山県  西山県  西山県  西山県  「田田県									
次域県									
	栃木県								
新王県									
東京都   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神の県									
東京都   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神奈川県   神の県	千葉県								
神奈川県									
新潟県	神奈川県								
富山県       石川県         福井県       日梨県         山梨県       日本県         岐阜県       日本県         夢知県       日本県         芝賀県       日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日									
福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛和県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 天麻県 奈良県 和歌山県 島取県 島根県 岡山県 広島県 山山県 徳島県 喬加県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 高知県 高知県 高知県 高知県 長崎県 東 東 第四県 東 東 第四県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東									
山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 送賀県 京都府 大阪府 天庫県 秀東県 「東京東 「東京都府 大阪府 東京市県 東京市町 大阪府 東京市県 「東京市町」 「東京市町町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町町」 「東京市町」 「東京市町町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町町 「東京市町」 「東京市町」 「東京市町町 「東京市町」 「東京市町町町町町町町 「東京市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	石川県								
長野県									
岐阜県       静岡県       愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       島取県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	山梨県								
静岡県       愛知県         三重県          滋賀県          京都府          大阪府          兵庫県          奈良県          和歌山県          島取県          島根県          岡山県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	長野県								
愛知県       三重県       滋賀県       京都府       大阪府       兵庫県       奈良県       和歌山県       鳥取県       島根県       岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県	岐阜県								
三重県       滋賀県         京都府       京都府         大阪庫県       奈良県         和歌山県	静岡県								
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 田口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 高知県 長崎県 唐田県 長崎県 長崎県 東・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	愛知県								
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 古川県 愛媛県 高知県 愛媛県 高知県 電岡県 佐賀県 長崎県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	三重県								
大阪府          兵庫県          奈良県          和歌山県          鳥取県          岡山県          広島県          山口県          徳島県          香川県          延線県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          熊本県          大分県          宮崎県          鹿児島県	滋賀県								
兵庫県       奈良県         和歌山県          鳥取県          島根県          岡山県          広島県          山口県          徳島県          香川県          愛媛県          高知県          福岡県          佐賀県          長崎県          大分県          宮崎県          鹿児島県	京都府								
奈良県         和歌山県         鳥取県         島根県         岡山県         広島県         山口県         徳島県         香川県         愛媛県         高知県         福岡県         長崎県         熊本県         大分県         宮崎県         鹿児島県	大阪府								
和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 「高知県 長崎県 展開 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県									
島取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	奈良県								
島根県	和歌山県								
岡山県       広島県       山口県       徳島県       香川県       愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県									
<ul> <li>広島県</li> <li>山口県</li> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>鹿児島県</li> </ul>									
世 口 県 徳 島 県 徳 島 県 香 川 県 愛媛 県 高 知 県 福 岡 県 福 岡 県 佐 賀 県 長 崎 県 東 本 県 大 分 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県 東 原 児 島 県 東 原 児 島 県 東 原 児 島 県 東 原 児 島 県 東 原 児 島 県 東 ア カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ ロ カ	岡山県								
<ul> <li>徳島県</li> <li>香川県</li> <li>愛媛県</li> <li>高知県</li> <li>福岡県</li> <li>佐賀県</li> <li>長崎県</li> <li>熊本県</li> <li>大分県</li> <li>宮崎県</li> <li>鹿児島県</li> </ul>	広島県								
香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県									
愛媛県       高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県									
高知県       福岡県       佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県									
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県									
佐賀県       長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県									
長崎県       熊本県       大分県       宮崎県       鹿児島県									
熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県									
大分県       宮崎県       鹿児島県									
宮崎県       鹿児島県	熊本県								
鹿児島県									
沖縄県	鹿児島県								
	沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (2b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	基づく計画変	基づく計画廃		項に基づく改善 排出基準超過事	事業場への措置状	沈況	設置者による	その他
	更命令件数	止命令件数		JAL NEG	基準超過判明の		測定結果未報	
					設置者による	行政	告事業場への	
					測定	13.5	措置状況 <sup>注2)</sup>	
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市 川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市							1	
岡山市		ļ	<u> </u>				1	
広島市							<del> </del>	
北九州市	1						1	
福岡市	1		<del> </del>			-	1	
函館市 旭川市	1	+	-				+	
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市 豊橋市							_	
豆倫山 岡崎市								
豊田市								
大津市							1	
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市							1	
福山市	ļ	<del> </del>		ļ	1		<del>                                     </del>	
下関市							-	
高松市	1						1	
松山市	1	<u> </u>	<del> </del>			-	+	
高知市 久留米市							+	
長崎市	1	1	1			1	+	
熊本市	1						+	
大分市							†	
宮崎市	1						1	
鹿児島市							1	
合 計	C	0	C	) (	0	1		)

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (3a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	 基づく一時停止命令作 排出基準超過事業場			設置者による測定結 その他		
	外山巫牛起迥ず未勿		7t: 1 \	果未報告事業場への	CVAIR	
		基準超過判明の端緒		#置状況 <sup>注2)</sup>		
		設置者による測定	行政	11 巨水化		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (3b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

		排出基準超過事業均	易への措置状況		設置者による測定結	その他
			基準超過判明の端緒	注1)	果未報告事業場への	
			設置者による測定	行政	一措置状况 <sup>注2)</sup>	
札幌市						
仙台市						
いたま市						
千葉市 横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市 浜松市						
占古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市 神戸市						
岡山市						
広島市						
上九州市						
福岡市 函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市 郡山市						
かかき市						
学都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市 船橋市						
柏市						
黄須賀市						
富山市						
金沢市 長野市						
皮野巾 岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市 高槻市						
大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市 奈良市						
宗艮巾 口歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市 松山市						
松山巾 高知市						
く留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市 宮崎市						
	•	i .	i	1	1	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに 措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (4a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第23条第3項	瀬戸内海法第11	条に基づく措置命令	·件数			
	に基づく措置命令		排出基準超過事業			設置者による測定	その他
	件数			基準超過判明の端絡	<b>支</b> 注1)	結果未報告事業場	
				設置者による測定		への措置状況 <sup>注2)</sup>	
					1100		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県						_	
東京都						_	
神奈川県							
新潟県							
富山県					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに 措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-5 (4b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第23条第3項 に基づく措置命令	排出基準超過事業	場への措置状況		設置者による測定	その他
	件数		基準超過判明の端線	<b>注</b> 注1)	結果未報告事業場	- ,_
			設置者による測定		への措置状況 <sup>注2)</sup>	
				1150		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市 柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市 奈良市						
和歌山市 倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市	*					
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市		 1	1	ı	1 -	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (5a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法に基づかない指導	等件数(口頭指導) <sup>注</sup>	(3)			
	JETT CLE 17 31 7 7 11 17	排出基準超過事業場	への措置状況		設置者による測定結	その他
			基準超過判明の端緒	注1)	果未報告事業場への	
			設置者による測定	行政	措置状況 <sup>注2)</sup>	
			KE I I C S S MAC	11.50		
北海道	1					1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県	1					1
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県	2					2
東京都						
神奈川県						
新潟県	2				2	
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県	1					1
長野県						
岐阜県	1				1	
静岡県	3				3	
愛知県	30					30
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府						
大阪府						
兵庫県	2				2	
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1				1	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに 措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (5b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	排出基準超過事業場	易への措置状況		設置者による測定結	その他
			基準超過判明の端緒	注1)	果未報告事業場への	
			設置者による測定	行政	措置状況 <sup>注2)</sup>	
			p(21: 0:00)2	11.51		
札幌市						
仙台市						
いたま市						
千葉市 横浜市						
川崎市						
月模原市 1模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
占古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市	_					
岡山市 皮息素	3					
広島市 上九州市						
福岡市						
函館市	1					
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
学都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市 <u></u> 船橋市						
柏市						
黄須賀市	1				1	
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市 夏大阪市						
型人阪市 姫路市	+	1				
足崎市 尼崎市	1				1	
西宮市	<u>'</u>				'	
奈良市						
1歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市 、留米市						
長崎市						
長崎市 熊本市						
<u> </u>						
宮崎市						
包児島市						
合 計	51		0 (	)	0 12	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (6a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	伝に基づかない指	導等件数(文書指導	() 注3)		An. III 40 ) - 2 3 2 3 2 3 2 1 1		罰則適用件数
		排出基準超過事業			設置者による測定	その他	
			基準超過判明の端約	者注1)	結果未報告事業場 への措置状況 <sup>注2)</sup>		
			設置者による測定	行政	への措直状況		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県	1				1		
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県	2				2		
山梨県	2				2		
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県	4				4		
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県	5	j			5		
徳島県							
香川県	3	3			2	1	
愛媛県	1				_		
高知県	1				1		
福岡県	1						
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県		1					
<b>鹿児島県</b>							
沖縄県	†						1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに 措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	排出基準超過事業	易への措置状況		設置者による測定	その他			
			基準超過判明の端線	者注1)	結果未報告事業場				
			設置者による測定	- 行政	への措置状況 <sup>注2)</sup>				
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市	6				6				
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市	22				22				
静岡市 浜松市									
名古屋市	1	1	1						
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市	2				2				
広島市	3					3			
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市 青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市 金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市 奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市	_		_						
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市							-		
宮崎市 鹿児島市									
<u> </u>	52	1	1		) 47	4	<u> </u>		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

## 表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)<sup>注1)</sup>

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

大领	<b></b>	報告施設数	う ば り い じ 未 施 設 数	ばいじ ん 報 設 施 設 数	未報告施	未測定	報告対象 施設数
		a	HX XX	b	С	d	a+b+c+d
焼結鉱 供する	の製造の用に 焼結炉	26	-	-	4	0	30
製鋼用	電気炉	96	-	-	11	4	111
	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	31	-	-	0	2	33
施設	ニウム合金製造 炉、溶解炉、乾	697	-	1	69	27	793
	4 t/h以上	982	21	1	79	33	1,095
廃棄物焼却炉	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1,261	13	2	123	46	1,432
焼   却   炉	2 t/h未満 <sup>注3)</sup>	4,683	101	22	1,687	767	7,159
	小計	6,926	135	25	1,889	846	9,686
合計		7,776	135	25	1,973	879	10,653

- 注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

## 表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)<sup>注1)</sup>

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

大	気基準適用施設	報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の 供する別	)製造の用に き結炉	0	-	-	1
製鋼用電	氢気炉	3	-	-	3
亜鉛回収 (焙焼炒 炉、溶解	双施設 户、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	0	-	-	1
アルミニ (焙焼炒 炉)	ニウム合金製造施設 P、溶解炉、乾燥	9	-	-	27
	4 t/h以上	0	0	0	16
廃 棄 物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	5	0	1	28
焼 却 炉	2 t/h未満 <sup>注2)</sup>	75	17	2	338
	小計	80	17	3	382
合計		92	17	3	414

注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく 報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告 期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設に あっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎 を対象期間とした。

注2)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国) 注1)注2)注3)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

報告		(平成23年	<u> 4月1日~</u>	平成24年	3月31日)
本典型 c   本事工 c   本事型 c   本事工 c   本事	水質基準対象施設		未報告事業	美場数 <sup>注4)</sup>	
1	3322   7333,002		休止b	未測定 c	
設している。	パルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物に	25	1	1	27
別・計議維の製造の用に供する廃が ス洗浄施設		4	1	0	5
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するが 7を処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 1 0 0 1 1 位化ビニドドノマーの製造の用に供する無対洗浄施設 5 0 0 5 5 か 10 10 5 5 か 10 10 1 1 1 1 0 0 1 1 1 1 0 0 1 1 1 1	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
するが スを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
施設		1	0	0	1
プロハ`ソゼ`ソ又はジ`グロハ`ソゼ`ソの製造の用に供する水 洗施設等 1 0 0 1 4-クロロアクル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施 設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 1 0 0 0 1 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設 0 0 0 0 0 0 1 ジオサヴ`ノバイオレットの製造の用に供するこれ化誘導体 分離施設等 1 0 0 1 1 アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集 10 0 0 10 10 しん施設		5	0	0	5
洗施設等	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
設、乾燥施設及び廃が ス洗浄施設 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		1	0	0	1
設及び廃が ス洗浄施設  デオサジソバイルットの製造の用に供するこれ化誘導体 分離施設等  ルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃が ス洗浄施設、湿式集 10 0 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		1	0	0	1
		0	0	0	0
溶解炉又は乾燥炉に係る廃が ス洗浄施設、湿式集 10 0 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		1	0	0	1
設及び湿式集じん施設 3 0 0 3 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 2 0 0 2 廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん 施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を 40 11 327 排出するもの 276 40 11 327 次日でB処理物の分解施設及びPCB汚染物 又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物 又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 5 0 0 5 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集	10	0	0	10
のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設202廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの2764011327廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設5005刀ン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設252027下水道終末処理施設20463213水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設302032		3	0	0	3
<ul> <li>施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を 排出するもの</li> <li>廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物 又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</li> <li>カン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応 施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>で水道終末処理施設</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li> <li>なり</li></ul>		2	0	0	2
又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設5057Dン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設252027下水道終末処理施設20463213水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設302032	施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を	276	40	11	327
施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設252027下水道終末処理施設20463213水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設302032		5	0	0	5
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設 30 2 0 32		25	2	0	27
事業場から排出される水の処理施設 30 2 0 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32	下水道終末処理施設	204	6	3	213
合計   595   52   15   662		30	2	0	32
	<u></u> 合計	595	52	15	662

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設 に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない 事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

<u> </u>	4年3月31日)
報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数
1	1
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
9	23
0	0
0	1
1	2
1	1
12	28
	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が 到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限に ついては、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出 書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表III-5 (1a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

	Tale A 1: A 1	e Autor	Th = "" >	- Ide 2 1 1 1 1	1	Alsel Arm Inc.	<b></b>	他政	種類別	リー和	<u></u> 担府児	<u> </u>
	焼結鉱の	の製造の	用に供す	る焼結炉		製鋼用	電気炉				収施設	
	+0.4-	1- ±n 4-1	n.Ψ·	+0.4-	+0.4-	++n ++ ++	=n, <b>4</b> √.	+0.64-	+0.4-	焙炸	尭炉	+0.4-
	報告	未報告於	也設数	報告	報告	未報告施	也設数	報告	報告	未報告於	也設数	報告
	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数	施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数
	(α)	(0)	(α)	(a+c+d)		(0)	(4)	(a+c+d)	(α)	(0)	(u)	(a+c+d)
				( /				( /				(
北海道	1			1	3			3				
青森県					1			1				
岩手県												
宮城県							2	2				
秋田県												
山形県												
福島県									2			2
茨城県	2			2	4	1		5	2			2
栃木県					2			2				
群馬県					1			1	1			1
埼玉県					5			5				
千葉県	3			3								
東京都					3			3				
神奈川県					1			1				1
新潟県					3			3				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												1
静岡県												
愛知県	3			3	12	2		14	1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					4			4				
兵庫県	1			1	1			1				
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県		į –			3	1		4				1
岡山県								İ				1
広島県												1
山口県					7	5		12				1
徳島県		1						1				
香川県												1
愛媛県									2			2
高知県												1
福岡県												
佐賀県		1			1			1				
長崎県		į –						1				1
熊本県					1			1	1			1
大分県								<u> </u>				†
宮崎県												1
鹿児島県												†
沖縄県					1			1				1
分/ 亚出 9 5	<u> </u>	<u> </u>		!	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			L	<del></del>

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (1b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

					1			(施	設種類			7万1)
	焼結鉱の	の製造の月	目に供す	る焼結炉		製鋼用	電気炉				収施設	
	報告	土却开林	a ⇒⊓ ¥/⊷	報告	報告	未報告施	:=n. */~	報告	報告	焙炒 未報告施	尭炉 ==1.***	報告
	施設数	未報告施 休止	表別 未測定	対象	施設数	木報告別 休止	未測定	対象	施設数	木報告所 休止	表別定 未測定	対象
	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数
				(a+c+d)				(a+c+d)				(a+c+d)
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市 静岡市												
浜松市												1
名古屋市							1	1				
京都市												
大阪市					10			10				
堺市					5			5				
神戸市												<b>_</b>
岡山市												1
広島市	0	4		2	4	4	4	0				-
北九州市 福岡市	2	1		3	4	1	1	6				1
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												ļ.,
いわき市					- 1			1	1			1
宇都宮市前橋市					1			1				
高崎市												
川越市												
船橋市					1			1				
柏市												
横須賀市												
富山市					1			1				1
金沢市 長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												1
東大阪市 姫路市					5				_			-
足崎市 尼崎市					5			5	2			2
西宮市												1
奈良市												1
和歌山市	3			3	2			2	1			1
倉敷市	4			4		1		6				
福山市	2	2		4								<u> </u>
下関市												-
高松市 松山市												
高知市												1
久留米市												1
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2								
宮崎市												-
鹿児島市	00		_	00	00	4.4		444	10			1 40
合 計 注) 平成23	26						4					

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (2a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

												1/3 3/
		焼絲	吉炉				広炉			溶鱼	解炉	
	報告	未報告於	砂数	報告	報告	未報告施	設数	報告	報告	未報告的	函設数	報告
	施設数	休止	未測定	対象	施設数	休止	未測定	対象	施設数	休止	未測定	対象
	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数
				(a+c+d)				(a+c+d)				(a+c+d)
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												1
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												ļ
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1		1	2				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												ļ
鹿児島県												
沖縄県								到来した				<u> </u>

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (2b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

			(施設種類別-政令市別)										
		r.s. 4	+ I-		1		収施設			N.E. P	tn I.—		
	報告		吉炉	報告	報告		広炉	報告	溶解炉       報告     未報告施設数     報告				
	<sup>報</sup> 百 施設数	未報告旅 休止	起数 未測定	対象	報音 施設数	未報告施 休止	設数 未測定	対象	報音 施設数	未報告所 休止	b設数 未測定	対象	
	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数	
				(a+c+d)				(a+c+d)				(a+c+d)	
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市 静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市		<u> </u>		<u> </u>									
岡山市 広島市		<u> </u>		<u> </u>									
北九州市		<del>                                     </del>		<del>                                     </del>						<u> </u>			
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市 秋田市													
郡山市													
いわき市	1			1					2			2	
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市 船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市 豊橋市													
豆倫巾 岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市	_			<u> </u>									
姫路市 尼崎市	3			3									
西宮市		<u> </u>		<u> </u>									
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市		<u> </u>		<u> </u>									
下関市 高松市		<u> </u>		<u> </u>									
松山市		<u> </u>		<u> </u>									
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市		1		1						1			
大分市		-		-						1			
宮崎市 鹿児島市		-		-						-			
合 計	5	0	0	5	2	0	1	3	3	0	0	3	
注) 平成23													

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (3a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

	1			± 5/\ □	ul <del>o 4/- =</del> n.			(肥政	性類力	<u>リー都</u>	<u> 担</u> / 方 / 5	<b>克万丁</b>
	<del></del>	401.	le le	<b>里鉛</b> 归	収施設	r	<b>⇒</b> 1		アル	ミニウム		1.000
	起生		燥炉	起生	起生	小 未報告加	計	起生	起生	焙炒 未報告加	尭炉 5型粉	起生.
	報告 施設数	未報告法	地設級 未測定	報告 対象	報告 施設数	木報告所 休止	表 表 測定	報告対象	報告 施設数	木報告所 休止	表別定 未測定	報告 対象
	他政致 (a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	他政 <u>教</u> (a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	他政教 (a)	(c)	(d)	和家 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県					2			2				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			,
茨城県					2			2	3			3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			•
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									4			4
愛知県					1			1	9			(
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			,
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	1		1	2	2		2	4				
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県									1			•
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県		<u></u>										

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (3b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

								(施	設種類			
			n	亜鉛回	収施設		-1		アル	ミニウム		5施設
	却什		<sup>集炉</sup>	却什	却ル	小 - 小		土口 什	北口什		尭炉	土口 4-
	報告 施設数	未報告施		報告 対象	報告 施設数	未報告施	設数	報告 対象	報告 施設数	未報告旗	E設数 土油ウ	報告 対象
	旭以 <u>级</u> (a)	休止 (c)	未測定 (d)	施設数	他以数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	施設数	他以 <u>级</u> (a)	休止 (c)	未測定 (d)	施設数
	,	(0)	(4)	(a+c+d)		(0)	(4)	(a+c+d)		(0)	(4)	(a+c+d)
札幌市												
仙台市												-
さいたま市 千葉市												-
横浜市												
川崎市												
相模原市												1
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市 大阪市												
堺市												<del>                                     </del>
神戸市								1		1		†
岡山市												†
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
函館市												1
旭川市												
青森市 盛岡市												-
秋田市												-
郡山市												-
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												-
相市 横須賀市												-
富山市												-
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												-
豊田市												-
大津市 高槻市												<del>                                     </del>
東大阪市												-
姫路市	6			6	11			11	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1				1
<u>倉敷市</u> 福山市												1
下関市						<u> </u>						+
高松市												<del>                                     </del>
松山市												1
高知市												1
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												1
宮崎市								-		-		1
鹿児島市 合 計	8	0	1	9	31	0	2	33	29	1	0	30
注) 平成23												

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (4a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

	1					- 1. v	A A 461124		種類別	11一 413	坦州为	マカリノ
		\_b_			アル	ミニウム		1施設	1		-1	
	±0.4+		解炉	±n #-	±0 #-		巣炉 これ ***	±n #-	±n #-	小	計	±п #-
	報告 施設数	未報告施 休止	表 表 測定	報告 対象	報告 施設数	未報告施休止	表 表 測定	報告 対象	報告 施設数	未報告施 休止	未測定	報告 対象
	施設致 (a)	(c)	(d)	対象 施設数	他放致 (a)	(c)	(d)		旭叔致 (a)	(c)	(d)	対象 施設数
	(a)	(0)	(u)	他成数 (a+c+d)	(a)	(0)	(u)	他成数 (a+c+d)		(0)	(u)	他成数 (a+c+d)
				(4				(======================================				(
北海道	14	1		15					14	1		15
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	22	3		25	2			2		3		28
茨城県	25	1		26				3		1		32
栃木県	52	4	_	56	2			2		4	_	61
群馬県	3		4	7	1	1		2		1	4	10
埼玉県	34	6	3	43	4			4		6	3	47 8
千葉県 東京都	6		2	8					6		2	8
神奈川県												
新潟県	12	2		14				1	12	2		14
富山県	35	2		37					35	2		37
石川県	1			1					1			1
福井県	15			15	2			2				17
山梨県	10	1	2	3		1		1		2	2	4
長野県	12	·	_	12	2	1		3		1	_	15
岐阜県	1	1	1	3					1	1	1	3
静岡県	49	9		58	6			6	59	9		68
愛知県	98	5	1	104	8			8	115	5	1	121
三重県	24	4	1	29	1		1	2	27	4	2	33
滋賀県	13	1		14	2			2	15	1		16
京都府	4			4					4			4
大阪府	6	4	1	11	3	1		4	9	5	1	15
兵庫県	8			8					9	1		10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												_
岡山県	2			2	1			1				3
広島県	2	1		3					2	1		3
山口県	2			2	1			1	3			3
徳島県 香川県	1			1				1	2			2
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県	18	1		19	2			2	20	1		21
佐賀県	10		3	4					1		3	
長崎県	1		U	1					1		0	1
熊本県	19	6		25					19	6		25
大分県	1			1					2			2
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県	1	1		2					1	1		2
沖縄県												

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (4b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

						>_4.	△ △ 巻174	,,,,	設種類	只力!	以刊川	1/1/1/
		Seite III	7/Fi	1	アル	ミニウム		1. 施設	1	.1.	計	
	報告	未報告施	曜炉 : 32. 粉	報告	報告	未報告施	乗炉 : 32.**r	報告	報告	小 未報告施		報告
	施設数	木 秋 休 止	未測定	対象		木報音M 休止	未測定	対象	施設数	木 休止	未測定	対象
	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数	(a)	(c)	(d)	施設数
		,	,	(a+c+d)		, ,	,	(a+c+d)		,	,	(a+c+d)
T1 TE												
札幌市 仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1			1	4			4
川崎市	Ů											
相模原市												
新潟市												
静岡市	17		3	20					17		3	20
浜松市	1			1					1			1
名古屋市	16	1	1	18					16		1	
京都市	6	2		8	1			1	7	2		9
大阪市 堺市	2 6			2 6	1			1	7			2
神戸市	Ö			Ö	1			1	<i>'</i>			'
岡山市												
広島市	1			1	1			1	2			2
北九州市	3			3				·	4			4
福岡市												
函館市		-	-		-		-					
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市いわき市	1			1					1			1
宇都宮市									- '			ı
前橋市	3			3					3			3
高崎市												
川越市	1			1					1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2		2	5	3		8
金沢市												
長野市 岐阜市												
豊橋市	5			5					5			5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	28	1		29	3			3				32
大津市												
高槻市		-	-		-		-					
東大阪市												
姫路市	14			14					16			16
尼崎市												
西宮市				,						4		
奈良市 和歌山市		1		1						1		1
倉敷市	8			8					8			8
福山市	3			3								
下関市	9	3		12					9	3		12
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市			3	3							3	3
長崎市												
熊本市												ļ
大分市	2			2					2			2
宮崎市 鹿児島市			1	1							1	1
産児島市 合 計	621	62	26	709	47	6	1	54	697	60	27	793
						の問に却				69		

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (5a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

								(施設	性與方	可一和	<b>担</b>	<b>六万リ</b> 人
						廃棄物	焼却炉					
			4t/h			L		2	t/h以上	~4t/h未	<b>満</b>	Line
	報告	うちば	ばいじ	未報告施		報告	報告		ばいじ	未報告旗		報告
	施設数		ん等の	休止	未測定	対象	施設数			休止	未測定	対象
	(a)	等未測	み報告	(c)	(d)	施設数	(a)	等未測	み報告	(c)	(d)	施設数
		定施設 数	施設数			(a+b+c+		定施設 数	施設数			(a+b+c+
小汽	17	奴	(b)		1	d)	24		(b)	4		d)
北海道 青森県	7			3	1	18 10	19			4		28 22
岩手県	2			3		2	19		1	3		21
宮城県	5			1	12	18	29		1	1	2	
秋田県	3				12	3	13			'		13
山形県	7					7	13			1	1	15
福島県	5					5	26			4		30
				•						-		68
茨城県 栃木県	26			2		28 12	62 24			6		
	10									3		
群馬県 埼玉県	13 40			1	1	13 42	25 73			-	1	25 79
					1			1		5		
千葉県	43	40		3		46	61 43	A		9		76 49
東京都神奈川県	101	13		11 7		112 34	24			6		28
新潟県	27 7			/	1	34 8	47	1		2		
富山県	5				1	5	9			<del>                                     </del>	7	
石川県	5					3	12				- 1	12
福井県	4		1	1						2		
山梨県	4		1	1		6	13 20					15 20
長野県	7					7	27			2		29
岐阜県	2					2	29			2		31
静岡県	27			1		28	32			6		
愛知県	37			5	1	43	43			-		42
三重県	17			5		17	30			6		34
二里県 滋賀県	6					6	21			4		21
京都府	6					6	13					13
大阪府	34					34	33			5		38
兵庫県	16			1	2	19	30			5	5	
奈良県	6			- 1		6	21			2		23
和歌山県	0					0	12					12
鳥取県	5					5	6					6
島根県	2					2	8			2		10
一	4					4	14			1	<del>                                     </del>	15
広島県	9					9	17	1		3		20
山口県	9	1		1		10	22			1	-	23
徳島県	9			- 1	1	10	16			7	2	
香川県	7	1			I	7	7			1		
愛媛県	8	1		1		9				1	3	20
	8			1		9	11		1		3	12
高知県 福岡県	14	1				14	22		1	5		27
佐賀県	4	1				4	13			5		13
						8				5	-	15
長崎県	8						10			5	<del>                                     </del>	25
熊本県	2				0	2	25			1	2	
大分県	1			0	2	3	10			1	2	
宮崎県	7			2		9	6			<del>                                     </del>	-	6
鹿児島県	_					_	23			1		24
沖縄県	8			E 2 E 2 :		8	18		<u> </u>	ļ		18

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (5b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

•	(施設種類別-政令市別)										<b></b>	7万1)
			. /-	DL I		廃棄物	焼却炉	_	. /L D.L. I	4 / /1 1 3	-Hz	
	報告	うちば	4t/h ばいじ	以上 未報告施	; <u>∃</u> D. ₩/-	報告	報告		t/h以上/ ばいじ	~4t/h未注 未報告施		報告
	施設数	いじん	ん等の	木報音組 休止	起級 未測定	対象	施設数	りじん	ん等の	木報音所 休止	□設 <u>級</u>  未測定	対象
	(a)	等未測	み報告		(d)	施設数	(a)	等未測	み報告	(c)	(d)	施設数
		定施設 数	施設数 (b)			(a+b+c+ d)		定施設 数	施設数 (b)			(a+b+c+ d)
札幌市	9	%A	(5)			9	8	%A	(5)			8
仙台市	9			4		13	5			2		7
さいたま市	11					11	3			_		3
千葉市	11					11	3					3
横浜市	22	3		5		27	2			2		4
川崎市	19					19	6					6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	7				2	9	7				3	
静岡市 浜松市	6			2		6 8	3			5		11
名古屋市	14			2 5		19	1			5		1
京都市	15			6		21	1	1				1
大阪市	25			1		26	7					7
堺市	11			4		15	2					2
神戸市	14	2		1		15	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	7					7	2			2		4
北九州市 福岡市	17 9					17	3					3
価尚市 函館市	3					9	4			1		4
旭川市	2					2	2			<u> </u>	<del>                                     </del>	2
青森市	3				3	6	2					2
盛岡市	3					3	2				1	3
秋田市	4					4	3					3
郡山市	4					4	2	1				2
いわき市	13					13	6			<u> </u>		6
宇都宮市 前橋市	6			1		7	3 4			1		4
高崎市	აა				3	3	2					2
川越市	2					2	3					3
船橋市	8					8	2					2
柏市	5					5	3					3
横須賀市	5					5	3	1				3
富山市	2				1	3						
金沢市	5					5	4					4
長野市 岐阜市	4			1		4 5	1 6					1
豊橋市	3			'		3	4					4
岡崎市	4			3		7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							4				3	
高槻市	4			1		5	2					2
東大阪市	8					8	3					3
姫路市 日崎市	11					11	7				1	8
尼崎市 西宮市	<u>6</u> 5			1		7 5	1			1	1	3
奈良市	4					4	'			<u> </u>		'
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10			2		12	11			1		12
福山市	4					4	5			1		6
下関市	2					2	1					1
高松市	5					5				_		_
松山市	5					5	1			2		3
高知市 久留米市	3					3	1			1		1
長崎市	4					4				<b> </b>		
熊本市	4					4	1					1
大分市	9					9	2			1		2
宮崎市					3	3	1					1
鹿児島市	4					4	2					2
合 計	982	21			33	1095		13				
>>>	H	D 4. 5 7	F + 0 1 t	E 2 E 2 -	ロナベ	の間に報	生出四日ぶ	Zil dr. 1 2-	4たらルナ、44	. <del>(4.) -   -     </del>		

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (6a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

												//1/1/
		200	N /1- D.J. L	0+ /L +	\rightar	<b>角果初</b>	光和沪	1001-	_/LDLL	2001/1	土油	
	報告	うちば	jkg/h以上 ばいじ	:~2t/h未 未報告施		報告	報告	100k うちば	g/h以上^ ばいじ	~200kg/l 未報告施		報告
	施設数	りらは	ん等の	休止	未測定	対象	施設数	りじん	ん等の	休止	未測定	対象
			み報告		(d)	施設数		等未測	み報告	(c)	(d)	施設数
	(a)		が報り施設数	(C)	(u)	旭政教 (a+b+c+	(a)	定施設	が報ら施設数	(0)	(u)	旭政致 (a+b+c+
		<b></b>	他以致 (b)			d)		数	他成数 (b)			(a+b+C+
北海道	83	奴	(b)	26	3	112	58	~~ .	(0)	15	3	u) 76
青森県	23	1		7	1	31	38			13	1	52
岩手県	15		3	4	1	23	44		10	10	2	66
宮城県	16		3	10	3	29	23		10	18		51
秋田県	37			10		47	18			3	10	21
山形県	17	1		11		28	52			6	1	59
福島県	40			12		52	8			9	'	17
茨城県	56			13		69	86			89	22	197
栃木県	28			13	3	44	44		1	13	12	70
群馬県	29			11		40	23		'	6	1	30
埼玉県	60			17	8	85	13			13		31
千葉県	56			7	5	68	50			57	28	135
東京都	32	4		6	9	47	34	2		5	14	53
神奈川県	25	4		6	9	31	19			13		34
新潟県	46		1	9	3	59	47		1		4	63
富山県	12		- '	3	2	17	23			3	10	36
石川県	15			4	6	25	23			10		43
福井県	24			5	0	29	31	2		13	10	43
山梨県				5	- 1	29	25					26
長野県	23 52	1		17	1		43			1 12		55
岐阜県	45	- 1		22	1	69 68	60			15	10	85
静岡県				20	4	82	75	1		22	6	103
愛知県	58 71			15	4		39			9		52
三重県	49			10	1	90	46			20	12	78
二里県 滋賀県	24			9	4	37	23			10	5	38
				4	4							
京都府 大阪府	26			20		30 43	27 15			5	1	34 21
	23				6		67	2				
兵庫県	49	4		16	6	71			4	24	19	110
奈良県 和歌山県	36 32	4		4 2		40 34	44 23	-	1	29 8	31	105 32
鳥取県	25			6	4	35	25	-		9		41
島根県	25			4	1	26	25	-		4	3	28
局似県 岡山県	33			13	1	46	44	-		9	3	53
広島県		0		8	2	50	37			12	3	52
	40 33	2 1		11	2	44	41	3			3	52 47
山口県		2			7		39			6 12	0.4	75
徳島県	36	2		9		52	39				24	60
香川県 愛媛県	18				3	28				17	8	
54.54.1.	47	4	4	5		52	35			20		74
高知県	14	1	1	13	20	30	22			8		62
福岡県	21			5	20	46	39			6		86
佐賀県	23	2		11	10	44	26			8		41
長崎県	40		4	19		59	18			14		32
熊本県	38		1	5	1	45	31			8		40
大分県	15	1		3	1	19	9		1	4	3	17
宮崎県	18			1		19	31			1	_	32
鹿児島県	34			8	6	48	56			14		72
沖縄県	29			4	1	34	18	到来した		9		28

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (6b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

世代表市 3 7 7 7 8 7 8 8 7 7 7 8 8 8 8 8 8 9 9 8 7 8 8 8 9 9 9 9	施設数 未測定 (d) 11 11 11 14 48 88 77 31 11 22 11 31 31 11 33	111 11 13 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 8 1 1 5 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2
報告 施設数 いじん (a)	施設数 未測定 (d) 11 11 11 14 48 88 77 31 11 25 55 26 66 11 22 11 31 11 33	対象 施設数 (a+b+c+ d)  4  8  2  17  11  1  3  6  20  22  18  11  15  12  15  12  15  12  14  15  16  17  17  18  18  18  18  18  18  18  18
施設数	未測定 (d) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	対象 施設数 (a+b+c+ d)  4  8  2  17  11  1  3  6  20  22  18  11  15  12  15  12  15  12  14  15  16  17  17  18  18  18  18  18  18  18  18
(a)   等未測   次報告   (c)   (d)   施設数   (a+b+c+c)   (a)   等未測   次報告   定施設数   (b)   数数   (b)   (c)   粒段数   (b)   粒段数   (c)   粒段数   (b)   粒段数   (b)   粒段数   (b)   粒段数   (c)   粒段的   粒段数   (b)   粒段的   粒皮的   粒皮	(d)  1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	施設数 (a+b+c+d)
た施設数   施設数   た	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(a+b+c+d)  2  8  2  11  11  3  3  2  12  18  2  18  2  18  19  10  10  10  10  10  10  10  10  10
大阪市   1   1   3   3   7   3   3   7   3   3   7   3   3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	d)  8  8  20  17  11  20  18  20  18  20  18  20  18  20  18  20  18  20  18  20  18  20  20  20  20  20  20  20  20  20  2
世代表市 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
世代表市 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
さいたま市     4     1     5     1       千葉市     2     4     6     7       横浜市     8     1     8     3     2       川崎市     14     2     16     1       相模原市     8     1     9     3       新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       庭館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4     4     1       市     1     1     2     3     3       福岡市     4     1     1 <td< td=""><td>1</td><td>2 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18</td></td<>	1	2 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
千葉市     2     4     6     7       横浜市     8     1     8     3     2       川崎市     14     2     16     1       相模原市     8     1     9     3       新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       庭館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4     4       董蘭市     4     1     5     9	44 66 88 77 37 37 11 22 11 11 11 31 11 31 11 31 11 31 11 31 11 31 11 1	177 118 128 128 128 128 128 128 128 128 128
横浜市     8     1     8     3     2       川崎市     14     2     16     1       相模原市     8     1     9     3       新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     2       藤岡市     4     1     5     9	77 33 11 22 15 5 22 11 3 11 3 3 3 11 3 3 3 11 3 3 3 11 3	111 11 13 3 20 2 22 2 22 2 18 16 15 14 4 2 12 12 13 14 14 15 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
川崎市     14     2     16     1       相模原市     8     1     9     3       新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       董衛市     4     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	77 33 1 2 2 1 1 1 3 3 3 1 1 3 3 3 1 1 3 3 3 1 1 3	1 1 3 3 2 C 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
相模原市     8     1     9     3       新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       広崎市     4     1     2     8       盛岡市     4     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 2 4 4 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1	3 200 200 188 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2
新潟市     10     1     4     14     10       静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       盛岡市     4     1     5     9	1 2 4 4 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1	200 200 188 200 180 180 200 180 180 180 180 180 180 180 180 180 1
静岡市     7     1     8     19       浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       広岡市     4     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 2 4 4 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1	222 222 188 188 198 198 198 198 198 198 198 198
浜松市     10     11     21     13       名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       産岡市     4     1     5     9	11 3	188 199 199 199 199 199 199 199 199 199
名古屋市     1     2     3     9       京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4       広岡市     4     1     5     9	5 2 9 1 1 5 2 6 1 2 1 1 3 1	16 16 15 14 12 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 12 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
京都市     8     2     10     5       大阪市     5     4     9     3       堺市     2     3     5     5       神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       小市     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	9 1 1 1 5 2 6 1 2 2 1 3 1 3	15 4 12 12 15 15 12 3 12 5
大阪市     5       堺市     2       神戸市     1       岡山市     20       広島市     16       北九州市     13       福岡市     4       四館市     1       地川市     1       青森市     1       盛岡市     4       1     2       2     3       3     3       1     4       4     4       5     4       9     3       3     5       5     4       4     1       5     9	1	4 12 12 15 15 12 3 12 5
堺市     2     3     5     5       神戸市     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	5 2 6 1 2 1 3 1 3	12 12 15 15 12 12 12 13 14
神戸市     1     1     2     6       岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	6 1 2 1 1 3 1 1	12 15 12 3 12 5 3
岡山市     20     5     3     28     14     1       広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 3	15 12 3 12 5 3
広島市     16     8     3     27     10       北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	2 3 1 3 1 1 3 1 1 3 3	12 3 12 5 3
北九州市     13     3     1     17     8       福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 3	3 12 5 3
福岡市     4     1     5     4       函館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     1     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 3	3
図館市     1     2     3     3       旭川市     1     4     4       青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9	1 3	3
旭川市     1       青森市     1       盛岡市     4       1     1       5     9		4
青森市     1     1     2     8       盛岡市     4     1     5     9		
盛岡市 4 1 5 9		12
	1	10
秋田市   2   3   5   4		4
郡山市 1 1 6	1	7
いわき市 4 2 6	1 1	
宇都宮市 5 3	2	5
	7 2	
	2 1	
川越市 2 1 2 2		2
741-11-4-7	1 2	
柏市 1 1 2 1	4	5
横須賀市 1 1 2 1	_	2
	3 4	
	1 1	
	1	6
	2	6
豊橋市     4       岡崎市     3       2     5       5     5	4	4
	1	6
豊田市     2       大津市     3       3     2	+	2
	1	5
	1	2
	1 2	
	1	2
西宮市 1 1	+	<del>                                     </del>
	5 1	12
	1	10
倉敷市 17 2 19 5	1	5
	7 5	
	1	4
	1	9
	4	13
	5 3	
久留米市 3 1 4 2	5	
	1	6
	2	9
	2 1	
宮崎市 1 1 2 5	3	
鹿児島市 7 5 1 13 10	1	
合計 1881 24 6 546 141 2574 1979 40 16 74	0 428	3163

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (7a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

										六万1)		
			/1 N. I	1001 /	1. \46	廃棄物	焼却炉		/s 1 NII	(a = 2	1.)	
	+0.4-	50kg		100kg/h	未満	+n #-	+0.4-			(0.5m <sup>2</sup> 以		T+n #-
	報告	うちば	ばいじ ん等の	未報告施		報告	報告	うちば	ばいじ	未報告的		報告
	施設数	いじん 等未測	ん寺の み報告	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数	施設数	いじん 等未測	ん等の み報告	休止	未測定	対象 施設数
	(a)	专不例 定施設	が報告施設数	(C)	(u)	施設級 (a+b+c+	(a)	安 定施設	が報言施設数	(c)	(d)	施設級 (a+b+c+
		<b></b> 数	他以致 (b)			d)		数	他以致 (b)			(a+b+c+
北海道	15	双	(5)	2	2	19	10		(6)	1		11
青森県	5	2		4		9	8			'		8
岩手県	7	1		7		7	2					2
宮城県	7			3		10	4			1		5
秋田県	1			3		10	4			1		5
山形県	4			2		6	6			<u>'</u>	1	
福島県	10			4		14	6			3		(
茨城県	19	2		9	2	30	6			2		
栃木県	10			11	3	24	7			1		8
群馬県	5			9	<u></u>	15	,			2		
特玉県	38			25	11	74	9	<del>                                     </del>		3		13
一 年 年 集 県	14			12	3	29	10			2		
東京都	21	2		11	22	29 54	10			1		
		3				54 16						
神奈川県	9	1		3	4		2			2		4
新潟県	12			10	1	23	10			5	4	
富山県	3			2	2	7	2					2
石川県	3				3	6				1		1
福井県	4			4	1	9	4			2		6
山梨県	7			_	1	8	6					6
長野県	12	2		2		14	5			1		6
岐阜県	25			14	8	47	8			1		9
静岡県	21			10	2	33	9			10		
愛知県	21			2	1	24	5			2		7
三重県	12			6	5	23	6			2		
滋賀県	6			4	1	11	5			4		ç
京都府	6					6						
大阪府	6			2		8	5			1		6
兵庫県	16			10	5	31	5			2		
奈良県	6			9	1	16	2			1		3
和歌山県	2			6		8	3			2		5
鳥取県	2			1	4	7	1				1	
島根県	3			1		4	5			2		
岡山県	1			3		4	5			1		6
広島県	10	2		2		12	8			4		12
山口県	13			8		21	3			6		9
徳島県	9	1				9	2					2
香川県	11			4		15	4			2		6
愛媛県	10			4	12	26	11			3	1	15
高知県	5			6	3	14					4	. 4
福岡県				3	27	30	2	1			11	13
佐賀県	5			2	1	8	2			1		3
長崎県	3			1		4	3			1		4
熊本県	7			1		8	5			4		9
大分県	4	2		3	1	8	1	1		1	1	
宮崎県	2					2						
鹿児島県	12				1	13	7					7
沖縄県	7			3	-	10	1			4		5

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (7b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

								(肔	<u></u> 設種到	頁別一	以 行 「	1751/
			6 N. I		1. 211-	廃棄物	焼却炉		6 1 116	/ 2ni		
	報告		g/h以上〜 ばいじ	100kg/h		報告	報告	50k; うちば	g/h未満 ばいじ	(0.5m <sup>2</sup> 以		報告
	報古 施設数		はいしん筌の	未報告施 休止	設数 未測定	対象	報告 施設数		はいしん等の	未報告於 休止	起設数 未測定	対象
	(a)	等未測	ん等の み報告	(c)	不例足 (d)	施設数	(a)	等未測	み報告	(c)	不例足 (d)	施設数
		定施設	施設数	(0)	(4)	(a+b+c+		定施設	施設数	(0)	(4)	(a+b+c-
		数	(b)			d)		数	(b)			d)
札幌市	2					2	2					2
仙台市	1					1						
さいたま市	4					4	2			1		;
千葉市	5			2	1	8	1			2		;
横浜市	7	4		20		27				5		
川崎市	2					4	2			1		;
相模原市 新潟市	6			1	2	9	1			1		2
静岡市	7			1	3	11	2			2		
浜松市				1		1	1					
名古屋市	5			1	2	8	5			1		(
京都市	4	1		10		14				2		
大阪市	6			1		7						
堺市	4			2		6				1		
神戸市	2	1		1		3				1		
岡山市	1	-		1		2	2					2
広島市	1					1	2					2
北九州市							1			2		;
福岡市										1		
函館市										-		<u> </u>
旭川市						_	1			2		;
青森市 盛岡市	1				1	3	1			3		
秋田市	- 1				- 1		1			1	ı	
郡山市	3			1		4						
いわき市	1			'	1	2						
宇都宮市	2					2	1					
前橋市	2					2						
高崎市	3			3	1	7	2			1		;
川越市	2	1				2	1					
船橋市	2				1	3						
柏市					2	2						
横須賀市	1	1				1	5	5				
富山市	4			3	1	8	1				1	
金沢市	6			1		7	1					
長野市				4								
岐阜市 豊橋市	1			1		2	1					•
岡崎市	6					6						
豊田市	2					2						
大津市				3		3						
高槻市				1		1						
東大阪市	2					2						
姫路市	5					5	1					
尼崎市	3					3						
西宮市							1					
奈良市	1			3		4				2		
和歌山市	2			2		4	2			4		(
倉敷市	2			1		2	1			1		2
福山市 下関市	2			1		3	1			<del> </del>		
高松市	1			1		2	1			1		
松山市	<u> </u>			'	1	1				1		
高知市	1				1	2						
久留米市	3				3	6				1		
長崎市	2			2		4				<u> </u>		
熊本市	1			1		2				1		
大分市				1		1				1		
宮崎市					1	1				1		
鹿児島市	3					3					1	
合 計	557	24	0	283	151	991	266	13	0	118	47	43

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (8a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

				Ide den I			1	他政	種類別		坦州为	ペルコ/
				焼却炉					台	計		
	土口什	5 + 1.E	がいい	計 未報告施	:=n */-	却什	却什	2 + 22	14°1 - 1°	十.却 生.4	こう几米4	却什
	報告 施設数	うちば いじん	ばいじ ん等の	木報 古凡 休止	未測定	報告 対象	報告 施設数	うちば いじん	ばいじ ん等の	未報告於 休止	□設 <u>級</u>  未測定	報告 対象
	旭政致 (a)	等未測	み報告	(c)	不例足 (d)		旭政教 (a)	等未測	み報告	(c)	不例足 (d)	施設数
	(a)	定施設	施設数	(0)	(u)	他成数 (a+b+c+		定施設	施設数	(0)	(u)	他成数 (a+b+c+
		数	(b)			d)		数	(b)			d)
北海道	207		,	48	9	264	225		,	49	9	283
青森県	100	4		30	2	132	103	4		30	2	135
岩手県	89	1	14	15	3	121	89	1	14	15	3	121
宮城県	84	1		34	27	145	85	1		34	29	148
秋田県	76			14		90	76			14		90
山形県	99	1		20	3	122	101	1		20		
福島県	95			32		127	122			35		157
茨城県	255	3		121	25	401	294	3		123		442
栃木県	123		1	43	20	187	182		1	47	20	250
群馬県	95			28	2	125	103			29	6	
埼玉県	233	_		64	27	324	276	_		70		
千葉県	234	3		90	44	368	243	3		90	46	379
東京都	245	26		40	53	338	248	26		40		
神奈川県	106	2	_	35	6	147	107	2	_	35		
新潟県 富山県	169		2	37	15	223	184		2			
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	54			8	21	83	90			10	21	121
石川県	53	2		15	19	87	54	2	4	15		
福井県	80 84		1	27	1 2	109	97 84	2	1	27	1 4	126 91
山梨県 長野県	146	12		34		87 180	160	12		3		195
岐阜県		12		54	19	242	170	12		35 55		245
静岡県	169 222	1		69	19	310	281	1		78	19	
愛知県	216			39	10	265	347			46		404
三重県	160			42	19	203	187			46		254
滋賀県	85			27	10	122	100			28	10	138
京都府	78			8	3	89	82			8		
大阪府	116			33	1	150	129			38		
兵庫県	183	2		53	38	274	194	2		54	38	
奈良県	115	4	1	45	32	193	115	4	1	45	32	193
和歌山県	72			18	1	91	72		·	18		
鳥取県	64			16	16	96	64			16		
島根県	60			13	5	78	63			14		
岡山県	101			27		128	104			27		131
広島県	121	9		29	5	155	123	9		30	5	158
山口県	121	4		33		154	131	4		38		169
徳島県	102	5		28	34	164	102	5		28	34	164
香川県	82	1		31	11	124	84	1		31	11	126
愛媛県	127	4		34	35	196	130	4		34	35	199
高知県	52	1	2	27	41	122	52	1	2	27	41	122
福岡県	98	5		19	99	216	120			20	101	241
佐賀県	73	3		22	18	113	75			22	21	
長崎県	82			40		122	83			40		123
熊本県	108		1	18	2	129	129		1	24		
大分県	40	7	1	12	10	63	42	7	1	12	10	65
宮崎県	64			4		68	65			4		69
鹿児島県	132			23		164	133			24	9	
沖縄県	81			20	2	103	#:##17日 ぶ			20		104

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5 (8b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

							(施	設種類	貝別一	<b>蚁</b> 令日	7万1)	
				焼却炉					合	計		
	報告	うちば	ばいじ	計	÷=/L ¥/-	報告	報告	うちば	ばいじ	+ +0 /+ +/	こう几米4-	報告
	施設数	りじん	ん等の	未報告施 休止	設数 未測定	対象	施設数	りじん	ん等の	未報告於 休止	□設 <u>級</u>  未測定	対象
	(a)	等未測	み報告	(c)	(d)		(a)	等未測	み報告	(c)	(d)	施設数
		定施設 数	施設数 (b)			(a+b+c+ d)		定施設 数	施設数 (b)			(a+b+c+ d)
札幌市	25	**	(6)	1		26	26	9A	(5)	1		27
仙台市	25			7		32	26			7		33
さいたま市	25			2	1	28	25			2		28
千葉市	29			12	7	48	30			13	7	50
横浜市	42	10		40		82	46	10		40		86
川崎市	46			3		49	51			3		54
相模原市	21			1		22	21			1		22
新潟市	41 44	1		13	10	64	41	1		13		
静岡市 浜松市	36			5 23	5 1	54 60	61 37			5 23		
名古屋市	35			12	6	53	51			13		
京都市	33	2		29	1	63	40	2		31		
大阪市	46			7		53	58			7		65
堺市	24			15	2	41	36			15	2	
神戸市	26	3		10		36	26			10		36
岡山市	45	1		7	4	56	45	1		7		
広島市 北九州市	38 42			12 6	3	53 52	40 52			12		
福岡市	21			2	4	23	21			2		23
函館市	7			2		9	7			2		9
旭川市	10			2		12	10			2		12
青森市	15			5	9	29	15			5	9	
盛岡市	20			3	3	26	20			3	3	
秋田市	14			3		17	15			3		18
郡山市	16	1		2		18	16	1		2		18
いわき市	24			3	2	29	29			3		34 25
宇都宮市 前橋市	20 17			9	2	24 28	21 20			9		
高崎市	16			6	5	27	16			6		
川越市	12	2				12	13	2				13
船橋市	13			1	3	17	14			1	3	
柏市	10				7	17	10				7	
横須賀市	17	9				17	17	9				17
富山市	24			7	8	39	30			10		
金沢市 長野市	24 16	1		5 4	1	30 20	24 16	1		5		30 20
岐阜市	19	1		6		25				6		27
豊橋市	16					16				"		22
岡崎市	18			6		24	20			6		26
豊田市	15					15	46			1		47
大津市	9			3	3	15	9			3		
高槻市	12			2		14	12			2		14
東大阪市	15					15	15					15
姫路市 足崎市	33			1	4	38	65			1		
尼崎市 西宮市	14 8			2	2	18 8	14			2	2	18
奈良市	13		1	11	1	26	13		1	12	1	
和歌山市	31		·	9		40	37			9		46
倉敷市	45			7		52	62			8		70
福山市	36			16	5	57	38			18		
下関市	13			2	1	16	22			5		
高松市	20	1		4		24	21	1		4		25
松山市	24			7	1	32	24			7	1	
高知市 久留米市	15 11		1	6	9	26 20	15 11		1	6	12	
長崎市	14			3	9	17	14			3		17
熊本市	17			5		22	17			5		22
大分市	25			9	4	38	29			9		-
宮崎市	7			2	7	16	7			2	7	
鹿児島市	26			5	3	34	26			5		
合 計	6926	135		1889	846	9686			25			
注) 平成23	F 4 F 4	ロス・とコ	74011	EO HO.	ロナベ	つ用リテ却	生:廿月7日 ぶこ	エルオ・ルー	セケラル ナーム			

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-6 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県別)

	海外分	の制造の	<b>衛川 △□□</b> □	H電气炉	I					• <u> </u>	1里共2	11 (11)	<u></u> 但们?	上いけ
		の製造の		用電気炉	مابرإ	体层	1-4-1	休辰			ينسرن الم	47 V=	J-L	恩尼
		する焼結炉		北口 / ++0 17ロ		焼炉		結炉		鉱炉		解炉		燥炉
	報告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がな た 施 設 数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がな た 施 設数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がな記 た施設数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がな た 施 設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都神奈川県			-										-	
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県						1								
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県			-										-	
岡山県														
広島県 山口県														
徳島県			-										-	
香川県														
愛媛県														
高知県			1										1	
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表III-6 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-政令市別)

押に吹きの終わり   一切		佐結鉱	の製造の	焦山全国 E	用電気炉						可収施設	H/ 11/		以口	14/3/4/
報告   報告   報告   報告   報告   報告   報告   報告				<b>3</b> 文判門	ᄓᄔᄉ	\psi_	性怕	柱	結后			絘	一個行	故	悒佢
旅文数   別本的に   版文数   別本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   版文数   列本的に   Mozeration   Mo				却生	超生期阳									却生	   お     お   生   田 四
廃兵田出   廃止居出   原土日に   原土日出   原土日土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土日出   原土		和 施設数	型来前に	和 施設数	型来前に	施設数	取口別収到来前に	和 施設数	型来前に	和 in	型来前に	和 施設数	和中が限	和 施設数	報ロ規修
がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   がたされ   だ施政教   た施政教   にはいます   には		71E HX 9X	廃止届出	71E HX 9X	廃止届出	71E 11 X 3/A	廃止届出	71E HX 9X	廃止届出	/IE   X 9/X	廃止届出	/IEHX 9X	廃止届出	71E HX 9X	廃止届出
大規定市 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3					がなされ		がなされ		がなされ		がなされ		がなされ		がなされ
(4) 中部			た施設数		た施設数		た施設数		た施設数		た施設数		た施設数		た施設数
(4) 中部	札幌市														
				2	2										
一番時間															
横连市															
伊護原市 伊護原市 伊護原市 伊護原市 伊護原市 伊護原市 伊護原市 伊護原市															-
部原用															
新品市															-
静岡市															
名古版市 大阪市市 大阪市市  秀市  林川市  「田山市  「広島市  「田山市  「広島市  「田山市  「田田市  「田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田市  「田田市  「田田市  「田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田田市  「田市															
京都市															
大阪市 樂市 神戸市															
開市 神戸市   神戸市	京都市														
神戸市															
関山市															
関山市															
広島市															
<ul> <li>北入州市 協岡市 協則市 協同市 協則市 協同市 協則市 海森市 空間市 部山市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市</li></ul>															
福岡市															
選節市															
超川市 育森市															
青金市   一															
空間市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   秋田市   八沙															
秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 別橋市 右市 横須領市 富山市 金沢市 長野市 峻を市 豊橋市 同崎市 関崎市 一 高松市 大倉市 石町市 石町市 大総市 高松市 大路市 高松市 大路市 高松市 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町 石町															
郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 前橋市 高崎市 川越市 船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 彼阜市 豊福市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 郷路市 圏湾市 西宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福川市 「大郎市 高松市 日町市 大郎市 第8市 日町市 大郎市 第8市 日町市 大郎市 第8市 日町市 大郎市 東大阪市 東大阪市 東大阪市 東大阪市 大郎市 東大阪市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎市 大郎															
中都宮市 前橋市 高橋市 川越市 熱橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 青山市 金沢市 長崎市 豊橋市 関橋市 関橋市 東大阪市 変路市 東大阪市 変路市 東大阪市 変路市 東大阪市 変路市 東大阪市 変路市 東大阪市 変路市 東大阪市 大津市 高殿市 東大阪市 大津市 高殿市 東大阪市 大路市 大路市 大路市 大路市 大路市 大路市 大路市 大路															
字都宫市 前橋市															
前橋市 高崎市 川越市 船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 同崎市 豊田市 大津市 高阪市 東大阪市 姫路市 に高市 西宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 1 下関市 高松市 1 下関市 高松市 1 下関市 高松市 1 下関市 高松市 1 下関市 高知市 ス名米市 ス名米市 ス名米市 ス名米市 ス名米市 ス名米市 ス名米市 ス名米															
高崎市 川越市 柏市 柏市 柏市 横須賀市 富安市 長野市															
川越市         船橋市           柏市         粮粮市           柏市         粮粮雨           童山市         金沢市           長野市         使阜市           慶橋市         同崎市           豊田市         大津市           大津市         高粮市市           尾崎市         市           産路市         市           尾崎市         市           有政市         市           高松市         1           本山市         1           高松市         1           長崎市         東本市           大分市         東           原本市         東           原本市         市           東大島市         市           東大島市         市           東北市         東           東大島市         市           東大島市         市           東大島市         市           東大島市         市           東大島市         市           東大島市         市           東大島市         市															
<ul> <li>船橋市</li> <li>柏市</li> <li>模須賀市</li> <li>富山市</li> <li>金沢市</li> <li>長野市</li> <li>岐阜市</li> <li>豊橋市</li> <li>岡崎市</li> <li>豊田市</li> <li>東大阪市</li> <li>高槻市市</li> <li>西宮市</li> <li>た路市</li> <li>西宮市</li> <li>奈良市</li> <li>京を市市</li> <li>京を市市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>大分市</li> <li>京路市</li> <li>東本市</li> <li>大分市</li> <li>京路市</li> <li>東本市</li> <li>大分市</li> <li>京路市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東州の市</li> <li>東</li></ul>															
柏市 横須賀市 窓山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大本市 高槻市 東大阪市 庭路市 尾崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 金駅市 1 1 1 高松市 1 1 1 高松市 高松市 高松市 1 1 1 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市															
模須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 東大阪市 尼崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 1 下関市 高松市 1 1 1 松山市 高松市 1 1 1 松山市 高松市 1 1 1 松山市 高松市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1															
富山市       金沢市       長野市       岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高松市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市	柏市														
富山市       金沢市       長野市       岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高松市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市	横須賀市														
● 後年市   日本市   日															
長野市   岐阜市     豊橋市     岡崎市     豊田市     大津市     高槻市     東大阪市															
岐阜市         豊福市           豊田市															
豊橋市         岡崎市           豊田市         大津市           大港市         高槻市           東大阪市         東大阪市           姫路市         上崎市           西宮市         京良市           和歌山市         1           倉敷市         1           福山市         1           高松市         1           佐山市         1           高知市         1           久留米市         長崎市           熊本市         東島市           鹿尾島市         東民島市															
画崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市       久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市															
豊田市 大津市         ()         <															
大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高松市     1       松山市     1       高知市     人留米市       長崎市     長崎市       熊本市     大分市       宮崎市     鹿児島市       鹿児島市     東児島市															
高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       丁関市       高松市       北山市       高知市       久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市															<del>                                     </del>
東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高松市     1       松山市     1       高知市     人留米市       長崎市     1       熊本市     大分市       宮崎市     1       鹿児島市     1															
															-
Riskin															<b> </b>
西宮市															
奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高松市     1       松山市     1       高知市     人留米市       長崎市     東本市       京崎市     東児島市															ļ
<ul> <li>和歌山市</li> <li>倉敷市</li> <li>福山市</li> <li>1</li> <li>下関市</li> <li>高松市</li> <li>1</li> <li>松山市</li> <li>高知市</li> <li>久留米市</li> <li>長崎市</li> <li>熊本市</li> <li>大分市</li> <li>宮崎市</li> <li>鹿児島市</li> </ul>															
倉敷市       福山市     1       下関市     1       高松市     1       協知市     1       長崎市     1       熊本市     1       大分市     1       宮崎市     1       鹿児島市     1       福山市     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       2     1       2     1       3     1       4     1       5     1       6     1       6     1       7     1       8     1       8     1       8     1       9     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1       1     1															
福山市     1       下関市     1       高松市     1       松山市     1       高知市     1       久留米市     1       長崎市     1       熊本市     1       大分市     1       宮崎市     1       鹿児島市     1										<u> </u>		L			<u> </u>
下関市															
下関市	福山市		1												
高松市     1     1       松山市     1     1       高知市     1     1       久留米市     1     1       長崎市     1     1       熊本市     1     1       大分市     2     1       宮崎市     1     1       鹿児島市     1     1															
松山市       高知市       久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市				1	1										
高知市       久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市				<u> </u>											
久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       鹿児島市															
長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市															
熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市		-								-					<b>—</b>
大分市       宮崎市       鹿児島市															-
宮崎市 鹿児島市															<b> </b>
鹿児島市															
															-
合計   이 1 3 3 이 1 이 이 이 이 이 이 이 이 이															
	合 計	0	1	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅲ-6 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県別)

			1		マル	レミニウム	△ ◇ 像じ	生物記	()()	V NET	人生为		ルス旦/付り か焼却炉	1/1/1/1/
	اد	計	,k-th	焼炉				宣肔設 :燥炉	,ls	計			h以上	
	報告	報告期限		焼炉 報告期限		解炉 報告期限		燥炉 報告期限		報告期限	- 起生		h以上 ばいじん	起生制阳
	施設数	報告期限 到来 が に は は に れ た 施 設 数 表 り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	施設数	報音期限 到来前に出 がな に と た 施 設 数	施設数	報音期限 到来 が に 出 に た 施 設 数 た が た か た か た か た り た り た り た り た り た り た り	施設数	報告期限に開発がた施設を施設を施設を	施設数	報音期限 到来 前 に 出 れ た 施 設 数 た た 数 表 り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	施設数	りらはい じん等未 測定施設 数	等のみ報 告	報音期限 到来前に 展上届出 がな た施設数
北海道														
青森県														
岩手県														1
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県						2				2				
栃木県						3				3				
群馬県														
埼玉県														1
千葉県														<u> </u>
東京都														1
神奈川県														
新潟県														1
富山県					1	1			1	1				
石川県 福井県						2				2				
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県					1	2			1	2				
愛知県		1			2			1		4				2
三重県					2				2	2				_
滋賀県					2				2	2				
京都府						_			_	_				
大阪府														2
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県						1		1		2				3
徳島県														1
香川県									<b> </b>					
愛媛県														
高知県														-
福岡県									-					1
佐賀県														
長崎県 熊本県						2		4		3				-
無本県 大分県		1				2		1		3				1
宮崎県														
鹿児島県									-					
沖縄県														
111:10-6275	ļ								<u> </u>					

表III-6 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-政令市別)

	小 計 報告 報告期限		アルミニウム合金製造施設						()			<u> </u>			
			,kt	体后			乾燥炉		小 計		2t/h以上				
			焙焼炉 超失期限		溶解炉										
	報言 協設粉	和古朔阪	報音 協設粉	報告期限 到来前に	報音 協設粉	報告期限到来前に	報音 協設粉	報告期限到来前に	報言 協設粉	報告期限到来前に	報音 協設粉	りりはい	はいしん	和古規院	
	旭以奴	廃止届出	旭以奴	廃止届出	旭以奴	廃止届出	旭以奴	廃止届出	旭以奴	廃止届出	旭以奴	測定施設	告	廃止届出	
		がなされ		がなされ		がなされ		がなされ		がなされ		数	施設数	がなされ	
		た施設数		た施設数		た施設数		た施設数		た施設数		<i></i>	72 pt / yt	た施設数	
札幌市														2	
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市						1				1					
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市		1		1						1				1	
北九州市														2	
福岡市	1														
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市	1														
豊田市								2		2					
大津市															
高槻市	1														
東大阪市	1														
姫路市	<del>                                     </del>														
尼崎市															
西宮市	<del>                                     </del>								<b> </b>						
奈良市	1													1	
	-								-					1	
和歌山市									<b> </b>						
倉敷市															
福山市														ļ	
下関市														1	
高松市									<b> </b>					<b> </b>	
松山市					1	1			1	1					
高知市															
久留米市															
長崎市														<u> </u>	
熊本市		1												1	
大分市															
宮崎市	1														
鹿児島市															
合 計	0	1	0	0	9	22	0	5	9	27	0	0	0	16	
	. 0		U	U	9	22	. 0	)	9	21	U	U	U	10	

表III-6 (3a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県別)

						皮套粉	焼却炉	人文(•)	心以性	<b>製力リー</b>	即坦川	<u> </u>
		2+ /hD/ F-a	~4t/h未満		9		元 二~2t/h未	)	100	Neg/hDL be	~200kg/h=	上准
	報告			報告期限			ばいじん	報告期限			で200kg/IIラ ばいじん	報告期限
	施設数	じん等未 測定施設 数	等のみ報 告	報日期 国来前に 開出 がな に に は れ た 施 設 数 表 り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	施設数	じん等未 測定施設 数	等のみ報	報品が配出がある。	施設数	じん等未 測定施設 数	等のみ報	報品 対 対 対 来 に は は た 施 設 た 施 設 数
北海道							1	2				
青森県				1				1				3
岩手県				2				1				1
宮城県	1			1				2				2
秋田県												
山形県									2	1	1	3
福島県								3				
茨城県					1			6				7
栃木県				4				4	1	1		10
群馬県												
埼玉県	1			1				5				
千葉県	1			1	2	1		9	1			4
東京都												1
神奈川県									2	1		2
新潟県								1				4
富山県								2				2
石川県									1			1
福井県					1			2				4
山梨県				2				1				1
長野県 岐阜県				4	_			1				2
静岡県	1			3				5				3
愛知県	'			1				4				6
三重県				1				2				8
滋賀県					1			2				2
京都府					!							1
大阪府								1				1
兵庫県								3				3
奈良県	1			1								1
和歌山県	<u>'</u>								1			3
鳥取県												
島根県									1			8
岡山県	1							1			1	3
広島県				1				5				
山口県				1				5				5
徳島県					1			2				5
香川県												3
愛媛県								1				4
高知県			1	1					1			1
福岡県				1				4				2
佐賀県								1				2
長崎県												
熊本県												1
大分県												1
宮崎県								3				2
鹿児島県												3
沖縄県												

表III-6 (3b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-政令市別)

						廃棄物	焼却炉	(/\\\	<b>凤•</b> 旭敌俚類別一以宣甲別)			
		2t/h以上~	~4t/h未満		20		:~2t/h未i	満	100	)kg/h以上	~200kg/h=	卡満
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設	ばいじん 等のみ報 告	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告	うちばい	ばいじん 等のみ報	報告期限	報告	うちばい	ばいじん 等のみ報	報告期限
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												1
川崎市					1			1				
相模原市					-			-				
新潟市								1				1
静岡市					1			1	2			2
浜松市										1		4
名古屋市 京都市									1	1		1
大阪市												
堺市								1				2
神戸市								1				
岡山市					1	1		1	1	1		1
広島市								2				
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市				4				1				2
盛岡市					1			1				
秋田市												
郡山市いわき市												
宇都宮市												
前橋市									2			2
高崎市								1				
川越市									1	1		1
船橋市												
相市 横須賀市												
富山市												1
金沢市												
長野市								1				1
岐阜市												
豊橋市								_	_			
岡崎市 豊田市					1	1		1	1	1		1
大津市					I			1				
高槻市												
東大阪市					2			2				
姫路市				1								3
尼崎市								1				
西宮市												
奈良市 和歌山市									4			4
倉敷市									4			4
福山市												1
下関市												
高松市			-									
松山市									1			1
高知市												
久留米市 長崎市												
熊本市												
大分市									1			1
宮崎市												
鹿児島市							<u></u>				<u></u>	<u></u>
合 計	5	0	1	28	21	3	1	101	32	7	1	150

表III-6 (4a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県別)

	1					<b>索</b> 棄物	焼却炉	<u>/                                    </u>	地	识力") <sup>2</sup>	即地水	<u> </u>
	50	kg/h以上~	-100kg/h未	き満	50		(0.5m <sup>2</sup> 以上	-)		小	計	
	報告施設数	うちばい	ばいじん 等のみ報 告	報告期限	報告	うちばい	ばいじん 等のみ報	報告期限	施設数	うちばい	ばいじん 等のみ報	報告期限 到来前に 廃止届出 がな設数
北海道				1-42-91							1	
青森県				1								6
岩手県	1	1		1					1	1		6
宮城県				2					1			7
秋田県												
山形県									2	1	1	3
福島県				1								4
茨城県				3				1	2			17
栃木県				1				2		1		21
群馬県												
埼玉県				6					1			13
千葉県	1			2				1	4	1		17
東京都								1				3
神奈川県	1	1		1					3	2		3
新潟県				2								7
富山県				1					1			5
石川県									1			1
福井県	1			2				1	2			9
山梨県												4
長野県				1								4
岐阜県				4				2				16
静岡県	3			3					7			15
愛知県				3	1			1				17
三重県									5			11
滋賀県				2	1	1		1	4	1		9
京都府 大阪府								1				
兵庫県								1				5 7
奈良県								I.	1			2
和歌山県									1			3
鳥取県				1					<u>'</u>			1
島根県				'					1			8
岡山県				1					·			4
広島県				·				3				14
山口県				1				ا				13
徳島県					1			2	2			10
香川県				1				1				5
愛媛県				3				1				9
高知県									1		1	2
福岡県				2								10
佐賀県								1				4
長崎県												
熊本県												1
大分県												1
宮崎県												5
鹿児島県												3
沖縄県					1	1		1	1	1		1

表III-6 (4b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-政令市別)

T						廃棄物	焼却炉	(/\X\	人式 • 胞故種類別一政行印別)			
<u> </u>	501	kg/h以上~	-100kg/h末	 ÷満	50	kg/h未満				小	計	
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設	ばいじん 等のみ報 告 施設数	報告期限到来が出場に出がない。	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設	ばいじん 等のみ報 告	報告期限	施設数	うちばい	ばいじん 等のみ報	報告期限 到来止届 がな に 出れ た 施設
札幌市				1								3
仙台市												
さいたま市	1			1					1			1
千葉市												
横浜市 川崎市				2	1			1	2			3 2
相模原市					1			J				
新潟市												2
静岡市									3			3
浜松市				2								3 2 3
名古屋市	1	1		1	1	1		1	3	3		
京都市				1								1
大阪市												
堺市								1	<b> </b>			4
神戸市岡山市									2	2		1
広島市									2	2		2
北九州市												2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												7
盛岡市					2			2	3			3
秋田市												
郡山市いわき市												
宇都宮市												
前橋市	1			1					3			3
高崎市												1
川越市									1	1		1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市 金沢市		1		1					1	1		1
長野市	1	1		1					1	1		2
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市									2	2		2
豊田市				1					1			2
大津市												
高槻市												
東大阪市									2			2
姫路市 尼崎市												4
西宮市												1
奈良市									-			
和歌山市					1			1	5			5
倉敷市	1			1		<del></del>			1			1
福山市				1								2
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市 久留米市												
人留木巾 長崎市												
熊本市												
大分市	1			1					2			2
宮崎市				·								_
鹿児島市												

表Ⅲ-6 (5a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県別)

		合	計	
	報告 施設数	うちばいじ ん等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到 来前に廃止 届出がなさ れた施設数
北海道			1	2
青森県			'	6
岩手県	1	1		6
宮城県	1			7
秋田県				
山形県	2	1	1	3
福島県				4
茨城県	2			19
栃木県	1	1		24
群馬県				
埼玉県	1			13
千葉県	4	1		17
東京都				3
神奈川県	3	2		3
新潟県	_			7
富山県	2			6
石川県	1			1
福井県 山梨県	2			11 4
長野県				4
岐阜県	3			16
静岡県	8			17
愛知県	4			22
三重県	7			13
滋賀県	6	1		11
京都府				1
大阪府				5
兵庫県				7
奈良県	1			2
和歌山県	1			3
鳥取県				1
島根県	1			8
岡山県				4
広島県				14
山口県				15
徳島県 香川県	2			10
<ul><li>舎川県</li><li>愛媛県</li></ul>				5 9
高知県	1		1	2
福岡県	<u>'</u>		'	10
佐賀県				4
長崎県				7
熊本県				4
大分県				1
宮崎県				5
鹿児島県				3
沖縄県	1	1		1

表III-6 (5b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-政令市別)

		合	計	
	報告 施設数	うちばいじ ん等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到 来前に廃止 届出がなさ れた施設数
札幌市 仙台市	2			3 2
さいたま市	1			1
千葉市				0
横浜市川崎市	2			3 2
相模原市				
新潟市静岡市	3			3
浜松市				3
名古屋市 京都市	3	3		3
大阪市				'
堺市 神戸市				4
岡山市	2	2		2
広島市				2
北九州市 福岡市				2
函館市				
旭川市 青森市				7
盛岡市	3			3
秋田市				
郡山市いわき市				
宇都宮市				
前橋市高崎市	3			3
川越市	1	1		1
船橋市 柏市				
横須賀市				
富山市				2
金沢市 長野市	1	1		1 2
岐阜市				
豊橋市 岡崎市	2	2		2
豊田市	1			4
大津市 高槻市				
東大阪市	2			2
姫路市				4
尼崎市 西宮市				1
奈良市				
和歌山市	5			5 1
福山市				3
下関市	1			1
高松市 松山市	1 2			1 2
高知市				
久留米市 長崎市				
熊本市				
大分市 宮崎市	2			2
鹿児島市				
合 計	92	17	3	414

表III-7 (1a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

	亜硫酸 製造	塩パルプ(ク 酸パルプ(サ 髭の用に供 髭化合物に	ルファイト <sup>®</sup> ル する塩素 よる漂白	プ)の 又は	カーハ゛イト゛;		<b>心净施設</b>		廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	5	1		6								
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県 千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県	•											
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県	1			1								
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県 広島県	2			3								
山口県	3 1			1								
徳島県	1			1								
香川県				<u> </u>								
愛媛県	1			1								
高知県	•											
福岡県					1			1				
佐賀県					·							
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県	左 4 日 4		-		1 . h				日子上(左)			

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における 報告等の状況を計上。

表III-7 (1b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別-政令市別)

								(施設種類別-政令市別)				
	亜硫i 製造 塩素	酸パルプ(サ 症の用に供 疹化合物に	プラフトパルプ ナルファイトパル する塩素 よる漂白	プ)の 又は 施設			<b>上净施設</b>		廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市 さいたま市												1
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市 相模原市												
新潟市			1	1								
静岡市 浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市												
岡山市 広島市												
北九州市												
福岡市 函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市 秋田市	1			1								
郡山市	·											
いわき市 宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市 船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市 豊橋市												
岡崎市												
豊田市 大津市										1		
高槻市												
東大阪市 姫路市										-		
尼崎市												
西宮市												
奈良市 和歌山市												
倉敷市												
福山市 下関市												
高松市												
松山市												
高知市 久留米市												
長崎市												
熊本市 大分市										1		
宮崎市												
鹿児島市								_				
<u>合</u> 計 注)平成23	25											(

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7 (2a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

担体付き触媒の製造の用に供する アルミナ繊維の製造の用に供する 塩化ビニルモノマーの製造の用に 焼成炉から発生するガスを処理する 廃ガス洗浄施設 供する二塩化エチレン洗浄施設 施設のうち廃ガス洗浄施設 報告 未報告事業場数 報告対 未報告事業場数 報告対 報告 未報告事業場数 報告対 未測定 象事業 未測定 象事業 未測定 事業場 休止 事業場 休止 事業場 象事業 休止 数 (a) 場数 場数 場数 (b) (c) 数 (b) (c) 数 (b) (c) (a) (a+b+c) (a+b+c) (a) (a+b+c) 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

表III-7 (2b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別-政令市別)

								(施設種類別一政令市別)				
	アルミナ	繊維の製 廃ガスネ	造の用に作 先浄施設	――	焼成炉が	き触媒の いら発生す 设のうち廃	るガスを	処理する	はなる二塩化エチレン洗浄施設 供する二塩化エチレン洗浄施設			
	報告	未報告事	<b>工業場</b> 数	報告対	報告	未報告事	業場数	報告対	報告	未報告事	業場数	報告対
	事業場 数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)	事業場 数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)	事業場 数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市		1	1	1				<u> </u>				
新潟市 静岡市												
浜松市				<u> </u>								
名古屋市					1			1				
京都市 大阪市			1			1						-
堺市		1	1	1		1		<del> </del>		<del> </del>		1
神戸市												
岡山市			1									
広島市 北九州市		1	1	1	<del> </del>	1		<del> </del>	-	<del> </del>		1
福岡市												
函館市												
旭川市		-		-	<u> </u>	<b> </b>						<b> </b>
青森市 盛岡市			1	<del> </del>		1						
秋田市												
郡山市												
いわき市 宇都宮市		-	1					-				
一 一 一 一 前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市 柏市		1	1	1	-	1		<del> </del>	-	<del> </del>		1
横須賀市		†	†	1		1		1		<u> </u>		
富山市												
金沢市 長野市			1	1		1		<u> </u>		<u> </u>		1
岐阜市		1	1	1		1		<del> </del>		<del> </del>		1
豊橋市												
岡崎市			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>
<u>豊田市</u> 大津市		+	1	1	-			<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>		
高槻市												
東大阪市												
<b>姫路市</b>		-	1					-				
尼崎市 西宮市		+		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		1
奈良市												
和歌山市		1	1 -									
倉敷市 福山市			1						1			1
下関市		1		1		1		<u> </u>		<u> </u>		1
高松市												
松山市			1									
高知市 久留米市		-		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>		<u> </u>	<del>                                     </del>			<del>                                     </del>
長崎市		1										
熊本市												
大分市			-									
宮崎市 鹿児島市			1									
合 計	1											5
注) 平成23	<b>左</b> 4 □ 1			0 0 0 1 1	コナベの日			1 2 古米				

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-7 (3a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

_	Т				V							
		ラクタムの製 縮施設、シ 廃ガス				`ソ又はジク 「る水洗施 「						
	報告	未報告事	(学担粉	報告対	報告	未報告事	* 世 * *	報告対	報告	未報告事	* 世 * *	報告対
	<sup>報</sup> 事業場 数 (a)	水報 古事 休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)	報言 事業場 数 (a)	木報 古 争 休止 (b)	未测定 (c)	教事業 場数 (a+b+c)	事業場 数 (a)	木報 古 争 休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県 宮城県												
■ 呂城県 秋田県												
山形県												<del>                                     </del>
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	-	1			1	1	1	1	1	1	1	1
東京都神奈川県												<del>                                     </del>
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県				l ,					1			1
愛知県 三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県					-	-		-	-	-		1
島根県 岡山県	1											
広島県		1			-	1		-	1	1		<del>                                     </del>
山口県					<del> </del>	1		<del> </del>	1	1		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		ļ										igsquare
佐賀県												<b> </b>
長崎県	-	1			1	1	1	1	1	1	1	<del>                                     </del>
熊本県 大分県		-										
宮崎県												
鹿児島県	1	<del> </del>			1	<del> </del>		1	<del> </del>	<del> </del>		
沖縄県												
1.1.4.621			1								1	

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7 (3b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

					クロロヘンゼン又はジュクロロヘンゼンの製造用に供する水洗施設、廃ガス洗浄設 報告 未報告事業場数 報告対				型 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場 数 (a)				報告 事業場 数 (a)	未報告 休止 (b)	事業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	手業場数 未測定 (c)	型報告対象事業場数 (a+b+c
札幌市	,			,	,			,	,			,
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市 相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市 名古屋市		-								-		
京都市												
大阪市												
							+	1		1		1
岡山市												
広島市 北九州市							-	-		-		1
福岡市										1		
函館市												
旭川市 青森市												
<u>屋岡市</u>												
秋田市												
郡山市					1			1				
宇都宮市								1				
前橋市												
高崎市 川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市 豊橋市												
岡崎市												
豊田市 大津市		1						-		<u> </u>		
高槻市												
東大阪市												
姫路市 尼崎市							1	1		1		
西宮市							+	1		1		
奈良市												
和歌山市							1	1		1		1
福山市							<u> </u>	<u>L</u> _		<u> </u>		
下関市												
高松市 松山市							1	1		1		1
高知市												
久留米市												1
長崎市 熊本市							1	1		1		1
大分市												
宮崎市					-		4	1		1		1
<u>鹿児島市</u> 合計	1	1	0 (	0 1	1	1	0 (	) 1	1 4	(	) (	)

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

## 表III-7 (4a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別-都道府県別)

	_							(加山	施設種類別一都追附県別)				
		施設及び	Iに供する 廃ガス洗ネ		ニトロ化誘 分離施詞 還元割 バイオレット	導体分離 设、ニトロ化 秀導体洗浄 洗浄施設	施設、還 誘導体洗 施設、ジ 及び熱風	浄施設、 オキサジン	する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から 発生するガスを処理する施設のうち 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				
	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県	1												
福島県													
茨城県	1												
栃木県	1								1			1	
群馬県	1								<u> </u>			'	
埼玉県	1	1		1				1					
千葉県	1				1	1						$\vdash$	
東京都	1	1											
神奈川県													
新潟県													
富山県	1				-				3			3	
石川県									3			3	
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県	-												
									_			_	
静岡県									3			3	
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県	<b></b>	ļ											
鳥取県	<u> </u>	1										1	
島根県	<u> </u>												
岡山県													
広島県	<b></b>												
山口県	<u> </u>												
徳島県													
香川県													
愛媛県					1			1					
高知県													
福岡県		]											
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

## 表III-7 (4b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一政令市別)

	ろ過ぎ	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナアトキノンの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設 報告 事業場    未報告事業場数    報告対 事業場    休止    未測定    象事業			ジ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				地記文生実長が一 レン つ 口 かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ かけ			
	<sup>報</sup> 事業場 数 (a)	水報占事 休止 (b)	<del>未勿奴</del> 未測定 (c)	報告別 象事業 場数 (a+b+c)	事業場 数 (a)	水報占事 休止 (b)	未测定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)	事業場 数 (a)	水報百事 休止 (b)	未測定 (c)	象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市 静岡市									1			1
浜松市									'			'
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市								<b> </b>				
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市 秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市 高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市 富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市 岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市 東大阪市												
展												
尼崎市					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			
西宮市												
奈良市												
和歌山市 倉敷市												
福山市					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			
下関市									1			1
高松市												
松山市 高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市 宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	<b>0</b> 日かた亚	0									10

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における 報告等の状況を計上。

表III-7 (5a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別-都道府県別)

			供する精び湿式集			: 触媒から に供するが 過施設、* 廃ガス?	を 設のうち		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの			
	報告	未報告事	業場数	報告対	報告	未報告事	業場数	報告対	報告	未報告事		報告対
	事業場	休止	未測定	象事業	事業場	休止	未測定	象事業	事業場		未測定	象事業
	数	(b)	(c)	場数	数	(b)	(c)	場数	数	(b)	(c)	場数
11.32-34	(a)			(a+b+c)	(a)			(a+b+c)	(a)			(a+b+c)
北海道 青森県									6		1	1
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県									'			-
山形県												
福島県									6	2		8
茨城県									5	3		8
栃木県									1	1		2
群馬県									3	1		4
埼玉県									6			8
千葉県									15	1		16
東京都									4			4
神奈川県									1	2		3
新潟県									7	4		11
富山県 石川県									5			5 4
福井県									4	1		7
山梨県									0	1		
長野県												
岐阜県									9	2		11
静岡県					2			2	27	5	1	33
愛知県					_			_	16	3		19
三重県									6			6
滋賀県									1			1
京都府									3			3
大阪府									6			9
兵庫県									4	1	1	6
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県			1	-				-	2			2
島根県									1	1		2
岡山県 広島県									4			4
山口県									11			11
徳島県									6			6
香川県									2			2
愛媛県	1			1					4	1		5
高知県	·	1		<u> </u>				1	1	<u> </u>		1
福岡県	1			1					5			5
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									2			2
鹿児島県												
沖縄県			1								1	1

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における 報告等の状況を計上。

表III-7 (5b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一政令市別)

協力 次 次 浄 新設 及 び 祖 大 東		1				Ti-			()	地設種	大只刀门	以下	11/11/1/	
本報   次記   次記   次記   次記   次記   次記   次記   次							に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設				置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出す			
本報   次記   次記   次記   次記   次記   次記   次記   次		報告	未報告事	業場数	報告対	報告	未報告事	業場数	報告対	報告 未報告事業場数 4			報告対	
数					象虫学			未測定						
(a)														
私総市			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)		
## 1	U Im I	(a)			(атытс)	(a)			(атытс)	(a)			(атитс)	
1														
子葉市														
横浜市 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													4	
川崎市													3	
おは成市   1													8	
新潟市   1   1   2   2   2   2   2   2   2   2										12			12	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	相模原市													
浜松市	新潟市									1			1	
浜松市	静岡市									3	2		5	
名古屋市	浜松市									1			1	
京都市 大阪市 神戸市 岡山市 庭川市 福岡市 園館市 旭川市 青森市 地川市 青森市 市 北田市 郡山市 シナを市 市 和衛市 利益市 村市 横須賀市 名山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を山市 を										3			3	
大阪市   1													1	
#市 神戸市	大阪市									1			1	
神戸市			1			Ī	Ī		1				1	
画山市 広島市 別川市 青森市 高岡市 秋田市 郡山市 市 郡山市         1         3         1           が2時 市         1						1				<u> </u>			<u> </u>	
広島市       北九州市       福岡市       園町市       旭川市       青春市       藤岡市       秋田市       藤山市       秋田市       藤山市       中電市市       前橋市       高崎市       川岐市       竹       金湾市       市橋市       自市       海崎市       山岐市       塩田市       塩田市       四面市       大澤市       連島市       和町市       東大政市       東田市       和町市       和町市       和町市       和町市       新倉市       高阪市       和町市       海敷市       和町市       1       1       1       1       1       2       1       2       2       3       3       4       4       2       3       3       4       4       4       5       4       6       6       6       6       6       7       1			l			l	1		1	2			2	
北九州市									1	<u> </u>			†	
福岡市			t			1	1		1	ર	1		4	
図館庁			<b>1</b>			<del> </del>	1		1		<u> </u>		†	
加川市														
青条市			<del>                                     </del>		1	1	1		1	-	-		<del>                                     </del>	
公開市			1		-		1		1				<del>                                     </del>	
秋田市     2       郡山市     1       野山市     1       宇都宮市     1       前橋市     1       川越市     1       船橋市     1       柏市     4       横須賀市     3       宮山市     3       金沢市     5       長野市     2       関崎市     2       豊田市     2       大澤市     2       高槻市     4       座路市     3       百宮市     3       奈良市     3       和歌山市     3       倉敷市     4       福山市     1       下開市     1       高と市     2       長崎市     2       夏崎市     2       夏崎市     2       宮崎市     3       倉計     3       大分市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       会崎市     2       会崎市     2       会崎市     2       会崎市     2       2     2       会崎市     2       2     2       2       2     2 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>												1		
郡山市     1       いわき市     1       宇都宮市     1       前橋市     1       川越市     1       組積市     1       根積市     3       金沢市     3       長野市     2       砂崎市     2       園崎市     2       豊橋市     2       園崎市     2       豊福市     2       園崎市     4       豊福市     3       産協市     4       足崎市     3       和歌山市     4       倉衛山市     1       高知市     1       松山市     1       高知市     2       長崎市     1       京公市市     1       会計     3       大分市     2       宮崎市     1       東児局市     1       会計     3       京崎市     1       東原局市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       宮崎市     2       京崎市     2       京崎市     1       東沢島市     2       会計     3       1     2       2     2       京崎市     2       2     2       京崎市 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td>													1	
いわき市         1         6         9年80宮市         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1         2         1 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></td<>													2	
字都宮市													2	
前橋市		1			1								6	
高崎市       1       4         知橋市       1       4         船橋市       1       4         柏市       1       3         宮山市       3       3         金沢市       5       4         長野市       5       5         砂阜市       5       5         豊田市       7       5         大津市       7       7         高殿市       7       7         東大阪市       7       7         東大阪市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         石崎市       7       7         大分市       7       7         京崎市       7       7         京崎市       7       7         京崎市       7       7         京崎市       7       7         京崎市       7       7													1	
川越市													2	
船橋市 柏市 柏市 柏市 横須賀市 富山市													1	
横須賀市 窓山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 姫路市 尾崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 看 組市 下関市 高松市 松山市 高松市 大分市 富藤市 東里島市 十 1 1 1 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4										1		4	5	
模須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊福市 豊田市 大津市 高大阪市 東大阪市 姫路市 尾崎市 高校市 石町山 石町山 石町山 石町山 石町山 石町山 石町山 石町山	船橋市													
富山市       3         金沢市       2         岐阜市       2         岡崎市       2         農田市       2         大津市       3         高槻市       4         足崎市       3         西宮市       3         季食市       6         福山市       1         下関市       6         高知市       1         松山市       1         高知市       1         松山市       1         高知市       1         大分市       2         宮崎市       1         電場市       2         電崎市       1         電児島市       2         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1         日本       1														
金沢市 長野市														
長野市   岐阜市   2	富山市									3			3	
岐阜市     豊福市       豊田市     2       大津市     3       高槻市     4       疋路市     3       西宮市     3       香泉市     6       福山市     1       下関市     1       高知市     2       大分市     2       長崎市     3       東水市     1       東崎市     3       京崎市     2       京崎市     3       京台・     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4	金沢市													
岐阜市     豊福市       豊田市     2       大津市     3       高槻市     4       疋路市     3       西宮市     3       香泉市     6       福山市     1       下関市     1       高知市     2       大分市     2       長崎市     3       東水市     1       東崎市     3       京崎市     2       京崎市     3       京台・     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4       アンティー     4	長野市													
豊橋市       2         岡崎市       2         豊田市       4         大津市       4         高機市       3         座路市       3         西宮市       3         奈良市       3         和歌山市       6         福山市       1         下関市       1         高松市       1         松山市       2         久留米市       1         大公市       2         宮崎市       3         産・市       2         宮崎市       2         宮崎市       2         産・市       2         宮崎市       2         産・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       2         京・市       3 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>														
適時市       豊田市         大津市       「大津市         東大阪市       「大津市         庭路市       「大津市         原大阪市       「大津市         庭崎市       「大津市         原産市       「大津市         京良市       「大津市         京泉市       「大津市         高松市       「大学市         高松市       「大学市         京島市       「大学市         京島市       「大学市         京島市       「大学市         宮崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学市         産崎市       「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	豊橋市									2			2	
豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       足崎市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市       松山市       高和市       久留米市       長崎市       熊本市       大分市       宮崎市       産児島市       合計       3       2       2       2       2       2       2       2       2       3       1       2       2       3       4       4       8       4       8       9       1       2       2       2       2       3       4       4       8       4       8       9       1       1       2       2       2       2       2       2       2       3       4       4       1       2 </td <td>岡崎市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	岡崎市													
大津市 高槻市     1       東大阪市     4       姫路市     3       西宮市 奈良市     3       和歌山市     3       倉敷市     6       福山市     1       下関市 高松市     1       松山市     2       長崎市     3       東水市     2       長崎市     3       京協市     2       京協市     2       京協市     2       京協市     2       東児島市     2       合計     3       0     0       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       3     1       4     1       5     1       6     1       6     1       7     2       8     2       9     2       2     2       2     2       3     1       4     1       4     1       5     2       6     1 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>														
高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市       松山市       高知市       大留米市       長崎市       京崎市       鹿児島市       合計       3       2       3       4       1       1       2       2       3       4       1       2       2       2       2       2       2       2       3       4       4       1       1       2       2       3       4														
東大阪市       姫路市       足崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市       下関市       高松市       松山市       高知市       大留米市       長崎市       寛崎市       産崎市       鹿児島市       合計       3       1       2       3       4       1       1       2       2														
			İ			1				1			İ	
尼崎市     3       西宮市     3       奈良市     3       和歌山市     3       倉敷市     6       福山市     1       下関市     1       高松市     1       松山市     1       高知市     2       久留米市     1       長崎市     3       熊本市     1       大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     2       合計     3       0     3       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     4       1     3       3     1       4     1       5     2       6     1       6     1       7     2       8     2       9     2       1     2       1     2       2     2       3     1       4     1       5     2       6     1       7     2       8     2       9     2       2       2     2 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>l</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td>						l				4	1		4	
西宮市 奈良市						1							3	
奈良市     和歌山市     3       倉敷市     6       福山市     1     1       下関市     1     1       高松市     1     2       松山市     2     2       久留米市     1     2       長崎市     3     1       熊本市     1     2       宮崎市     2     2       宮崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     2     2       京崎市     3     0     0       3     0     0     0     0       2     2     2       2     2     3       3     1     4       4     1     3						l	İ		İ	İ	<b>i</b>		Ť	
和歌山市														
倉敷市     6       福山市     1       下関市     1       高松市     1       松山市     1       高知市     2       久留米市     1       長崎市     3       熊本市     1       大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     0       合計     3       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       2     2       3     1       4     1       5     1       6     1       1     2       2     2       2     2       4     1       3     1       4     1       5     2       6     1       6     1       7     2       8     2       9     2       1     2       1     3       2     2       3     4       4     1       5     4       6     1       6     1										વ			3	
福山市     1     1       下関市     1     1       高松市     1     2       久留米市     1     2       長崎市     3     1       熊本市     1     2       左崎市     2     2       宮崎市     2     2       宮崎市     2     2       産児島市     2     2       合計     3     0     0       3     2     0     0     2       2     2     2       2     2     3       2     3     4     11     32			1		1	l	1		1				6	
下関市     高松市       協山市     1       高知市     2       久留米市     1       長崎市     3       熊本市     1       大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     2       合計     3       0     3       2     2       2     2       2     3       2     3       2     3       2     3       2     3       3     4       4     4       4     4       5     4       6     4       1     4       2     4       3     4       4     1       3     3       4     4       5     4       6     1       6     4       7     4       8     4       8     4       9     4       1     4       1     4       1     4       2     4       3     4       4     4       5     4       6     4       7     4			1		1	l	1		1				2	
高松市     松山市     1       高知市     2       久留米市     1     2       長崎市     3     1       熊本市     1     2       大分市     2     2       宮崎市     2     2       鹿児島市     3     0     0       合計     3     0     0     0       2     2     2       2     2     3       2     2     40     11       3     0     0     0     2     276     40     11     32			<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	t	1		1	<del>                                     </del>	<u> </u>		<del>                                     </del>	
松山市     1       高知市     2       久留米市     1       長崎市     3       熊本市     1       大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     2       合計     3       0     3       2     2       2     3       2     40       3     1       3     2       0     0       2     2       2     40       3     1       3     0       0     0       2     2       2     40       3     1       3     0       4     1       3     0       4     1       3     0       4     1       4     1       5     2       6     1       6     1       7     2       8     2       9     2       1     2       1     3       2     3       3     4       4     4       5     4       6     4       7     4 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>														
高知市     2       久留米市     1     2       長崎市     3     1       熊本市     1     2       大分市     2     2       宮崎市     2     2       鹿児島市     3     0     0       合計     3     0     0       3     2     0     0     2       2     2     2       2     3     3       3     0     0     0     2     276     40     11     32			1							4			4	
久留米市     1     2       長崎市     3     1       熊本市     1     1       大分市     2     2       宮崎市     2     2       鹿児島市     2     2       合計     3     0     0     3     2     0     0     2     276     40     11     32			1			1	1		1				1 2	
長崎市     3 1       熊本市     1       大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     2       合計     3 0 0 3 2 0 0 2 276 40 11 32			1		1	1	1		1			^	2	
熊本市			<b>I</b>									2		
大分市     2       宮崎市     2       鹿児島市     2       合計     3       0     3       2     2       2     3       2     3       3     0       3     0       3     0       4     0       3     0       3     0       4     0       3     0       4     0       5     0       6     0       7     0       8     0       9     0       9     0       1     0       1     0       1     0			-				1		1				4	
宮崎市     鹿児島市       高計     3     0     0     3     2     0     0     2     276     40     11     32			1		1	1	1		1				1	
鹿児島市     日本							1		1	2			2	
合計 3 0 0 3 2 0 0 2 276 40 11 32							1		1					
			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>					
													327	

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7 (6a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 フロン類の破壊の用に供する施設のうち 及びPCB汚染物又はPCB処理物の プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 下水道終末処理施設 び湿式集じん施設 洗浄施設及び分離施設 報告 未報告事業場数 報告対 報告 未報告事業場数 報告対 報告 未報告事業場数 報告対 未測定 象事業 未測定 象事業 未測定 事業場 休止 事業場 休止 事業場 象事業 休止 数 (a) 場数 場数 場数 (b) (c) 数 (b) (c) 数 (b) (c) (a+b+c) (a) (a+b+c) (a) (a+b+c) 北海道 1 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 1 1 群馬県 1 2 埼玉県 7 千葉県 3 33 東京都 32 1 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 3 3 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 2 京都府 13 14 大阪府 1 兵庫県 5 奈良県

2

和縣島岡広山徳香愛高福佐長山県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県

熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-7 (6b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 下水道終末処理施設 び湿式集じん施設 洗浄施設及び分離施設 報告 未報告事業場数 報告対 未報告事業場数 報告対 未報告事業場数 報告対 報告 未測定 象事業 象事業 未測定 事業場 休止 事業場 休止 未測定 事業場 象事業 休止 場数 場数 場数 数 (b) 数 数 (c) (b) (c) (b) (c) (a) (a+b+c) (a) (a+b+c) (a) (a+b+c) 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 6 6 川崎市 2 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 2 2 名古屋市 5 5 京都市 大阪市 1 8 堺市 神戸市 4 4 岡山市 広島市 5 5 北九州市 福岡市 函館市 旭川市 青森市 盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 3 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 1 東大阪市 2 姫路市 2 尼崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 2 倉敷市 福山市 下関市 高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市 0

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7 (7a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県別)

				()(0.1)	以但规	(7).1 月1	1月17月5	レハコノ
		計から排出		る工場又の処理施		合	計	
	±n #-	十却生ま	- 北- 1日 木-	+n /+ +ı	+n #-	十却生走	₩ 1日 ₩	+0 4-41
	報告	未報告事		報告対	報告	未報告事		報告対
	事業場	休止	未測定	象事業	事業場	休止	未測定	象事業
	数	(b)	(c)	場数	数	(b)	(c)	場数
	(a)	1	` '	(a+b+c)	(a)	l ` ′	, ,	(a+b+c)
小汽光	` '			,	• •	2	1	`
北海道					16		I	19
青森県					2			2
岩手県	2			2	5			5
宮城県					3			3
秋田県	1	1		2	1	1		2
山形県	·	·		_	•	·		
						_		
福島県					6			8
茨城県					10	3		13
栃木県		1		1	5	2		7
群馬県					6			9
埼玉県	3	<b> </b>		3	18			20
千葉県	3			3	23			24
東京都					36	1		37
神奈川県					9	2		11
新潟県	4			4	12			16
富山県					12			12
石川県					4			4
福井県					7	1		8
山梨県								
長野県					3			3
岐阜県					11		4	
24 1 111							1	14
静岡県					38		1	44
愛知県	2			2	28	3		31
三重県	1			1	11			11
滋賀県					3			3
								5
京都府					5			
大阪府					20			24
兵庫県					10	1	2	13
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					7			7
	<del>                                     </del>							
島根県					3			4
岡山県					1			1
広島県	1			1	8			8
山口県	1			1	16			16
徳島県	<u> </u>				7			7
香川県	_			_	4			4
愛媛県	2			2				10
高知県	<u> </u>	<u> </u>			1	<u> </u>		1
福岡県	1			1	8			8
佐賀県					2			2
長崎県								2
		1			2			2
熊本県					2			2
大分県				<u> </u>				
宮崎県					4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1		4	2
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<u> </u>	미그, > 판	+0.4			1) ~ 土口 4- 4-m	7日 よど 石( 古)	
ゾエ1 単成り 9	< 12: /I I I 1	日かんか	₩ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 H 2 T F	ェチ での間	コルグ 架 生間	17時 27 到 正	1 7 年至十

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-7 (7b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-政令市別)

-	1			()	他設種	规则		11/2/1/
		単対象施設 易から排出 記				合	計	
	報告	未報告事	業場数	報告対	報告	未報告事	業場数	報告対
	事業場	休止	未測定	象事業	事業場	休止	未測定	象事業
	数	(b)	(c)	場数	数	(b)	(c)	場数
	(a)	(5)	(0)	(a+b+c)	(a)	(5)	(0)	(a+b+c)
	(a)			(атытс)				,
札幌市					4			4
仙台市					2			2
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	7			7
横浜市	2			2	19			19
川崎市					15			15
相模原市					10			
新潟市					3		1	1
						_	- 1	4
静岡市					8	2		10
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					4			4
大阪市					8	1		9
堺市					3			3
神戸市					4			3 4
岡山市					3			3
広島市	1	1			5			5
北九州市		1			6	1		7
		<b> </b>				1		3 5 7 3
福岡市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市							1	1
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			5 3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	2			9 2 3 2
前橋市				'	3			3
高崎市					2			3
					1		4	5
川越市					1		4	5
船橋市								
柏市								
横須賀市					2			2
富山市	1			1	6	1		7
金沢市	1			1	3			3
長野市					3			3
岐阜市					2			3
豊橋市					3			3
岡崎市		<del> </del>						3
豊田市	1	1						
		1			<del></del>			
大津市		<u> </u>			1			1
高槻市					1			1
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					4		1	5
西宮市					2			2
奈良市								_
和歌山市					5			5
倉敷市					8			
福山市		1				4		8
		1			2	1		3
下関市		<b> </b>			2			2
高松市					2			2
松山市					1			1
高知市					2	2		4
久留米市	<u> </u>				1		2	3
長崎市					4	1		5
熊本市					3			3
大分市	2	İ		2	4			4
宮崎市	<u> </u>				1			1
鹿児島市	1				1			1
	20	_ ^	^	20		EO	4.5	
合 計	30			32	595	52	15	

表Ⅲ-8 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

	亜硫酸パルプ(サ 製造の用に供	プラフトパルプ)又は ナルファイトパルプ)の :する塩素又は :よる漂白施設	装置、湿式集 灰の貯留施	- 係る廃ガス洗浄 もじん施設及び 設であって、 を排出するもの	ラズマ反応施設、	供する施設のうちプ 廃ガス洗浄施設 集じん施設	下水道終	未処理施設
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県				1				
茨城県				1				
栃木県								
群馬県								
埼玉県				_				
千葉県				2				
東京都神奈川県				1				
新潟県								
富山県						1		
石川県								
福井県				1				
山梨県								
長野県								
岐阜県			1	1				
静岡県			2	3				
愛知県				1				
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県			_	_				
島根県			5	5				
岡山県 広島県	1	1	1	2				
山口県	1	1	1	2				
徳島県				2				
香川県								
愛媛県				1				
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県	_							
鹿児島県								
沖縄県								

表III-8 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

	亜硫酸パルプ(サ 製造の用に供	アラフトパルプ)又は ナルファイトパルプ)の ミする塩素又は ニよる漂白施設	装置、湿式集 灰の貯留施	係る廃ガス洗浄 じん施設及び 设であって、 を排出するもの	ラズマ反応施設、	供する施設のうちプ 廃ガス洗浄施設 集じん施設	下水道終	未処理施設
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市								1
仙台市								
さいたま市 千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市 静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市							1	1
堺市								
神戸市岡山市				1				
広島市				1				
北九州市								
福岡市	·							
函館市 旭川市								
他川巾 青森市				1				
盛岡市				'				
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市 富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市 豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市 西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市 下関市								
ト関市 高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市 大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	1	1	9	23	0	1	1	2

表Ⅲ-8 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者 (水質・施設種類別-都道府県・政令市別)

	(水質	質・施設種類別	<u>刊一都退肘県</u>	・政令巾別)
	工場又は事業場 水の処	施設を設置する から排出される 理施設		計
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				1
茨城県				1
栃木県				
群馬県				
埼玉県				-
千葉県				2
東京都				
神奈川県				
新潟県 富山県				1
石川県				
福井県				1
山梨県				ı
長野県				
岐阜県			1	1
静岡県			2	3
愛知県				1
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県			5	5
岡山県				
広島県			2	3
山口県				1
徳島県				2
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県	1			
熊本県	1			
大分県	1			
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	İ	l	l	

表Ⅲ-8 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者 (水質・施設種類別-都道府県・政令市別)

	(水質	質・施設種類別	刊一都追肘県	・政令巾別)
	工場又は事業場	施設を設置する から排出される 理施設	合	計
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				1
仙台市				
さいたま市 千葉市				
横浜市				
川崎市	1	1	1	1
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市 堺市			1	1
神戸市				1
岡山市				'
広島市				1
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市 盛岡市				1
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市 柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市 大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市 大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
A 31				

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	462	12
文書指導件数	836	47
一時使用停止命令	0	0
その他	2	0

注)未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終 措置に該当する区分を計上した。表 - 2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ-10(a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (都道府県別)

		- 上戸甘淮	· 本田长凯		(都) 退/付/県別) 水質基準適用事業場					
	口頭指導	大风基準 文書指導	適用施設 一時使用停	その他	口頭指導	文書指導	世田事業場 一時使用停	その他		
	口頭拍得	人音拍导	一时使用序 止命令	7 V/ILL	口頭拍得	人音拍等	止命令	て の1世		
北海道	1						114 14			
青森県	1									
岩手県	3	6								
宮城県	18									
秋田県										
山形県	10									
福島県	5									
茨城県	1	2								
栃木県	3	20				1				
群馬県	5									
埼玉県	32									
千葉県	1	35								
東京都	70									
神奈川県	6									
新潟県	9	1			2					
富山県	7									
石川県	10	2								
福井県		13				2				
山梨県	7	59				2				
長野県		1								
岐阜県		3			1					
静岡県	28	3			3					
愛知県	9	1								
三重県	9									
滋賀県	7				1	4				
京都府	3									
大阪府	9									
兵庫県	29				2					
奈良県	5	127								
和歌山県										
鳥取県		14								
島根県		1								
岡山県	7									
広島県	4									
山口県						5				
徳島県	11									
香川県	3					2				
愛媛県	16									
高知県		99				1				
福岡県	48									
佐賀県	6									
長崎県										
熊本県	7									
大分県	3	3								
宮崎県										
鹿児島県		72								
沖縄県	2				1					

注)未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ-10(b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (政令市別)

		大気基準	適用施設		( 收 令 市 別 )					
	口頭指導	文書指導	一時使用停	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停	その他		
			止命令				止命令			
札幌市										
仙台市										
さいたま市		1								
千葉市		27				6				
横浜市										
川崎市	1	1								
相模原市										
新潟市		72				22				
静岡市		7								
浜松市										
名古屋市	2									
京都市										
大阪市	2									
堺市		34								
神戸市		17								
岡山市	8					2				
広島市	2									
北九州市	3	3		2						
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市	8									
盛岡市	2	. 1								
秋田市										
郡山市										
いわき市		21								
宇都宮市										
前橋市	2									
高崎市										
川越市										
船橋市	3	3								
柏市										
横須賀市	3				1					
富山市										
金沢市	1									
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市	2	. 4								
尼崎市	2				1					
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市										
倉敷市	4									
福山市		4								
下関市										
高松市										
松山市	1									
高知市	7	5								
久留米市	8									
長崎市										
熊本市										
大分市	1									
宮崎市										
鹿児島市	4							1		
合 計	462		C	2	12	47	0	Ī		

注)未報告1件に対し、平成23年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	措置状況	大気関係	水質関係
基準	超過件数 	27	1
	口頭指導件数	20	0
	文書指導件数	14	1
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	2	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	1	0
	その他	0	0

注)表 - 3排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成23年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

### 表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)

平成23年4月1日~平成24年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成24年3月31日現在	
対策地域指定件数(累計)	5
対策事業実施中の指定対策地域数 <sup>注)</sup>	2
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数(累計)	3

注)対策事業を完了しているものの、当該事業の内容が、汚染の除去ではなく、覆土等であるため、指定は解除されていない。

## 表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係-全国)

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0

表IV-3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別-都道府県別)

	大気基準適を設置す			象施設のみ  る事業場		適用施設 準対象施設 る事業場
	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
局似県 岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
登媛県 愛媛県						
高知県						
福岡県				1		
佐賀県 長崎県						
					<u> </u>	
熊本県					<u> </u>	
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県				<u> </u>	じることを防止	

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため におこなった立入検査の件数

表IV-3 (b) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別-政令市別)

	大気基準適 を設置す	用施設のみ る事業場		象施設のみ る事業場		適用施設 準対象施設 る事業場
<u> </u>	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市					1	
和歌山市					1	
倉敷市					-	
福山市						
下関市						
高松市					-	
松山市						
高知市						
久留米市					ļ	
長崎市					-	
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市			1	1	1	i e

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため におこなった立入検査の件数

### 表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況(全国)

平成24年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	1 4 団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 さいたま、川崎市、 横浜市、柏市、 高知市	6 団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5 団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注)「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

年1) 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法一全国)  $\overline{\times} \text{VI} - 1$ 

9(4)	11(4)	13(4)	1,656	3,725	118	0	3	3	51	3,786		合 計
2(1)	2(1)	2(1)	23	46	2	0	0	0	2	46	業場から排出される	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される 水の処理施設
0(0)	0(0)	0(0)	220	256	4	Ι	-	0	2	258		下水道終末処理施設
0(0)	0(0)	0(0)	37	09	2	0	0	0	1	61	ラズマ反応施設、廃ガ	7ロン類の破壊の用に供する施設のうちア゚ラ ス洗浄施設及び湿式集じん施設
0(0)	0(0)	0(0)	17	128	1	0	0	0	3	126	B汚染物又はPCB処理	5 CVP
7(3)	9(3)	11(3)	1,239	2,711	94	0	3	3	37	2,762	小計	
0(0)	0(0)	0(0)	400	852	13	0	1	1	17	846	灰の貯留施設	領式集した施設及び灰の灯笛施設であって汚水又は廃液を排出するもの
7(3)	9(3)	11(3)	839	1,859	8	0	7	2	20	1,916	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 当中年で、中部14、近日で呼ばせ出る。
0(0)	0(0)	0(0)	7	250	9	0	0	0	5	251	する施設のうちろ過	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ遥 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	7	33	0	0	0	0	0	33	ス洗浄施設及び湿式	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガ 集じん施設
0(0)	0(0)	0(0)	31	70	8	0	0	0	0	78	焙焼炉、溶解炉又は ん施設	アルミール又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	化誘導体分離施設、 6設、還元誘導体洗 熱風乾燥施設	ジオャヤジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、蹲元誘導体洗浄施設、ジオヤヤジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
0(0)	0(0)	0(0)	1	3	0	0	0	0	0	3	るろ過施設及び廃が	2, 3-ジ クロロー1, 4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃カスス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	1	3	0	0	0	0	0	3	5 ろ過施設、乾燥施	4-クロロクル酸水素ト別なの製造の用に供するろ過施設、 設及び廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	1	2	0	0	0	0	0	2	供する水洗施設、廃	クロロベンゼン又はジクロロベンビンの製造の用に供する水洗施設、 ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	1	5	0	0	0	0	0	5	設、シクロヘキサン分離施	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 設、廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	2	15	0	0	0	0	0	15	エチン洗浄施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	4	7	0	0	0	0	0	7	から発生するがスを	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガ 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	2	23	0	0	0	0	1	22	<b></b>	アルシサ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	<b></b> 和	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	37	52	0	0	0	0	0	52	ッ洗浄施設	カーバイド法アセトンンの製造の用に供するアセチンン洗浄施設
0(0)	0(0)	0(0)	23	61	1	0	0	0	0	62	。(サルファイトパルプ)の製 る漂白施設	硫酸塩パルプ(クラフトパルク゚)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパ 造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
	平成24年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	平成24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	廃止等 注5) e	様への を行 (144) (145)	張から の <b>移</b> 介 正4)	既設 注3)	新設 注2) b	平成23年 3月31日現在 の設置基数 a		
佐野 汗子)	<b>光华</b> 開 反 注 入 指 彭	华山石井半				新山市	超山田					

<sup>)</sup>に再掲した。 注1)瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。 注2)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注6)1か特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

洋1) 水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域)  $\circ$ 表VI-

		+放23年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3)	研 の (本 (本 (p) (p)	所令(9) (本) (中) (4) (4)	廃止等 注5) e	+ 灰24年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2-e	特定 事業場数 注6)	選上2番 ( 大 ( 大 ( 大 ( 大 ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( 大 ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( て ) ( ) (
硫酸塩パルプ(クラトト゚ルプ)又は亜硫酸パルプ(サルクァイトパ の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	'トパ <i>ルプ)の</i> 製造 突	14	~	0	0	0	-	14	9	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	説	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルシナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生す 理する施設のうち廃ガス洗浄施設	±するがスを処	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	争施設	17	0	0	0	0	0	11	4	0
ロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン 、廃ガス洗浄施設	ペポン分離施	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗カス洗浄施設	水洗施設、廃ガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロフタル酸木素トリウムの製造の用に供するろ過施設、 及び廃ガス先浄施設	設、乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロー1,4ーナフトキノンの製造の用に供するろ過施設♪ 洗浄施設	<b>施設及び廃が</b> ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジ 柱がシバ 化かトの製造の用に供するニトロ化誘導体分解 元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導 設、ジ 柱がシバ イセント洗浄施設及び熱風乾燥施設	本分離施設、還 :誘導体洗浄施	7	0	0	0	0	0	2	-	0
アルミーカム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	溶解炉スは乾	2	0	0	0	0	0	7	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設 じん施設	<b>施設及び湿式集</b>	11	0	0	0	0	0	11	_	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設の 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	段のうちろ過施	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	194	0	0	0	2	12	180	99	0
温式集じん施設及び灰の貯留施設で あって活水及は廢液を排出するもの	灰の貯留施設	29	0	0	0	-	0	28	11	0
小子では、これでは、これでは、一人計・一人計・一人		223	0	0	0	3	12	208	92	0
磨bCB等又はbCB処理物の分解施設及びbCB汚染物又はの洗浄施設及び分離施設	1又はPCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設 洗浄施設及び湿式集じん施設	流設、廃ガス	1	0	0	0	0	0	l	1	0
下水道終末処理施設		-	I	1	I	I	1	_	I	l
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出 の処理施設	う排出される水	12	0	0	0	0	0	12	7	0
111111111111111111111111111111111111111		290	_	0	0	3	13	275	100	0

法に基づく届出は含まない。 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 

# 表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 $^{21}$

#### 製鋼用電気炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
10	5		改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m³N)。	山口県

#### 廃棄物焼却炉(4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
0.12	0.1	77 167	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0080ng-TEQ/m³N)。	福井県

<sup>※</sup>平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

#### 廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
4.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.43ng-TEQ/m³N)。	北九州市

#### 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.64ng-TEQ/m³N)。	山形県
1.7	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0079ng-TEQ/m³N)。	静岡県
1.8	1	行政	改善等を口頭指導 [廃棄物処理法に基づく措置]。 改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡山県
3.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m³N)。	前橋市

<sup>※</sup>平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

#### 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

/元来的/// (20/ r) 10/ r) / <b>/</b>						
測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体		
15	5	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の 設置者による測定で基準値以下(4.0ng-TEQ/m³N)。	埼玉県		
11	5	行政	改善等を口頭指導。H23. 12. 15施設使用廃止届出。	埼玉県		
5.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m³N)。	熊本県		

#### 廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
8.6	5	設直石	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m³N)。	山形県
7	5		改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	山形県
12	5	1 翌 香 子	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.35ng-TEQ/m³N)。	茨城県

廃棄物焼却炉	(2t/時未満)	新設		
測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
5.8	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.4ng-TEQ/m³N)。	埼玉県
7.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	新潟県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.5ng-TEQ/m³N)。	三重県
9	5	設置者	H23. 8. 18施設使用廃止届出。	鳥取県
6.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m³N)。	広島県
6.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.9ng-TEQ/m³N)。	徳島県
72	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.19ng-TEQ/m³N)。	佐賀県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.93ng-TEQ/m³N)。	佐賀県
7.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.30ng-TEQ/m³N)。	熊本県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.40ng-TEQ/m³N)。	沖縄県
8.8	5	設置者	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.8ng-TEQ/m³N)。	沖縄県
5.9	5	設置者	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
13	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.9ng-TEQ/m³N)。	沖縄県
60	5	設置者	改善等を文書指導。H24.1.24施設使用廃止届出。	さいたま市
47	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.0000012ng-TEQ/m³N)。	川崎市
8.7	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	静岡市
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.0069ng-TEQ/m³N)。	名古屋市
6.2	5	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の 設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m³N)。	広島市
7.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.021ng-TEQ/m³N)。	盛岡市
7.9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.78ng-TEQ/m³N)。	いわき市
8.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.024ng-TEQ/m³N)。	前橋市
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。H24. 3. 28施設使用廃止届出。	川越市
6.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.07ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	宮崎市
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m³N)。	青森県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。H24.2.10施設使用廃止届出。	岩手県

<sup>※</sup>平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)。

10

行政

93

改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による

秋田県

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

アンディア 利定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
34	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.78ng-TEQ/m³N)。	山形県
46	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(2.4ng-TEQ/m³N)。	山形県
11	10	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の 設置者による測定で基準値以下(0.92ng-TEQ/m³N)。	福島県
13	10	設置者	改善等を文書指導。H24. 3. 15施設使用廃止届出。	栃木県
22	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m³N)。	群馬県
18	10	行政	改善命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の 設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	埼玉県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m³N)。	千葉県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.3ng-TEQ/m³N)。	長野県
19	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.2ng-TEQ/m³N)。	長野県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	静岡県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	静岡県
11	10	行政	改善等を文書指導。H23.11.18施設使用廃止届出。	静岡県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m³N)。	広島県
25	10	設置者	改善等を口頭指導。H23.10.21施設使用廃止届出。	山口県
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (4.1ng-TEQ/m³N)。	福岡県
49	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.15ng-TEQ/m³N)。	長崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m³N)。	沖縄県
13	10	行政	改善等を文書指導。H24.1.18施設使用廃止届出。	富山市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(3.5ng-TEQ/m³N)。	和歌山市
33	10	行政	<u>準値以下(3.5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)。</u> 改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.13ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	倉敷市
120	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく 措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.1ng-TEQ/m³N)。	下関市
23	10	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。 H24.5.1施設使用廃止届出。	大分市

- 注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
17	10	担体付き触媒の製造の用に 供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち 廃ガス洗浄施設	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.24pg-TEQ/L)。	名古屋市

- 注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成23年度中及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係-全国) <sup>注)</sup>

平成24年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超	過件数	61	1
措	基準達成	46	1
措 置 後 の	対策実施中	5	0
対応状況	廃止	10	0
況	休止	0	0

注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成24年8月15日まで)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係-全国)

(平成24年4月1日~平成24年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	306	4
文書指導件数	49	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	2	0
その他	39	2

注)表Ⅲ-1 (大気基準適用施設)及び表Ⅲ-3 (水質基準適用事業場)の設置者による 測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から平成24年8月15日 までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(都道府県別)

		-1-	与甘沸冷田村	n.		水質基準適用事業場						
	一生形法		気基準適用が		7 0 1/4	- == + \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				7 0 1/4		
	口頭指導	文書指導	一時使用停 止命令	法34条第1 項の立入検 査に伴う測 定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1 項の立入検 査に伴う測 定を実施	その他		
北海道	3											
青森県	1											
岩手県												
宮城県	17				2							
秋田県												
山形県	1				1							
福島県												
茨城県	8											
栃木県	5				25							
群馬県	3											
埼玉県	18	2										
千葉県	46											
東京都	18	1										
神奈川県	2											
新潟県	3											
富山県	13											
石川県	6											
福井県												
山梨県	4	1			1							
長野県												
岐阜県	8					1						
静岡県	7			1		1						
愛知県	2	2										
三重県	3											
滋賀県	4				1							
京都府	3											
大阪府	1	1										
兵庫県	17											
奈良県	5											
和歌山県	1											
鳥取県	23											
島根県	5											
岡山県												
広島県	5											
山口県												
徳島県		17										
香川県												
愛媛県	5											
高知県												
福岡県	4	3		1								
佐賀県	11											
長崎県												
熊本県	2											
大分県		1			1							
宮崎県												
鹿児島県		1										
沖縄県	1											

注)表Ⅲ-5及び表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に 執られた措置の状況を計上した。

表VI-7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(政令市別)

			気基準適用が			水質基準適用事業場							
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1 項の立入検 査に伴う測 定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1 項の立入検 査に伴う測 定を実施	その他			
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	2												
横浜市 川崎市					1								
相模原市													
新潟市													
静岡市	4												
浜松市					1								
名古屋市													
京都市					1								
大阪市 堺市													
神戸市													
岡山市	4	4											
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市 旭川市													
青森市					1								
盛岡市					'								
秋田市													
郡山市	2												
いわき市	5												
宇都宮市													
前橋市 高崎市	1												
川越市													
船橋市		3											
柏市	1												
横須賀市													
富山市	16					1							
金沢市 長野市													
長野市 岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市	3					-							
高槻市 東大阪市													
果大阪市 姫路市													
尼崎市	2					1							
西宮市						<u> </u>							
奈良市	1												
和歌山市													
倉敷市		-											
福山市 下関市		4											
下関巾 高松市													
松山市	1												
高知市	1												
久留米市	4												
長崎市					3								
熊本市													
大分市 宮崎市	4				1								
日 11111	4												

注)表Ⅲ-5及び表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成24年4月1日から8月15日までの間に 執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成24年4月1日~平成24年8月15日)

大	気基準適用施設	平成24年 現在の未幸	3月31日 最告施設数 <sup>注1)注2)</sup>	左記に計上した施設の平成24年8月15日ま での状況 <sup>注3)注4)注5)</sup>					
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
焼結鉱 供する	の製造の用に 焼結炉	4	0	0	4	0	0		
製鋼用	電気炉	11	4	1	10	0	4		
	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	0	2	0	0	0	2		
	ニウム合金製造施設 炉、溶解炉、乾燥	69	27	10	58	9	19		
	4 t/h以上	79	33	15	62	1	34		
廃棄物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	123	46	29	105	7	28		
焼 却 2 t/h未満 <sup>注6)</sup> 炉		1,687	767	212	1,580	93	569		
小計		1,889	846	256	1,747	101	631		
合計		1,973	879	267	1,819	110	656		

- 注1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、 既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載 された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3)「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月 15日までの間になされた報告。
- 注4) 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある施設及び平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。
- 注5) 「廃止等」には、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を 受けなくなった施設を計上。
- 注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等(全国) #1)#3)

(平成24年4月1日~平成24年8月15日)

	(+).	及 4 4 平	4月1日	一十八人 乙	4年8月	1 3 H)	
水質基準対象施設	3 1 日 未報告	4年3月 現在の 事業場数 <sup>E2)注4)</sup>	左記に計上した事業場の 平成24年8月15日までの 状況 <sup>注5)注6)注7)</sup>				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイト パルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物に よる漂白施設	1	1	1	1	0	0	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	1	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水 洗施設等	0	0	0	0	0	0	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体 分離施設等	0	0	0	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じ ん施設	0	0	0	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	40	11	2	36	5	8	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2	0	0	
下水道終末処理施設	6	3	2	6	0	1	
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	2	0	0	2	0	0	
合計	52	15	5	48	5	9	

- 注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注5) 「報告」とは、注2) の期間における測定について、平成24年4月1日から平成24年8月15日までの間 になされた報告。
- 注6) 「休止」とは、平成22年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成24年4月1日から平成24年8月 15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。
- 注7) 「廃止等」とは、平成24年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した施設数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設数を計上。

表VI-10(1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

		焼結鉱	広の製造の月	用に供する	焼結炉		(他放性類別一個理例 景別) 製鋼用電気炉						
	平成24 31日 未報告	4年3月 見在の		左記に計」	こした施設の		31日要	4年3月 見在の 施設数		左記に計上 成24年8月15			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県								2				2	
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県							1			1			
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県							2			2			
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県							1			1			
岡山県													
広島県													
山口県							5			5			
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政会市別)

Γ			L _ Mark Sur	m	to 61.1—		(施設種類別-政令市別)							
		焼結鉱	なの製造の月	用に供する類	<b>É</b> 結炉		製鋼用電気炉							
	平成24 31日明 未報告	見在の	平)	左記に計上 成24年8月18			31日月	4年3月 現在の †施設数		左記に計上 成24年8月1				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
札幌市 仙台市														
加合巾 さいたま市														
千葉市	1			1										
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					
京都市大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	1			1			1	1		1				
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市 盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市 富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市 東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市			-											
倉敷市							1							
福山市	2			2										
下関市														
高松市 松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市			-											
鹿児島市														
合 計	4	0	0			1	•	4 日の間の報	•	1	0			

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

<u> </u>													
			松上	尭炉		里	以旭餀		<b>/</b> 车纟	吉炉			
	平成2- 31日 未報告	4年3月 現在の :施設数		左記に計」	こした施設の 5日までのも		31日	4年3月 現在の 計施設数		左記に計上	:した施設の 5日までの#		
-	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県 高知県													
						-							
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県						-							
宮崎県						1							
鹿児島県													
沖縄県		・トス測学社											

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

1						<b>西</b> 鉛同	(施設種類別-政令市別)_ 回収施設							
			焙焙	尭炉			焼結炉							
	平成24 31日5 未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月15	5日までの状	け、沢	未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月1	5日までのサ	沈況		
H ID-1	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
札幌市 仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市 新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市 堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市												<u></u>		
北九州市														
福岡市 函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市 柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市 豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市 姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市 福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市 長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市		-										-		
合 計	0			し i設からの							0	(		

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

<u> </u>						亜鉛回	山水塩		(旭政1	里规加一	一都追肘	<b></b>
				拡炉		<b>型</b> 型 型 世 型 世 型 世 国 世 国 世 国 世 国 世 国 世 国 世 国	以肥臤			解炉		
	平成2- 31日 未報告	4年3月 現在の :施設数		左記に計」	こした施設の 5日までのも		31日	4年3月 現在の F施設数		左記に計上	:した施設の 5日までの#	
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県 香川県						1						
						1						
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1						
佐賀県						-						
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県						ļ						
鹿児島県												
沖縄県								日の即の都				

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

T						<b>西</b> 松同	収施設		(旭青	<u> </u>	リー政ヤ	111/0/1/
			溶鉛	広炉			1人川出其人		溶角	解炉		
	平成24 31日5 未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月18	5日までのサ	況	未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月1	5日までのサ	沈況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市 仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市 新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市 堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市 函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市 柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市 豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市 姫路市												
足崎市 尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市 下関市												
高松市												
松山市												
高知市			-	-		-						
久留米市												
長崎市												
熊本市 大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

						TT 7/4 TT	加拉热		(旭政/	里與力1	一都追用	<u> </u>
			古C N	彙炉		里	収施設		,ls	計		
	平成2- 31日5 未報告	4年3月 現在の ・施設数		左記に計」	こした施設の 5日までのキ		31日	4年3月 現在の 5施設数		左記に計上	: した施設の 5日までの#	
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1		2				2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
		3 391.1.1.11								·		

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

<del></del>						<b>邢</b> 松 后	収施設		(旭)	<u> </u>	可一政市	111/011/
			乾炸	 喿炉			17人 加出其义		小	計		
	平成24 31日5 未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月15	5日までのサ	<b></b>	31日 未報告	4年3月 現在の <del>F</del> 施設数	平	左記に計上 成24年8月1		沈況
II. Ie. C	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市 さいたま市									1			
1 年業市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市 京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市 函館市									-			
旭川市									<del>                                     </del>			
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市 高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市 岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市 日 佐 古												
尼崎市 西宮市												
奈良市									<del> </del>			
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市 久留米市												
人留米市 長崎市									1			
熊本市												
大分市												
宮崎市									1			
鹿児島市												
合 計	0	1	0	0	0	1	C	2	0	0	0	2

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

Г					~	<b>ル</b> ミニウム	<b>合</b> 全制	韵	(旭取作	里坝刀门	- 都	パカリ)
-			<b>小</b> 立。	尭炉		ルミーリム	口並表垣肔	ПX		解炉		
	平成24 31日明 未報告	見在の		左記に計上	こした施設の 5日までのね		平成24 31日明 未報告	見在の		左記に計上	した施設の 5日までの状	
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県								4				
埼玉県							6	3		6		;
千葉県								2				:
東京都												
神奈川県												
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県							_			_		
福井県												
山梨県							1	2	1		2	
長野県								_			-	
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県							4	1	2			
滋賀県							1			1		
京都府							'			'		
大阪府							4	1		5		
兵庫県	1			1			4	Į.		3		
奈良県	'											
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県							1					
徳島県												
香川県												
愛媛県 高知県												
福岡県							1	0	•			
佐賀県								3	3			
長崎県												
熊本県							6				6	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県						E 4 E 1 E 4						

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

					7	ルミーウム	合金製造施	設	(他)	<u> </u>	可一政行	111/011/
			焙焙	尭炉		,, , — y A	口业农坦旭	NHX.	溶角	解炉		
	平成24 31日5 未報告	見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月15	した施設の 5日までの状	況		見在の 施設数	平	左記に計上 成24年8月1	5日までの場	<b></b>
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市 仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市 浜松市								3	1			2
名古屋市							1	1		1		1
京都市							2					2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市 福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市 宇都宮市												
ナ 前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市 長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市 姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市 高松市							3			3		
松山市												
高知市												
久留米市								3				3
長崎市												
熊本市												
大分市											-	
宮崎市												
鹿児島市								1				
合 計	1	0			型成り4年						9	19

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

ı					~	ルミニウム	△   ◆ 制   土 <del>に</del>	計	(地政1	里利力!	- 都	<u> </u>
			at- A	 喿炉	<i></i>	ルミーリム	口並表這施	臤	小	計		
	平成24 31日明 未報告	見在の		左記に計上	: した施設の 5日までのも		平成24 31日5 未報告	見在の		左記に計上	した施設の 5日までの状	況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							3			2	1	
茨城県							1			1		
栃木県							4			4		
群馬県	1			1			1	4		1		
埼玉県				'			6	3		6		
千葉県							0	2		0		
東京都												
神奈川県										0		
新潟県							2			2		
富山県							2			2		
石川県												
福井県												
山梨県	1			1			2	2	1		2	
長野県	1			1			1			1		
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							9			9		
愛知県							5	1		6		
三重県		1	1				4	2	3	2		
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府	1			1			5	1		6		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県							<u> </u>					
徳島県												
香川県												
愛媛県												
変媛県 高知県												
福岡県							1					•
佐賀県								3	3			
長崎県												
熊本県							6				6	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別一般会市別)

						10 5 - 40	Λ Λ #I\#-#-	-=η,	(施	没種類別	リー政令	`市別)
<del> </del>			乾炒	显炉	ア	ルミニウム	合金製造施	設	小	計		
	平成2- 31日5 未報告	見在の		左記に計上	した施設の5日までの#	·	平成2- 31日 未報告	4年3月 見在の 施設数		売 左記に計上 成24年8月1	:した施設の 5日までの#	· 弋況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市 千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市								3	1			2
浜松市 名古屋市								4		4		
京都市							1 2			1		1 2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3			3		
金沢市長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市 姫路市												
炉路巾 尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市 松山市												
高知市												
久留米市								3				3
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市								-	-			
鹿児島市					_	_		1				
合 計	6	1	1	6	0	0	69	27	10	58	9	19

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

T						[항조 국동· AL			(旭政作	里短刀丁	- 都追肘	<b></b> 宋/11/
			Δ+ /l	·以上		廃棄物	光型が		2t/h以上~	~4t /h未滞		
	平成24 31日明 未報告	在の		<u>1以工</u> 左記に計上 成24年8月15			平成24 31日明 未報告	見在の		左記に計上	した施設の 5日までの状	況
Ī	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1				1	4			3	1	
青森県	3			3			3			3		
岩手県							1			1		
宮城県	1	12		1		12	1	2	1	1		1
秋田県												
山形県							1	1		1		1
福島県							4			4		
茨城県	2			2			6			6		
栃木県	2			2			3	2		1	2	2
群馬県												
埼玉県	1	1		1		1	5	1		6		
千葉県	3			3			9	6	2	9		4
東京都	11			11			6			6		
神奈川県	7					7	4			4		
新潟県		1	1				2	2	2	2		
富山県								7	6			1
石川県												
福井県	1			1			2			2		
山梨県												
長野県							2			1	1	
岐阜県							2			2		
静岡県	1			1			6	4	2	6		2
愛知県	5	1		6			6			6		
三重県							4			4		
滋賀県												
京都府												
大阪府							5			4	1	
兵庫県	1	2	2	1				5	2			3
奈良県							2			2		
和歌山県												
鳥取県												
島根県							2			2		
岡山県							1			1		
広島県							3			3		
山口県	1			1			1			1		
徳島県		1			1		7	2	2	1	1	5
香川県							1			1		
愛媛県	1			1			1	3	1		1	2
高知県												
福岡県							5					5
佐賀県												
長崎県							5			5		
熊本県												
大分県		2		2			1	2	2	1		
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

Т.						廃棄物	<b>佐</b> 却乍		(旭青	<u> 没種類別</u>	リー政ヤ	111/011/
			4t/h	以上		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	NE SH N		2t/h以上	~4t/h未満		
	平成24 31日現 未報告加	在の 施設数	;	左記に計上 成24年8月15	5日までのサ		平成24 31日5 未報告	見在の	平	左記に計上 成24年8月1	5日までのお	
11.200.7	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市 仙台市	4					4	2			2		
さいたま市	4					4				2		
千葉市												
横浜市	5			5			2			2		
川崎市												
相模原市												
新潟市		2	2					3	3			
静岡市	0									_		
浜松市 名古屋市	2 5			<u>2</u> 5			5			5		
京都市	6			3		6						
大阪市	1			1								
堺市	4			4								
神戸市	1					1						
岡山市							1					1
広島市							2			2		
北九州市 福岡市												
個												
旭川市												
青森市		3	3									
盛岡市								1	1			
秋田市												
郡山市												
いわき市	4											
宇都宮市前橋市	1			1			1			1		
高崎市		3	3									
川越市		-										
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	3			3								
豊田市												
大津市								3	3			
高槻市	1			1								
東大阪市 姫路市												
炉路巾 尼崎市	1			1				1				
西宮市	,			'				'	'			
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2					2	1	-				1
福山市							1			1		
下関市												
高松市 松山市							2			2		
高知市							2			2		
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市		3	3	-	-		-					
鹿児島市												
合 計	79	33	15	62		34 4 目 1 目 か					7	28

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

						廃棄物	焼却炉		(万匹日又年	里須万丁一	THUELTS	<u> </u>
			200kg/h以上	:~2t/h未満	j	20 NC 1/2	.>⊒* 1//	10	Okg/h以上~	~200kg/h未	満	
	平成24 31日明 未報告	1年3月 見在の		左記に計上		況	平成24 31日明 未報告	1年3月 見在の		左記に計上	 した施設の 5日までの状	:況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	26	3	2	21	6		15	3	1	16	1	
青森県	7	1	1	7			13	1		13		1
岩手県	4	1		4		1	10	2	1	10		1
宮城県	10	3	2	9		2	18	10	5	18		5
秋田県	10			10			3			3		
山形県	11			11			6	1	1	6		
福島県	12			9	3		9			9		
茨城県	13			12	1		89	22	6	89		16
栃木県	13	3		11	2	3	13	12	6	12	1	6
群馬県	11			11			6	1		5	1	1
埼玉県	17	8	3	16	1	5	13	5	2	13	2	1
千葉県	7	5	3	7		2	57	28	4	57		24
東京都	6	9	2	6		7	5	14	1	4	1	13
神奈川県	6			6			13	2		3	2	10
新潟県	9	3	3	9			11	4	1	12	1	1
富山県	3	2	2	1	1	1	3	10	8	3	2	
石川県	4	6	3	4		3	10	10	3	10	2	5
福井県	5			5			13			13		
山梨県		1	1		_		1			1	_	
長野県	17			14	3		12			10	2	
岐阜県	22	1	1	22			15	10	4	15	1	5
静岡県	20	4		17	3	4	22	6	1	22	2	3
愛知県 三重県	15	4	2	15 9	4	2 1	9	4	4	13 20		44
	10 9	1	4	8	1	1	20	12 5	1 3			11 1
滋賀県 京都府	4	4	4	3	1		10 4	3	3	11		1
大阪府	20		1	18		1	5	1	1	4		1
兵庫県	16	6	5	16		1	24	19	8	24		11
奈良県	4	0	3	4		- '	29	31	1	30	1	28
和歌山県	2			2			8	1	1	8		20
鳥取県	6	4	4	5	1		9	7	8	8		
島根県	4	1	1	4			4	3	Ū	4		3
岡山県	13			12	1		9	Ŭ		9		
広島県	8	2		8		2	12	3		12		3
山口県	11			11			6			6		
徳島県	9	7	1	2		13	12	24	2	2	2	30
香川県	7	3	1	7	1	1	17	8	2	17	3	3
愛媛県	5			5			20	19	3			16
高知県	13	2		12	2	1	8	32	1	13	1	25
福岡県	5	20	6		2	17	6	41	3		1	43
佐賀県	11	10	6	11		4	8	7	2	8	1	4
長崎県	19			19			14			14		
熊本県	5	1		5		1	8	1		9		
大分県	3	1	1	3			4	3	2	4		1
宮崎県	1	-	-	1		-	1			1		-
鹿児島県	8	6	3	11			14	2	1	15		
沖縄県	4	1		4		1	9	1	2	8		
注)表Ⅲ-5		1 × 201 + 44		4.⊐H. 3 & an			à o H + =	H = HH = ±1	44 - 115 No 444 - 34	AL L > >		

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別一般会市別)

機能信 2 1 1 1 1 2 3 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							क्ट चंड भून	let ±n.let		(施記	没種類別	一政分	市別)
中央の				200kg/h以上	:~2t/h未満	te il	<b>発来物</b>	焼却炉	10	0kg/h以上~	~200kg/h未	満	
杜松市	- -	31日 現	1年3月 見在の		左記に計上	した施設の	況	31日美	4年3月 見在の		左記に計上	した施設の	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
Subject   1													
手動行 4 4 4 6 6 4 6 6 4 6 6 6 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1	1				· ·					
横頂音 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4			4				6				6
指検照音								8				1	1
解検は 4		2			1	1							
静岡市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
最後的 11						1							1
名 立居市         2         2         5         1 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>'</td> <td></td> <td></td> <td>1</td>										'			1
大阪市   4   4   1   1   1   1   1   1   1   1			2				2					1	1
増売 3 3 3 5 6 2 5 6 2 7 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							2	9	1	1			9
静戸													
関山市 5 3 2 1 1 5 1 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1													2
広島市     8     3     11     4     1     3     4       福岡市     1     1     1     1     3     4       超間市     2     2     2     1     1       古藤市     1     1     1     1     3     2     1     1       核田市     1     1     1     1     1     1     1       秋田市     3     3     3     1     1     1     1       秋田市     3     3     3     1     1     1     1     1       秋田市     3     3     3     1			3	2	l	1	5	0		1	3		3
福岡市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					11			2			2		
函館市   2   2   2   1   1   1   1   1   3   2   1   1   1   1   1   3   2   1   1   1   1   1   1   1   1   1			1						3				
超川市								1			1		
存存市     1     2     2     1     1     1     2     1     1     1     2     1     1     1     2     1     1     2     1     1     1     2     1     1     2     1     1     1     2     1     1     1     2     1		2			2								
		1	1	1	1			1	3	2	1	1	
郡山市         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         2         1         1         1         1         2         2         2         1         1         2         2         7         2         2         7         2         2         7         2         2         7         2         2         7         2         2         7         3         3         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         2         1         1         1         2         1         1         1         2         1         1         1         2         1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								1					
下記され   1		3			3								
宇都宮市     2     2     7     2     2     7       前橋市     2     1     1     2     1     1     2       川越市     1     1     1     2     1     1     2       柏市     1     1     1     4     4     4       横須賀市     3     3     1     1     1     1     1       長野市     3     3     1     1     1     1     1       長野市     2     1     1     1     1     1     1     1     1<		_											
前橋市 2 2 2 7 7 2 2 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 7 1 2 1 7 7 7 7		2			1	1			1				
高崎市		2			2				2	2			
<ul> <li>船橋市</li> <li>相市</li> <li>相市</li> <li>相市</li> <li>1</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>4</li> <li></li></ul>													
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##													
横須賀市			4	4				1			1		2
富山市     1			1	1					4				4
長野市     3     1     1     1       岐阜市     2     2     2     2       豊橋市     1     1     1     1       岡崎市     2     2     1     1     1       大津市     1     1     1     1     1       東大阪市     1     1     1     1     1     1       庭路市     1     1     1     1     1     1       正崎市     1     1     1     5     1     5     1       在敷市     2     2     1     1     1     2       福山市     7     7     7     7     5     7     5       下関市     1     1     2     1     1     1     1       松山市     1     1     4		1	1	1	1			3	4		5	1	1
岐阜市     2     2     2       豊橋市     1     1     1       岡崎市     2     1     1     1       豊田市     1     1     1     1       大冷市     1     1     1     1     1       庭崎市     1     1     1     1     1       庭崎市     1     1     1     1     1       西宮市     2     1     1     1     1       春敷市     2     2     1     1     1       富松市     2     2     1     1     1       高松市     2     2     1     1     1       高松市     2     2     1     1     1       松山市     1     1     2     1     1       佐崎市     1     1     2     1     1       長崎市     1     1     2     2     2       京崎市     1     1     2     1     1     2       京崎市     1     1     2     1     1     2     1       東原島市     1     1     2     1     1     2     2     2       東島市     1     1     2     1     1     2		3						1	1		1		1
豊橋市     2     2     1     1     1       豊田市     3     2     1     1     1     1       大津市     5     1     <													
岡崎市       2       2       1       1       1         豊田市       1		2			2			2			2		
豊田市 大津市 高槻市     1     1     1       東大阪市     1     1     1     1       姫路市     1     1     1     1     1       正崎市     1     1     1     1     1       西宮市     1     1     5     1     5     1       布敷巾市     2     2     1     1     1     1       倉敷市     2     2     1     1     1     1       高敷市     2     2     1     1     1     1       高松市     2     2     1     1     1     1       松山市     1     1     2     1     1     1     1       高知市     1     1     4     4     4     4       高知市     1     1     5     3     1     5     2     3       長崎市     1     1     2     1     <		2			2			1			1		
高槻市     1     1     1       東大阪市     1     1     1     2     1     1     1       庭路市     1     1     1     1     1     1     1       正崎市     1													
東大阪市         1         1         1         2         1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>													
								1			1		
尼崎市     1			1	1				1	2	1	1		1
西宮市									2	'			
和歌山市 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	西宮市												
倉敷市     2       福山市     7     7     5     7     5       下関市     1     1     2     1     1       高松市     2     2     1     1     1       松山市     1     1     4     4     4       高知市     1     1     5     3     1     5     2       久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     2     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       左崎市     1     1     3     2     1       産崎市     1     1     3     2     1       産場市     5     1     1     5     1     1									1				1
福山市     7     7     5     7     5       下関市     1     1     2     1     1       高松市     2     2     1     1     1       松山市     1     1     4     4     4       高知市     1     1     5     3     1     5     2       久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     2     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       鹿児島市     5     1     1     5     1     1     1					2		2	1			1		
下関市     1     1     2     1     1     1       高松市     2     2     1     1     1       松山市     1     1     4     4     4       高知市     1     1     5     3     1     5     2       久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     2     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       左崎市     1     1     3     2     1       産崎市     1     1     5     1     1     1					7			7	5		7		5
松山市     1     1     4     4       高知市     1     1     5     3     1     5     2       久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     1     1       熊本市     1     1     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       鹿児島市     5     1     1     5     1     1     1			1						J				
高知市     1     1     5     3     1     5     2       久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     1     1       熊本市     1     1     2     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       鹿児島市     5     1     1     5     1     1     1													
久留米市     1     1     5     2     3       長崎市     1     1     1     1       熊本市     1     1     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       塵児島市     5     1     1     5     1     1     1									_				
長崎市     1     1       熊本市     1     1     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       塵児島市     5     1     1     5     1     1     1		1	1		1		1	5			5	າ	2
熊本市     1     1     2     2       大分市     5     4     1     2     1     1     2       宮崎市     1     1     3     2     1       鹿児島市     5     1     1     5     1     1     1			- 1				ı	1	5		1		3
宮崎市     1     1     3     2     1       鹿児島市     5     1     1     5     1     1     1	熊本市	1			1			2					
鹿児島市 5 1 1 5 1 1 1					4			2					
			4	4	E								1
	合 計	546	141	67	498	37	85	740		105	713	33	317

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

<del>                                     </del>						oper and when	(施設種類別一都追附県別 <u>)</u> 廃棄物焼却炉						
		5(	)kø/h₽l ⊦~	-100kg/h未注	帯	<b>発来物</b>	<b>冼邓</b> 炉	50	)kg/h未滞	(0.5m <sup>2</sup> 以上)	)		
	平成24 31日明 未報告	年3月 見在の		左記に計上	<u>□</u> した施設の 5日までの状	:況	平成24 31日明 未報告	年3月 見在の		左記に計上	 した施設の 5日までの状		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	2	2	2	2			1			1			
青森県	4			4									
岩手県													
宮城県	3			3			1			1			
秋田県							1			1			
山形県	2			2				1	1				
福島県	4			4			3			3			
茨城県	9	2		9		2	2	1		2		1	
栃木県	11	3	3	7	3	1	1				1		
群馬県	9	1		9		1	2			1	1		
埼玉県	25	11		23	4	9	3	1		3		1	
千葉県	12	3	1	12		2	2	2		2		2	
東京都	11	22	1	11	1	20	1	8		1		8	
神奈川県	3	4		2		5	2					2	
新潟県	10	1	1	10			5	4	2	5		2	
富山県	2	2	1	2		1							
石川県		3				3	1			1			
福井県	4	1	1	4			2			2			
山梨県		1	1										
長野県	2			2			1			1			
岐阜県	14	8	1	14		7	1			1			
静岡県	10	2		11		1	10	3		12		1	
愛知県	2	1		3			2			2			
三重県	6	5	1	6		4	2	1		2		1	
滋賀県	4	1	1	4			4			4			
京都府													
大阪府	2			2			1			1			
兵庫県	10	5	3	10		2	2	1	1	2			
奈良県	9	1	1	9			1			1			
和歌山県	6			6			2			2			
鳥取県	1	4	3		2			1				1	
島根県	1		1				2	1		2		1	
岡山県	3		-	3			1		-	1	-	-	
広島県	2			2			4			4			
山口県	8			8			6			6			
徳島県													
香川県	4			4			2			2			
愛媛県	4	12		4		12	3	1	1	3			
高知県	6	3		6	1	2		4				4	
福岡県	3	27	1		2	27		11	1			10	
佐賀県	2	1		2		1	1			1			
長崎県	1			1			1			1			
熊本県	1		-	1			4		-	4	-	-	
大分県	3	1		3		1	1	1	1	1			
宮崎県			-	-					-	·			
鹿児島県		1		1									
沖縄県	3			3			4	口の胆の却		4			

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

I						廃棄物	<b>佐</b> 却恒		(他)	<u></u> 投種類別	可一政节	111/2/1/
		50	)kg/h以上~	100kg/h未	茜	<u> </u>	シロシドル	5	0kg/h未満	(0.5m <sup>2</sup> 以上)	)	
	平成24 31日明 未報告	年3月 1在の	; 平 <sub>历</sub>	左記に計上	した施設の 5日までの状		平成24 31日5 未報告	4年3月 見在の	平	左記に計上 成24年8月15	した施設の	
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市	0			-		4	1			1	1	
千葉市 横浜市	20	1		20		1	2 5			5		
川崎市	20			20			1			5	1	
相模原市												
新潟市	1	2	2		1		1			1		
静岡市	1	3	_	1	1	2	2			2		
浜松市	1			1								
名古屋市	1	2		1		2	1			1		
京都市	10					10	2					:
大阪市	1			1								
堺市	2			2			1			1		
神戸市	1					1	1			1		
岡山市	1					1						
広島市												
北九州市							2			2		
福岡市												
函館市 旭川市	+						2			2		
青森市		2	2				3			3		
盛岡市		1	1				1	1		1		
秋田市		,						,				
郡山市	1			1								
いわき市		1		1								
宇都宮市												
前橋市												
高崎市	3	1	1	3			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		2				2						
横須賀市												
富山市	3	1		3	1			1				,
金沢市長野市	1			1								
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市	3			3								
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市	3			1	2		2			2		
和歌山市	2			2		4	4			4		
倉敷市 福山市	1					1	1					
下関市	- 1			1								
高松市	1			1								
松山市	'	1	1	'								
高知市		1	'			1						
久留米市		3				3						
長崎市	2	Ĭ		2								
熊本市	1				1		1			1		
大分市	1			1			1	3	1			
宮崎市		1	1				1			1		
鹿児島市								1	1			
合 計	283	151	31	258	19	126	118	47	9	111	4	4

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(10a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

				焼却炉					合	計	和地址	210047
	平成24	年3月	小	計			平成24	年3月			) ) 4/·	
	31日明	見在の		左記に計上 式24年8月15		況	31日明 未報告:	見在の			.した施設の 5日までの状	
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	48	9	5	43	8	1	49	9	5	44	8	1
青森県	30	2	1	30		1	30	2	1	30		1
岩手県	15	3	1	15		2	15	3	1	15		2
宮城県	34	27	8	33		20	34	29	8	33		22
秋田県	14			14			14			14		
山形県	20	3	2	20		1	20	3	2	20		1
福島県	32			29	3		35			31	4	<b></b>
茨城県	121	25	6	120	1	19	123	25	6	122	1	19
栃木県	43	20	9	33	9	12	47	20	9	37	9	
群馬県	28	2		26	2	2	29	6		27	2	
埼玉県	64	27	5	62	7	17	70	30	5	68	7	20
千葉県	90	44	10	90	_	34	90	46	10	90	_	36
東京都神奈川県	40	53	4	39	2	48	40	53	4	39	2	
	35	6	40	15	2	24	35	6	40	15	2	
新潟県	37	15 21	10 17	38	1	3	39	15 21	10 17	40	1	3
富山県 石川県	8 15	19	6	6 15	3	3 11	10 15	19	6	8 15	3 2	
福井県	27	19	1	27	2	11	27	19	1	27		11
山梨県	1	2	2	1			3	4	3	21	2	
長野県	34	2		28	6		35	4	3	29	6	
岐阜県	54	19	6	54	1	12	55	20	7	55	1	12
静岡県	69	19	3	69	5	11	78	19	3	78	5	11
愛知県	39	10	2	45	3	2	46	11	2	53	3	2
三重県	42	19	2	41	1	17	46	21	5	43	1	18
滋賀県	27	10	8	27	1	1	28	10	8	28	1	1
京都府	8	3	3	7	1	,	8	3	3	7	1	
大阪府	33	1	2	29	1	2	38	2	2	35	1	2
兵庫県	53	38	21	53	•	17	54	38	21	54		17
奈良県	45	32	2	46	1	28	45	32	2	46	1	28
和歌山県	18	1	1	18			18	1	1	18		
鳥取県	16	16	15	13	3	1	16	16	15	13	3	1
島根県	13	5	2	12		4	14	5	2	13		4
岡山県	27			26	1		27			26	1	
広島県	29	5		29		5	30	5		30		5
山口県	33			33			38			38		
徳島県	28	34	5	5	4	48	28	34	5	5	4	48
香川県	31	11	3	31	4	4	31	11	3	31	4	4
愛媛県	34	35	5	33	1	30	34	35	5	33	1	30
高知県	27	41	1	31	4	32	27	41	1	31	4	32
福岡県	19	99	11		5	102	20	101	11		5	
佐賀県	22	18	8	22	1	9	22	21	11	22	1	9
長崎県	40			40			40			40		
熊本県	18	2		19		1	24	2		19	6	
大分県	12	10	6	14		2	12	10	6	14		2
宮崎県	4			4			4			4		<b></b>
鹿児島県	23	9	4	28			24	9	4	29		<b> </b>
沖縄県	20	2	2 田土却生物	19	亚出 9.4年	1	20	2	2	19		1

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(10b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

П			廃棄物	焼却炉			(施設種類別-政令市別) → A 計						
			小					7	台	計			
	平成24 31日明 未報告	起在の 施設数			した施設の 5日までの状		平成24 31日 未報告	見在の 施設数		成24年8月1	した施設の 5日までのサ		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市 仙台市	1 7			1		4	7			3		4	
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2			
千葉市	12	7		11	1	7		7		12	1	7	
横浜市	40			38	1	1	40			38	1	1	
川崎市	3			1	2		3			1	2		
相模原市 新潟市	1 13	10	10	11	1 2		13	10	10	11	1 2		
静岡市	5	5	1	5	1	3	5	8	2		1	5	
浜松市	23	1		23		1	23	1		23		1	
名古屋市	12	6		12	1	5		8	1	13	1	6	
京都市	29 7	1	1	7		29	31 7	1	1	7		31	
堺市	15	2		15		2		2		15		2	
神戸市	10			5		5				5		5	
岡山市	7	4	3		1	7	7	4	3		1	7	
広島市	12	3		15 10			12	<u>3</u>		15 12			
北九州市 福岡市	6	4		2			8 2	5		2		1	
函館市	2			2			2			2			
旭川市	2			2			2			2			
青森市	5	9	8	5	1		5	9			1		
盛岡市 秋田市	3	3	2	3		1	3	3	2	3		1	
郡山市	2			2			2			2			
いわき市	3	2		4	1		3	2		4	1		
宇都宮市	4			4			4			4			
前橋市	9	2	2	9			9	2	2				
高崎市 川越市	6	5	5	6			6	5	5	6			
船橋市	1	3		1		3	1	3		1		3	
柏市		7	1			6		7	1			6	
横須賀市													
富山市 金沢市	7 5	8	2	9 5	2	2 1	10 5	8	2	12 5	2	2	
長野市	4	'		4		'	4	Į.		4		<u> </u>	
岐阜市	6			6			6			6			
豊橋市													
岡崎市	6			6			6			6			
豊田市 大津市	3	3	3	3			3	3	3	3			
高槻市	2	J	3	2			2			2			
東大阪市													
姫路市 足崎市	1	4	3	1		1	1	4	3			1	
尼崎市 西宮市	2	2	2	2			2	2	2	2			
奈良市	11	1		9	2	1	12	1		10	2	1	
和歌山市	9			9			9			9			
倉敷市	7					7	8					8	
福山市	16	5		16		5	18 5	5		18		5	
下関市 高松市	2	1		3			5	1		6			
松山市	7	1	1	7			7	1	1	7			
高知市	6	4	1	6		3	6	4	1	6		3	
久留米市	_	9		_	2	7		12			2	10	
長崎市	3 5			3	4		3 5			3	1		
大分市	9	4	2	8	1	2		4	2			2	
宮崎市	2	7	6	1	1	1	2	7	6		1	1	
鹿児島市	5	3	3	5			5	4	4	5			
合 計	1889	846	256	1747	101	631		879	267		110	656	

注)表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

		(サルファイトノ	パルプ)の製	い <sup>°</sup> )又は亜 造の用に供 <sup>°</sup> による漂白	する塩素		カー	-バイド法アセチロ	//の製造の	用に供する	アセチレン洗浄が	設
	平成24 31日野 未報告事	見在の		生記に計上 I 成24年8月1			31日	4年3月 現在の 事業場数			した事業場の 5日までのお	
•	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												1
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注)表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

			(サルファイトバ	Vプ゜(クラフトハ゜)	ヷ) 又は亜	硫酸パルプ		1					
	<b>—</b>		又は	塩素化合物	造の用に供 による漂白	する塩素		カーパイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 平成24年3月 左記に計上した事業場の					
ļ		平成24 31日5 未報告事	見在の			した事業場の 5日までの#		31 日 ₹	4年3月 見在の 事業場数		生記に計上し 成24年8月15		
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市													
仙台市													
さいたます													
千葉市													
横浜市 川崎市													
相模原市													
新潟市			1	1									
静岡市													
浜松市								1			1		
名古屋市													
京都市 大阪市													
堺市	+												
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市 函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市 前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市 金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市 高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市 和歌山市													
和歌山市 倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市			-	-	-				-			-	
松山市													
高知市 久留米市													
人留米市 長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合 計		1	1	1			4月1日か		_	_		0	(

注)表 $\mathbf{II}$  -7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 2 4 年 4 月 1 日から 8 月 1 5 日の間の報告状況等を計上した。

## 表VI-11(2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

		湿式集	焼却炉に係る じん施設及 汚水又は廃	廃ガス洗浴 び灰の貯留	施設で	<u> </u>	702類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗剤施設及び湿式集じん施設  平成24年3月 31日現在の 未報告事業場数  休止 末測定 報告 休止 廃止等 未測定					
	平成24 31日明 未報告事	見在の			した事業場の 5日までの <del>り</del>		31日美	見在の	平	左記に計上 l 成24年8月15	ンた事業場の 5日までのお	- り t況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1	1									
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2			2								
茨城県	3			2	1							
栃木県	1			1								
群馬県	1				1		1			1		
埼玉県	2			2								
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県	2			1	1							
新潟県	4			4								
富山県												
石川県												
福井県	1			1								
山梨県												
長野県												
岐阜県	2			2								
静岡県	5	1		5		1						
愛知県	3			3								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	3			3								
兵庫県	1	1		1	1							
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	1			1								
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1				1							
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県		1				1			生生のなり	l		

注)表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

本報音事果物数   株止   未測定   報告   株山   未測定   報告   株山   株山   株山   株山   株山   株山   株山   株	設種類別 る廃ガス洗浄 及び灰の貯留 は廃液を排出す		P装置、 施設で		フロン類の破り			うちプラズマ <u>メ</u> 式集じん施詞		廃ガス洗浄
札幌市	左記に計上し ア成24年8月15		た事業場の 日までの状	) 況	平成24 31日明 未報告事	見在の	<i>担</i>	定記に計上し 成24年8月15	ンた事業場の 5日までのサ	つ : : : 況
他台た東市 一大葉市市 横浜市市 川横原市市	休止		廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
さいた東市 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年										
千葉市 横浜市 川横原市 新嗣市 名古郡 (大阪市) 名古郡で市 東市市市 一一市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		-								
横浜市 川梅原市		巾								
川崎市市										
相模原市         2           新潟岡市         2           浜松屋市         京都市           大阪市市         堺市市市           神戸市市         団山市市           山島市市         1           北九州市市         1           福館市市         1           山川市市市         1           京阪田市市         1           山川市市市市         1           市市市市市         4           日本市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市										
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##										
浜松市 名古都市 大阪市										
名古屋市 京都市 大阪市 堺市市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 1 福岡館市 旭川市 青森岡市 地川市 青森岡田市 郡山市 いわぎ店市 前崎市 川越市 4 船橋市 柏市 横須田市 金沢野市 岐橋市 富山市 金沢野市 岐橋市 富田市 大津市 高機市市 関 野市 東大路市 に宮良山市 東大路市 に宮良山市 会験市市 に宮良山市 会別市市 に対 の市 ののでは、大田・ ののでは、大	2									
京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 1 福館市 超館市 旭川市 青森市 1 盛岡市市 地川市 青森市市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
大阪市 堺市市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 1 福岡市市 園館市市 旭川市市 1 電岡市市 地川市青森市 1 盛岡市市 地川市市市市 1 ののでするでは、		1								
堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 1 福館市 園館市 旭川市 青森市 1 盛岡市 秋田市市 北山市市 青森市市 市市市 北山市市 おわき市市 前橋市市 前越市市 ・ 4 松田市・ ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										
神戸市										
岡山市   広島市   北九州市		1								
北九州市     1       福岡市     図館市       旭川市     青森市       京岡市     1       秋田市     郡山市       郡山市     北山市       いわき市     宇都橋市       宇都橋市     月										
福岡市										
図館市   加川市   市森市   1   日本市   日本	1									
旭川市 青森市 1 盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市市 高崎市市 川橋市市 4 船橋市 柏市ででは、 横須山市 4 金沢市市では、 長野市では、 長野市では、 長野市では、 は橋市市市では、 大津市・ 高機阪市市・ 豊橋・市市・ 豊橋・市市・ 豊橋・市市・ 豊橋・市市・ 豊田市・大津市・ 高機阪市市・ 東大路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路市市では、 近路では、 近路市では、 近路では 近路では には 近路では には には には には には には には に										
青森市       1         盛田市       1         郡山市       1         いわき市       宇都橋市         宇都橋市市       4         島崎市市       4         船桁市       4         船桁市       4         船桁市       4         銀門市       6         世界市市       0         世帯市市       0         豊岡町市       0         世帯市市       0         大高城市市       0         大高大路市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市市       0         大田市       0         大田市       0         大田市       0         大田市       0         大										
盛岡市 秋田市 郡山市 郡山市 いわき市 宇都橋市 高崎越市 稲市市 横須市市 電ル市 長野市市 岐豊橋・市市 世野市市 世野市市 世帯・市市 高崎田市市 大高棋阪市市 東大路崎市市 東大路・市 庭尼市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 西宮市市 田湖市 名組財 名別市 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	1									
秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 4 船橋市 相市 横須市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊橋市 岡崎市 豊 橋市 市										
いわき市 字都宮市 前橋市 高崎市 川越市										
宇都宮市       前橋市         高崎市       川越市         川越市       4         船橋市       柏市         横須賀市       富山市         金沢市       長野市         岐阜市       豊橋市         岡崎市       豊田市         大津市       高槻市         市       市         高槻市       西宮市         奈時市       西宮市         奈郎市       1         下関市       高松市         松山市       高知市         各公市       2         人留米市       2         長崎市       1         熊本市       1										
前橋市 高崎市 川越市 4 船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻町市 東大路市 尾路市 尼宮市 京良市 和歌山市 6 報か市 1 下関市 高松市 松山市 1 下関市 高知市 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4										
高崎市     川越市										
川越市     4       船橋市     柏市       横須賀市     富山市       金沢市     長野市       岐阜市     豊橋市       岡崎市     豊田市       大津市     高機市       高機市     東大阪市       姫路市     上崎市       京市     京京市       京京市     京京市       和歌山市     倉協山市       1     下関市       高松市     松山市       高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
船橋市 柏市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 姫路市 尼崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 倉掘山市 1 下関市 高松市 松山市 高知市 2 久留米市 2 長 長 長 長 長 長 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石				4						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##										
横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市 大津市 高槻市 東大阪市 姫路市 尼崎市 西宮市 奈良市 和歌山市 倉敷山市 1 下関市 高松市 松山市 高知市 2 久留米市 2 長崎市 1										
金沢市       長野市       岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫崎市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高知市       協山市     2       人留米市     2       長崎市     1       熊本市     1		ī								
長野市       岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高知市       松山市       高知市       2       長崎市     1       熊本市					1			1		
岐阜市       豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高知市       松山市       高知市       久留米市       夏崎市       熊本市										
豊橋市       岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       高知市     2       人留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
岡崎市       豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市       高知市       松山市       高知市       久留米市       夏崎市       熊本市										
豊田市       大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       名留米市     2       長崎市     1       熊本市     1		-								
大津市       高槻市       東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
東大阪市       姫路市       尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       名留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
<ul><li>姫路市</li><li>尼崎市</li><li>西宮市</li><li>奈良市</li><li>和歌山市</li><li>倉敷市</li><li>福山市</li><li>1</li><li>下関市</li><li>高松市</li><li>松山市</li><li>高知市</li><li>2</li><li>人留米市</li><li>2</li><li>長崎市</li><li>1</li><li>熊本市</li></ul>										
尼崎市       西宮市       奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1		ī								
西宮市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 1 下関市 高松市 松山市 高知市 2 人留米市 2 長崎市 1 熊本市		-								
奈良市       和歌山市       倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       名米市     2       長崎市     1       熊本市     1		+								
和歌山市 倉敷市 福山市 1 下関市 高松市 松山市 高知市 2 久留米市 2 長崎市 1 熊本市										
倉敷市       福山市     1       下関市     高松市       松山市     高知市       名米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
下関市       高松市       松山市       高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
高松市       松山市       高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1	1									
松山市       高知市       久留米市       長崎市       熊本市		_								
高知市     2       久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1										
久留米市     2       長崎市     1       熊本市     1	2									
長崎市 <b>1</b> 熊本市		_		2						
熊本市	1									
大分市										
宮崎市										
鹿児島市         40         11	2 36		5	8	2	0	0	2	0	(

注)表 $\mathbf{II}$  -7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 2 4 年 4 月 1 日から 8 月 1 5 日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

			【肥政性	重類別-	1	<u> </u>						
			下水道終	卡処理施設					単対象施設を から排出さ			
	平成24 31日明 未報告事	配在の	<i>其</i>	定記に計上し 成24年8月15	」た事業場の 5日までの∜	の 代況	平成24 31日5 未報告3	4年3月 見在の 事業場数	<i>担</i>	E記に計上し 成24年8月15	、た事業場の 3日までの∜	つ C況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県							1			1		
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県							1			1		
群馬県	1			1								
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県		1	1									
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府	1			1								
兵庫県		1				1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県				-	-					-		
山口県		-		-							-	
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		-		-							-	
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
注) 表Ⅲ — 7		노 것 기미 수 상	· H + + 1 + +	=n. 2. 2. a.	T. No. 1 H		A 0 F 4 F	HH - 40	Ale I Is See Arte its	at to a		

注)表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

			(施訂	发種類別	リー政令	`巾別)	I					
			下水道終	<b>卡処理施設</b>					準対象施設を おから排出さ			
	平成24 31日明 未報告事	見在の			した事業場の 5日までの#		31日表	4年3月 現在の 事業場数	平	左記に計上 成24年8月1	した事業場の 5日までの∜	の 代況
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市 さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市 浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市	1			1								
堺市												
神戸市岡山市								<del>                                     </del>				
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市 青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市 高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市 金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市			-	-								
岡崎市 豊田市												
世田市 大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市		1	1					-				
西宮市 奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市 松山市								1				
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市 鹿児島市												
合 計	6	3	2	6	0	1	2	0	0	2	. 0	0
					平成24年						<u> </u>	

注)表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-都道府県別)

п			(他設在	重類別-	1	<u> </u>
			合	計·		
	平成24 31日現 未報告事	在の		立記に計上し 成24年8月15		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	1	1	2		
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	1			1		
山形県						
福島県	2			2		
茨城県	3			2	1	
栃木県	2			2		
群馬県	3			2	1	
埼玉県	2			2		
千葉県	1			1		
東京都	1			1		
神奈川県	2			1	1	
新潟県	4			4		
富山県						
石川県						
福井県	1			1		
山梨県						
長野県						
岐阜県	2	1	1	2		
静岡県	5	1	•	5		1
愛知県	3	•		3		•
三重県				·		
滋賀県						
京都府						
大阪府	4			4		
兵庫県	1	2		1	1	1
奈良県					•	•
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1			1		
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県	1				1	
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県		1				1
注)表Ⅲ-7	の凯里老に		田土和生物	ラルム・ト の	亚出 0.4年	

注)表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別-政令市別)

			(施記	设種類別	J一政令	市別)
			合	計		
	平成24	1年3月				
	31日期	見在の			」た事業場⊄ 5日までの状	
	未報告事 休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市		., ., .	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		32 ,	
仙台市						
さいたま市 千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市 新潟市		1	1			
静岡市	2	ı	'	2		
浜松市	1			1		
名古屋市						
京都市大阪市	1			1		
堺市						
神戸市						
岡山市 広島市						
北九州市	1			1		
福岡市						
函館市						
旭川市 青森市		1	1			
盛岡市		I.	!			
秋田市	1			1		
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
高崎市						
川越市		4				4
船橋市 柏市						
横須賀市						
富山市	1			1		
金沢市						
長野市						
岐阜市 豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市 東大阪市						
姫路市						
尼崎市		1	1			
西宮市						
奈良市 和歌山市						
倉敷市						
福山市	1			1		
下関市						
高松市 松山市						
高知市	2			2		
久留米市		2				2
長崎市	1			1		
熊本市 大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	52	15	5	48	5	9

注)表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成24年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。